瑞穂町
第５次地域保健福祉計画
（最終案）

令和８年度～令和 12 年度

令和８年３月

瑞　穂　町

調 整 中

＜目　次＞

第1章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の背景 3
（1）国の動向 3
（2）東京都の動向 3
（3）瑞穂町の動向 3
２　地域保健福祉とは 8
３　計画の位置付け 9
４　SDGsとの関連 10
本計画と特に関連があるゴール 10
５　計画の期間 12

第2章　瑞穂町の現状 13
１　地域福祉に係る状況 15
（1）総人口の推移と推計 15
（2）年齢構成別人口構成 16
（3）出生数と出生率及び合計特殊出生率の推移 17
（4）人口動態 19
（5）世帯数の推移 19
（6）高齢者と高齢化率の推移と推計 21
（7）高齢者世帯の推移と推計 22
（8）要介護・要支援認定者数の推移と推計 23
（9）民生委員・児童委員の活動状況 24
（10）障害者手帳等所持者数の推移 25
（11）ボランティアの登録状況 25
（12）権利擁護センターみずほの利用状況 26
２　保健福祉に係る状況 27
（1）健康診査受診率の推移 27
（2）予防接種率の推移 28
（3）がん検診受診率の推移 29
３　地域保健福祉計画調査概要 30
（1）調査結果の概要 31

第3章　第4次地域保健福祉計画の進捗状況 43
１　ふれあい、ささえあう地域づくり 45
（1）地域での交流活動の推進 45
（2）地域情報の発信 48
（3）利用しやすい施設の環境づくり 49
（4）世代間交流の活性化 51
（5）高齢者や障がい者の社会参加促進 53
（6）介護保険制度の適正な運営 57

２　地域福祉をすすめるための体制づくり……59
（１）地域福祉の担い手の養成……59
（２）地域における福祉教育・学習の推進……61
（３）ボランティア・NPOの活動の推進……62
（４）相談体制の充実……65
（５）福祉サービスの質の向上……68
３　誰もが安心して暮らせる環境づくり……71
（１）権利擁護の推進……71
（２）ユニバーサルデザインの推進……74
（３）防災・防犯体制の充実……76
（４）すべての子育て家庭への支援……81
（５）支援が必要な子どもと家庭への支援……84
（６）障がい者の就労支援……88
（７）地域包括ケアシステムの推進……89
４　いきいきと暮らすための健康づくり……92
（１）母子保健の充実……92
（２）健康増進の充実……94
（３）医療体制の基盤づくり……98
（４）健康危機管理対策の推進……99
基本目標4の評価指標……101

第4章　計画の基本的な考え方……103
１　課題の抽出……105
２　計画の基本理念……108
３　計画の基本目標……108
４　第5次計画での重点的な取組……110
５　第5次地域保健福祉計画施策の体系……112

第5章　施策の展開……115
１　基本目標1　つながり、ささえあう地域づくり……117
基本施策（１）地域での交流活動の推進……117
基本施策（２）地域情報の発信……117
基本施策（３）利用しやすい施設の環境づくり……118
基本施策（４）世代間交流の活性化……118
基本施策（５）高齢者や障がい者の社会参加促進……119
基本施策（６）介護保険制度の適正な運営……120
２　基本目標2　地域福祉をすすめるための体制づくり……121
基本施策（１）地域福祉の担い手の養成……121
基本施策（２）地域における福祉教育・学習の推進……121
基本施策（３）ボランティア・NPOの活動の推進……122
基本施策（４）相談体制の充実……123
基本施策（５）福祉サービスの質の向上……124

３　基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり 125
基本施策（１）権利擁護の推進（瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画） 125
基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進 127
基本施策（３）防災・防犯体制の充実（瑞穂町再犯防止推進計画　取組⑤から⑨まで） 128
基本施策（４）すべての子育て家庭への支援 130
基本施策（５）支援が必要な子どもと家庭への支援 131
基本施策（６）障がい者の就労支援 132
基本施策（７）地域包括ケアシステムの推進 133
４　基本目標４　いきいきと暮らすための健康づくり 134
基本施策（１）母子保健の充実 134
基本施策（２）健康増進の充実 135
基本施策（３）医療体制の確保 137
基本施策（４）健康危機管理対策の推進 137
生活習慣の改善に向けたライフステージ別の取組 138
基本目標4の評価指標 140

第6章　計画の推進 141
１　計画推進の仕組み 143
２　進捗状況の管理及び公表 144
３　第５次地域保健福祉計画における評価指標 145
基本目標１　つながり、ささえあう地域づくり 145
基本目標２　地域福祉をすすめるための体制づくり 146
基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり 147

資料編 149
１　瑞穂町地域保健福祉審議会条例 151
２　瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則 153
３　瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿 154
４　瑞穂町地域保健福祉計画専門分科会委員名簿 156
５　計画の策定経過 158
６　地域福祉活動のための小地域区分(圏域) 159
小地域の位置 159

第１章　計画の策定にあたって

第１章 計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

（１）国の動向

国は、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定を規定し、災害時要援護者支援や生活困窮者支援などを地域福祉計画に盛り込むよう、厚生労働省通知で指示してきました。平成27年には「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により、分野別支援から全世代・全対象型の地域包括支援体制への転換が提唱され、「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」の実現が政策の柱となりました。さらに、平成29年には社会福祉法が一部改正されて地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

令和3年度以降は、保健師のICT活用や人材育成、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備、地域包括ケアの深化など、より実践的な施策が展開されています。また、２１世紀における国民健康づくり運動（以下「健康日本21」という。）の推進を通じて、生活習慣病予防や健康寿命の延伸にも注力しています。これらの取り組みは、地域における多様な支援ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すものです。

（２）東京都の動向

東京都では、平成18年に「福祉健康都市東京ビジョン」を策定し、区市町村や民間団体との連携を通じて地域福祉の方向性を示してきました。平成30年度から令和2年度までの「東京都地域福祉支援計画」では、包括的な相談支援体制の構築や居場所づくり、生活困窮者支援、福祉人材の育成など、分野横断的な施策が展開されました。

令和3年度以降は、第二期地域福祉支援計画（令和3～8年度）に基づき、複雑化する支援ニーズへの包括的対応や多様な主体の連携強化、地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。また、「東京の福祉保健2025」では、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者などへの支援を整理し、デジタル技術の活用や地域包括ケアの推進を重点施策として位置づけています。これにより、都民が安心して暮らせる地域づくりが進められています。

（３）瑞穂町の動向

瑞穂町では、平成12年の社会福祉法の改正を受け、平成18年に第１次計画としての「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し、平成23年には「瑞穂町第２次地域保健福祉計画」を策定し、第１次計画の見直しと施策の更なる推進をはかりました。

その後、平成28年策定の「第４次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」のもと、平成26年に策定された「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、平成28年に自助、互助・共助、公助の観点から計画全体を見直し、地域保健福祉のさらなる充実をはかり、住民と行政との協働による、基本理念の実現をめざした「瑞穂町第３次地域保健福祉計画」を策定しました。

本計画では、「第５次瑞穂町長期総合計画」の内容をふまえた上で、「誰一人取り残さ

ない」を理念とした国際的な動き、平成29年の社会福祉法の改正や令和５年の認知症基本法の成立など、国や東京都の地域共生社会の実現に向けたこれまでの施策をもとに、計画全体を見直し策定しています。

【地域保健福祉に関する国・都・町の動向】

平成 12 年	**社会福祉法改正【国】**
	● 新たに第107条に地域福祉推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められた。
平成 13 年	**瑞穂町　第３次長期総合計画策定【町】**
	● 町の地域資源である「人」と「自然」を活かしたまちづくりをすすめ、住民だれでもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適なまちをめざし、策定した。
平成 18 年	**自殺対策基本法施行【国】**
	● 年間の自殺者が3万人を超えていた日本の状況に対処するため、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、制定された。
	福祉健康都市東京ビジョン【都】
	● 「福祉改革」「医療改革」を更に推進していくための、福祉と保健医療の両分野を貫く、初めての基本方針であり、分野別計画の策定、推進の基本となる。確かな「安心」を次世代に引き継ぐために、このビジョンに基づき、大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療サービスの一層の充実をめざすと示された。
	瑞穂町　地域保健福祉計画策定【町】
	● 平成17年に設置した「瑞穂町地域保健福祉審議会」の答申を受け、「長期総合計画」を基に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合性をはかり、審議会の答申を最大限に尊重し策定した。
平成 19 年	**厚生労働省通知　要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項【国】**
	● 日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有をはかることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。
平成 22 年	**厚生労働省通知　市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について【国】**
	● 高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援し、働きかけについて依頼があった。
平成 23 年	**瑞穂町　第４次長期総合計画策定【町】**
	● 計画の推進にあたっての基本理念を「自立と協働」とした。
	瑞穂町　第２次地域保健福祉計画策定【町】
	● 「第４次長期総合計画」や関連計画との整合性をはかりながら、更なる地域福祉の推進につながるよう策定した。

平成 26 年	**厚生労働省通知　市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について【国】**
	● 「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が定められた。
	瑞穂町協働宣言策定【町】
	● 町に関わる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとすることを宣言した。
平成 27 年	**生活困窮者自立支援法施行【国】**
	● 生活困窮者が「最後のセーフティネット」である生活保護受給に至る前に、予防的に「第２のセーフティネット」として支援制度が設置されることとなり、生活保護法の改正とあわせて「生活困窮者自立支援法」が制定され４月１日に施行された。
	厚生労働省　「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表【国】
	● 従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるとの観点を打ち出された。
	「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定【国】
	● 少子高齢化の構造的な問題を解決し、更なる成長を続けられる社会をめざし、半世紀後の未来においても1億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している、社会の理想像を描いたビジョン。一億総活躍社会を創っていくため、名目ＧＤＰ600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、この的に向けて「新・三本の矢」を放つと示された。
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置【国】
	● 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の改正、平成30年度・平成33年度の介護・障害 福祉の報酬改定、更には平成30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うことが示された。
	地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置【国】
	● これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実にすすめつつ、こうしたコンセプトの適用を更に拡げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示された。
平成 28 年	**成年後見利用制度利用促進法施行【国】**
	● 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項並びに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。
	自殺対策基本法改正【国】
	● 自殺対策を地域レベルで推進し、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することとした。
	再犯防止推進法施行【国】
	● 犯罪や非行をした人の再犯防止を国と地方自治体の責務と明記した。地方自治体に対しては国の計画に沿って、「地方再犯防止推進計画」を定めることを努力義務とした。このほか国、自治体、民間団体の緊密な連携のほか、国民の理解と関心を深めるため毎年７月を「再犯防止啓発月間」とすることも定められた。

平成 28 年	**瑞穂町　第４次長期総合計画後期基本計画策定【町】**
	● 第４次瑞穂町長期総合計画基本構想に示した将来都市像の実現に向けた各種施策を体系化し、長期総合計画後期基本計画として改訂した。
	瑞穂町　第３次地域保健福祉計画策定【町】
	● 「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、自助、互助・共助、公助の観点からの計画を見直し、策定した。
平成 29 年	**社会福祉法一部改正【国】**
	● 地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域福祉計画策定ガイドラインが示された。
	「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表【国】
	● 地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ ● 改正社会福祉法第106条の３に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、更にはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりをすすめる。
	「再犯防止推進計画」閣議決定【国】
	● 再犯防止推進法に基づき、７つの重点課題について、115の具体的施策を設定した。
平成 30 年	**厚生労働省通知　社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進について【国】**
	● 改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。社会福祉法人の地域社会への貢献として、各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進すると示した。
	東京都地域福祉支援計画策定【都】
	● 東京における「地域共生社会」の実現を目的とし、策定された。
令和元年	**東京都再犯防止推進計画策定【都】**
	● 犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うことが示された。
令和２年	**いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画【町】**
	● 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により進めていくため策定した。
令和３年	**第二期東京都地域福祉支援計画（令和３年度～令和８年度）【都】**
	● 社会福祉法の改正、コロナ禍などの社会情勢の変化を反映し、地域共生社会実現のため、複合的な地域生活課題に対して分野横断的な展開を加速することを目的としている。 ● 令和５年度の中間見直しでは、【新たに盛り込む地域生活課題】として以下の４つが挙げられている。①複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進）②孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、③災害に強い福祉の推進④デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正
	瑞穂町　第５次長期総合計画策定【町】
	● 将来都市像を「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～〝そうぞう〟しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」とした。
	瑞穂町　第４次地域保健福祉計画策定【町】
	● アンケート調査や統計データ、国の動向を含む瑞穂町を取り巻く状況をふまえ、５つの重点取組（１　地域福祉コーディネーターの配置、２　重層的支援体制の整備、３　多世代間交流事業の拡大、４　権利擁護の推進、５　母と子の健康づくりの推進）と達成目標を設定した。

令和４年	**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）【国】**
	● 売春防止法に基づく婦人保護事業から脱却し、DV・性被害・貧困など多様な困難に対応する包括的支援法として新たに制定された。 ● 令和6年4月の施行に伴い、女性相談支援センターの設置基準や女性自立支援施設の運営基準、給付金制度などの詳細が政令・省令で定められた。また、国の基本方針に基づき、都道府県は基本計画等で施策の実施内容を定め、各自治体では支援調整会議の設置や女性支援相談員の配置が努力義務となっている。
令和５年	**認知症基本法【国】**
	● 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、７つの基本理念による８つの基本的施策が定められている。国と地方公共団体は、この基本理念にのっとった認知症施策を策定・実施する責務を有し、さらに都道府県や市町村ではそれぞれにおいて計画を策定する（努力義務）とされている。 ● ８つの基本的施策（①　認知症の人に関する国民の理解の増進等、②　認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③　認知症の人の社会参加の機会の確保等、④　認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、⑤　保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥　相談体制の整備等、⑦　研究等の推進等、⑧　認知症の予防等
令和６年	**孤独・孤立対策推進法【国】**
	● 社会の変化により個人と社会のつながりが希薄になる中で、孤独や孤立が心身に悪影響を及ぼす状況を踏まえ、国や地方公共団体が連携して総合的な対策を推進するための法律。 ● 国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すとしている。
令和７年	**東京の福祉保健2025（令和７年度重点施策）【都】**
	● 東京都福祉局及び保健医療局が所管する施策のうち、令和７年度に重点的に取り組む事業を「子供家庭分野」「高齢者分野」「障害者分野」「生活福祉分野」など、10の分野別に取りまとめたもの。 ● 「横断的取組」では、取組主体である自治体の役割と、福祉・保健・医療の各分野におけるDX推進や防災対策という、階層の異なる２つの視点から施策を推進するとしている。

２　地域保健福祉とは

地域保健福祉とは地域の住民、住民組織と関係団体、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を住民や関係者で受け止め、協力して地域で解決するのが地域福祉であり、生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持、増進を推進することが地域保健です。

住み慣れた地域で安全・安心に、自分らしく暮らしていけることは、地域住民全ての願いであり、地域福祉はその願いの実現をめざすものです。そのため、既存の制度やサービスの利用を推進するだけではなく、地域全体でささえあっていく関係や仕組みをつくっていくことが重要となります。また、地域住民の誰もが、あらためて「地域のつながり」の重要性を認識し、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待等、地域における様々な課題の解決や深刻化を防ぐことが大切です。

地域保健福祉では、住民の誰もがサービスの利用者にも提供者にもなりえます。個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、個人や家庭だけでは解決できないことを、近隣住民や団体、組織、事業者などによって支援する【互助・共助】、公的な制度に基づくサービスの提供等【公助】、といった様々な人や組織、行政が連携しながら、協働して地域保健福祉を推進していくことが求められています。特に、【互助・共助】の取組を広げていくことが、今後の地域保健福祉では重要となります。

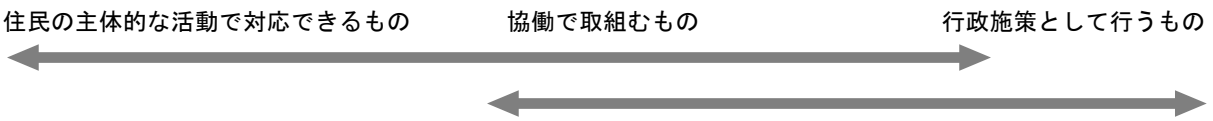

自助	互助	共助	公助
個人や家庭による自助努力	町内会・自治会、ボランティア、NPOなど、地域の中の住民同士の支え合い	制度化された相互扶助での助け合い	保健・医療・福祉などの公的な支援・サービス

３　計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に基づく、『市町村地域福祉計画』として策定したものです。

国、東京都それぞれが策定した関連の計画や、町が策定した各種計画との整合、連携をはかります。

『第５次瑞穂町長期総合計画』を上位計画として、その理念や将来像、施策に掲げる目標をふまえています。同時に、関連する各種保健福祉計画（『瑞穂町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『瑞穂町子ども計画』）の上位計画として位置づけられ、各種保健福祉計画を横断的に連携して推進する役割を担っています。

また、住民活動計画として社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』とも町がめざす地域共生社会の姿を共有しながら、相互連携をはかります。

更に、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項に基づく『成年後見制度利用促進基本計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づく『再犯防止推進計画』、健康増進法第８条第２項に基づく『健康増進計画』の内容も含みます。

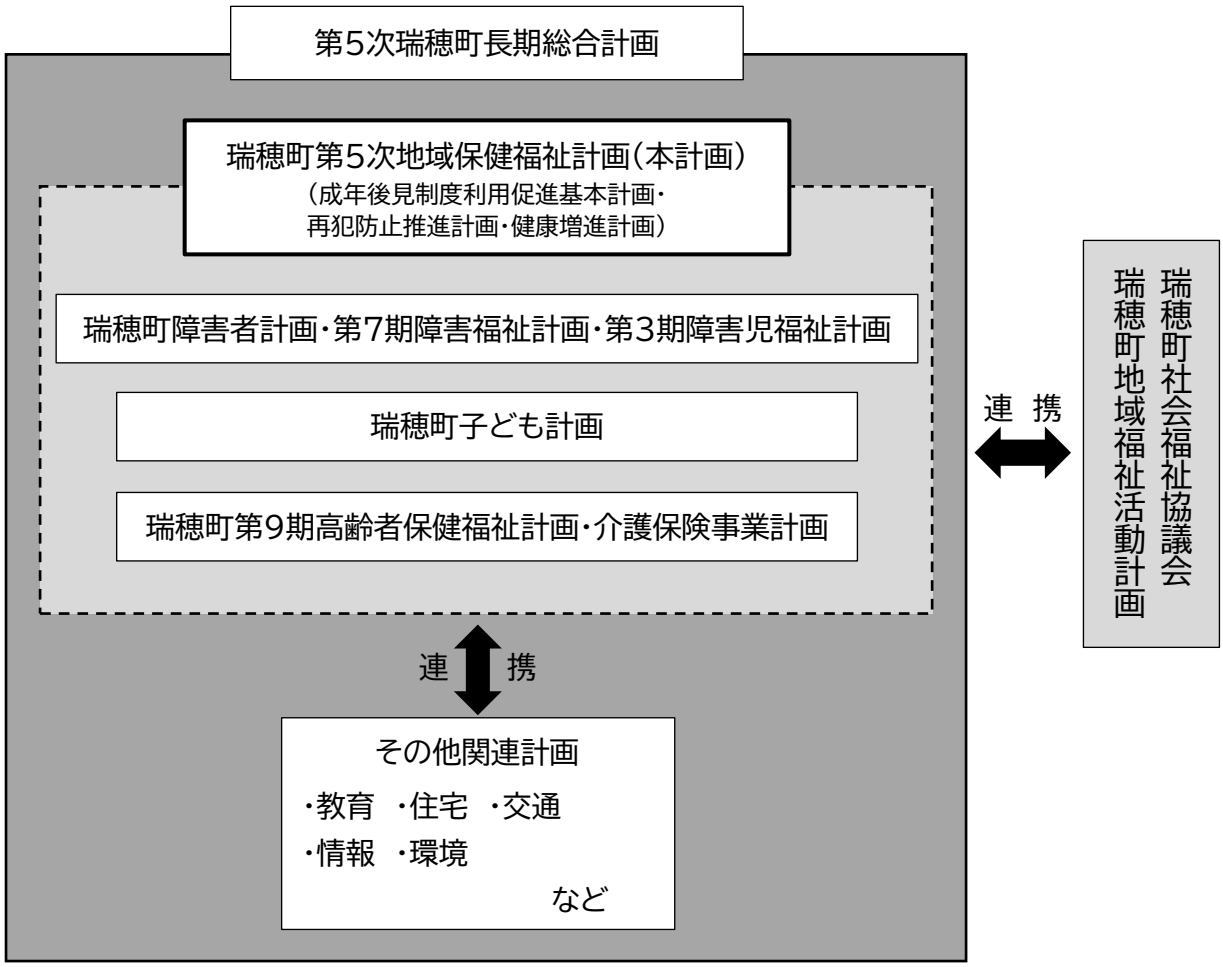

４　ＳＤＧｓとの関連

2015年９月の国連サミットで採択された「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals の略）：持続可能な開発目標」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年までの国際目標です。ＳＤＧｓに掲げられている17のゴールを追求することは、町における諸課題の解決に貢献し、本計画の施策の推進につながると考えられます。

本計画と特に関連があるゴール

	目標 １［貧困］ あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 ２［飢餓］ 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 ３［保健］ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 ４［教育］ すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
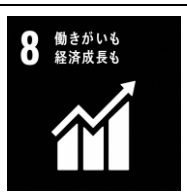	目標 ８［経済成長と雇用］ 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

	目標 10［不平等］ 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標 11［持続可能な都市］ 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 12［つくる責任 つかう責任］ 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標 16［平和］ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17［実施手段］ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（出典）外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGｓ）と日本の取組」

５　計画の期間

この計画の期間は令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の進捗状況等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

【地域保健福祉計画の期間】

	平成18年度～ 平成22年度 （2006～2010）	平成23年度～ 平成27年度 （2011～2015）	平成28年度～ 令和２年度 （2016～2020）	令和３年度～ 令和７年度 （2021～2025）	令和８年度～ 令和12年度 （2026～2030）
地域保健福祉計画					
第２次地域保健福祉計画					
第３次地域保健福祉計画					
第４次地域保健福祉計画					
第５次地域保健福祉計画					本計画

第２章　瑞穂町の現状

第２章　瑞穂町の現状

１　地域福祉に係る状況

（１）総人口の推移と推計

町の人口は令和２年以降、緩やかな減少傾向を示しています。ここ数年間は32,000人台で推移していましたが、令和７年には31,966人に減少しました。将来にかけて減少傾向が続き、令和22年には29,151人になると推計されます。

年齢３区分別人口でみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で、少子高齢化が続くと推計されます。

①人口の推移

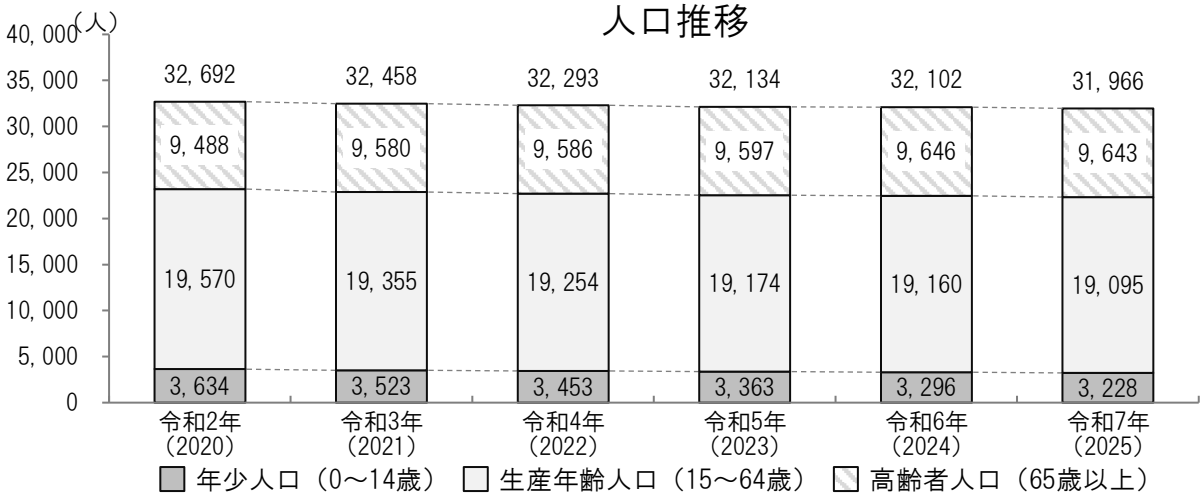

資料：各年４月１日現在住民基本台帳

②人口推計

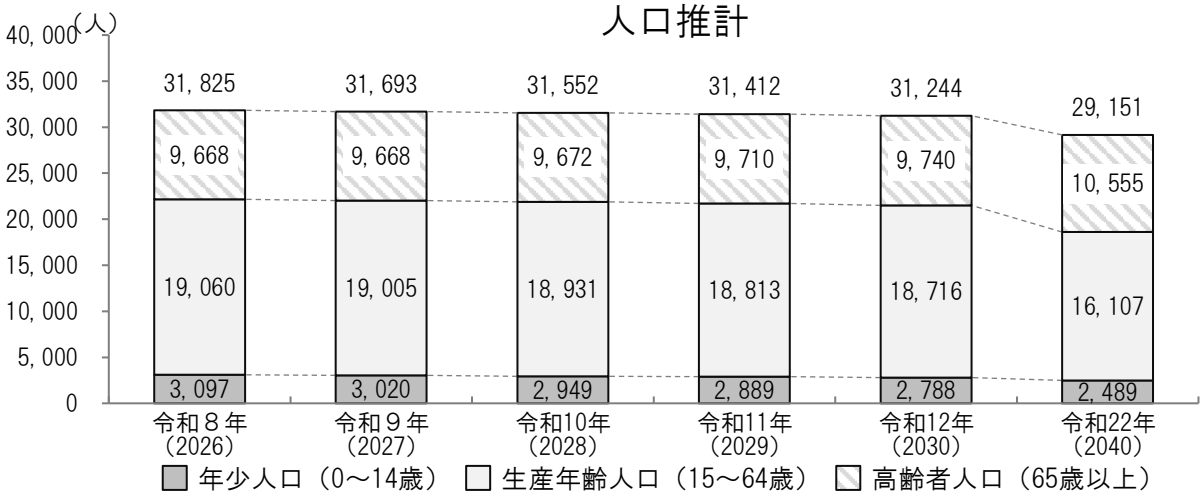

※推計値は、小数点以下の端数処理により人口総数と高齢者人口（65 歳以上）、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の年齢3区分別人口の合計値が合わない場合がある。

資料：令和３年～令和７年 10 月現在の住民基本台帳に基づきコーホート要因法で推計

コーホート要因法とは、出生・死亡・移動の人口変動の要因別に設定した変化率に基づいて、将来人口を推計する方法

（２）年齢構成別人口構成

人口構成を人口ピラミッドでみると、60歳代後半の“ポスト団塊の世代”や40歳代後半から50歳代前半の“団塊ジュニア世代”が多くなっています。40歳代後半をピークに若年層になるほど人口規模は縮小しつつあります。

年齢５歳階級別人口（左が男性、右が女性）

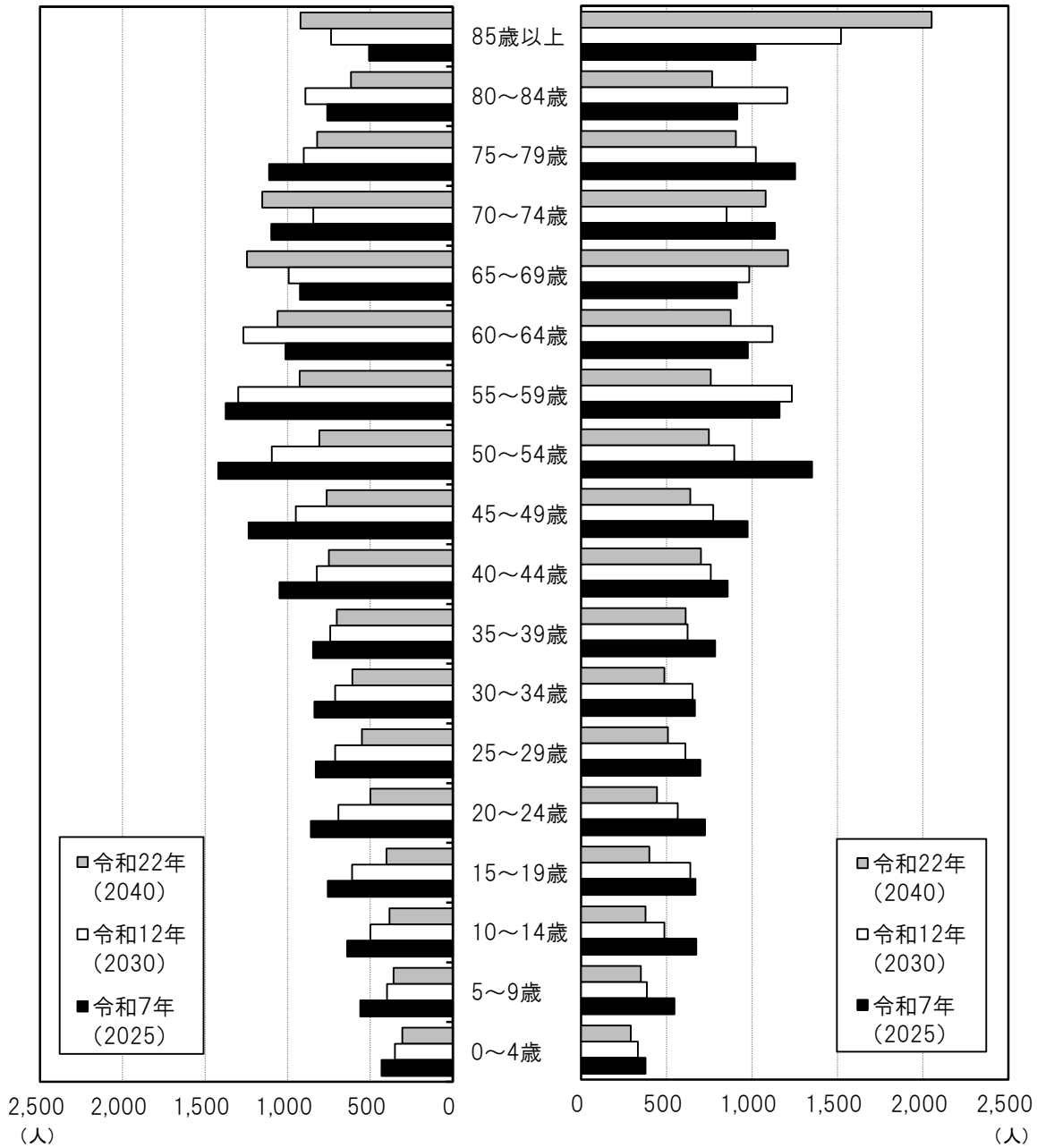

資料：令和７年（2025）年は４月１日現在住民基本台帳、令和 12 年（2030）以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータ（令和 5 年 12 月公表）に基づく推計値

（３）出生数と出生率及び合計特殊出生率の推移

①出生数と出生率

出生数は、令和5年までは緩やかな減少傾向にありましたが、令和６年に156人となり、増加に転じました。出生率（人口千対比）も同様に、減少傾向から令和6年に4.2に上昇しました。

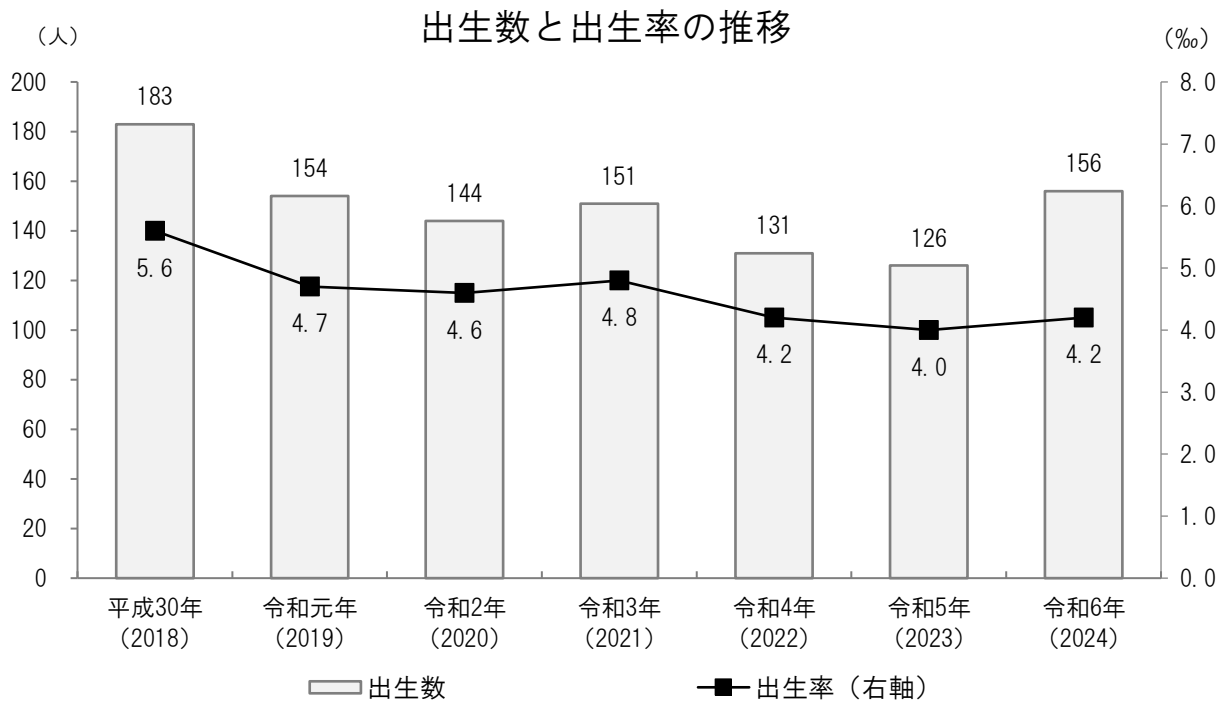

資料：人口動態統計

②合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると、近年では全国も都も減少傾向で推移しています。町においても減少傾向にありますが、令和 3 年は 1.08 に上昇して都を上回りました。しかし、令和 4 年以降は再び減少し、1.00 を下回っています。

合計特殊出生率の推移

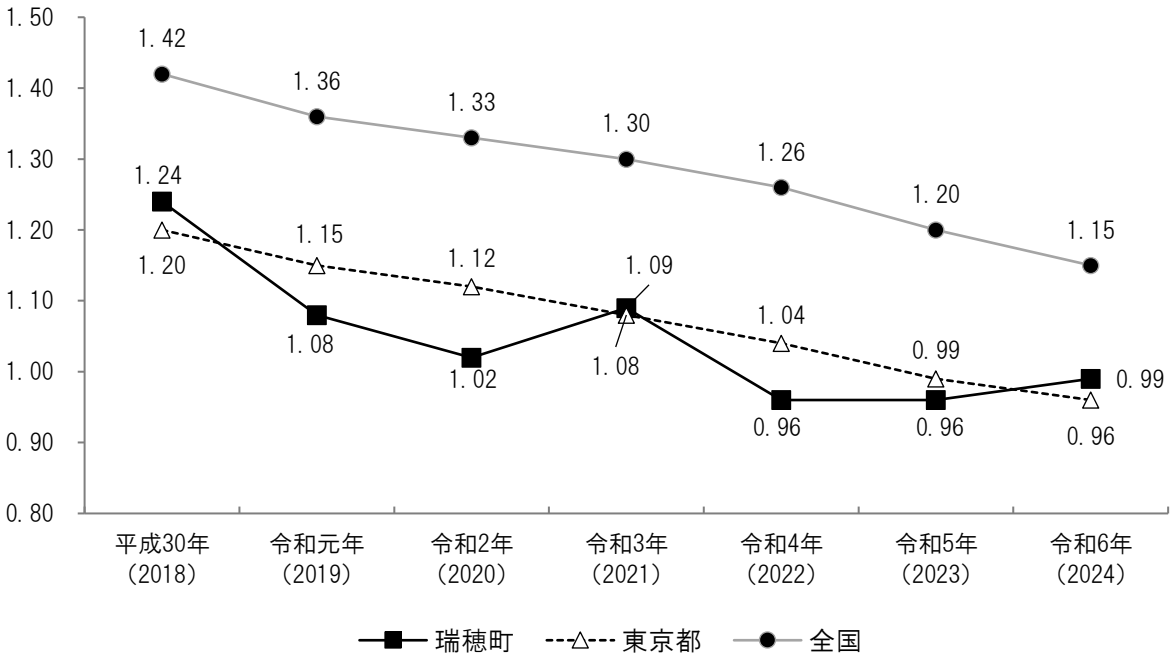

資料：人口動態統計

（４）人口動態

令和6年の町における人口動態をみると、自然動態は減少、社会動態は増加となっており、合計では109人減少しています。

自然動態（令和６年）　　単位：人

出生数	死亡数	自然増減
132	447	△315

社会動態（令和６年）　　単位：人

転入	転出	社会増減
1,383	1,177	206

資料：東京都の統計「人口の動き（令和６年中）」

（５）世帯数の推移

①世帯数の推移

世帯数は、令和７年４月現在15,573世帯で、増加傾向を示しています。その一方で、世帯当たり人員は減少しており、令和７年４月現在2.05人となり、核家族化による世帯規模の縮小が顕著にみられます。

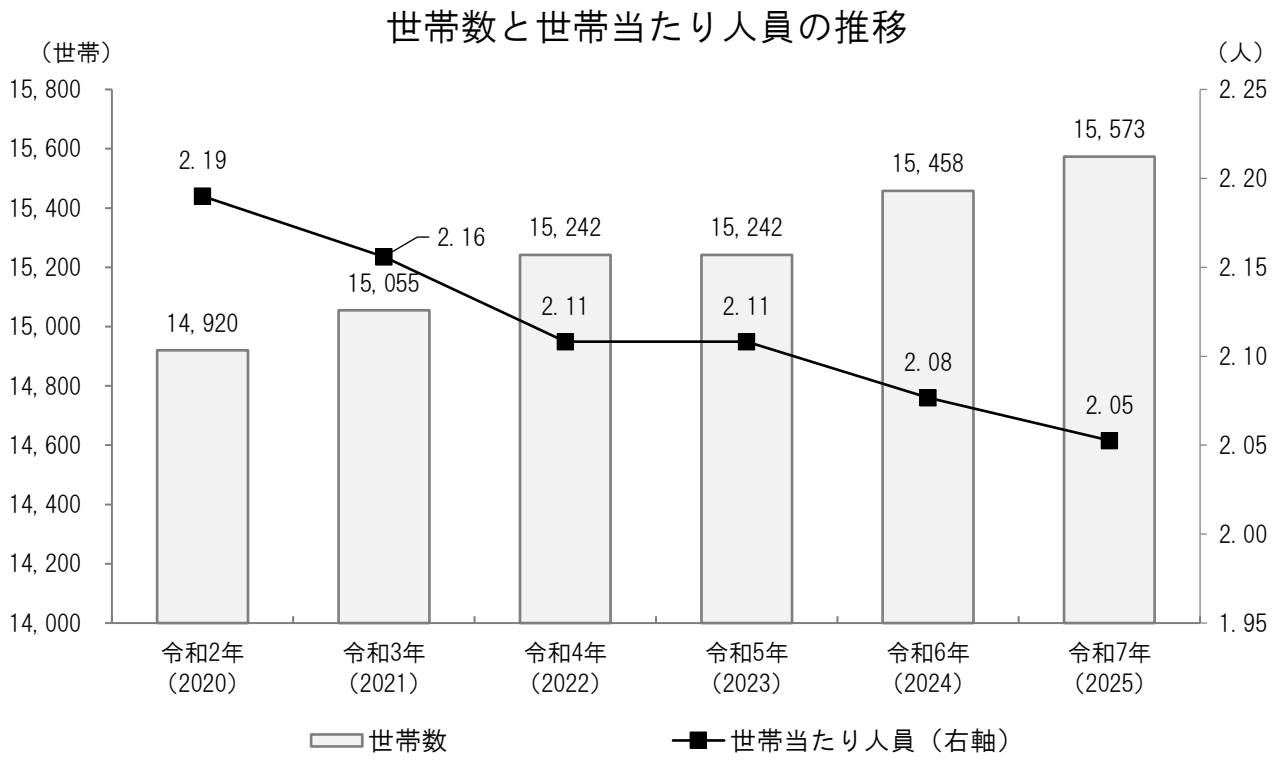

資料：各年４月１日現在住民基本台帳

②世帯構成

一般世帯の構成をみると、核家族世帯が７割以上を占めますが、「夫婦のみ」世帯が減少し、「夫婦と子ども」や「ひとり親と子ども」世帯の増加がみられます。また、「単独世帯」の割合は、東京都全体と比較すると半分ほどになっています。

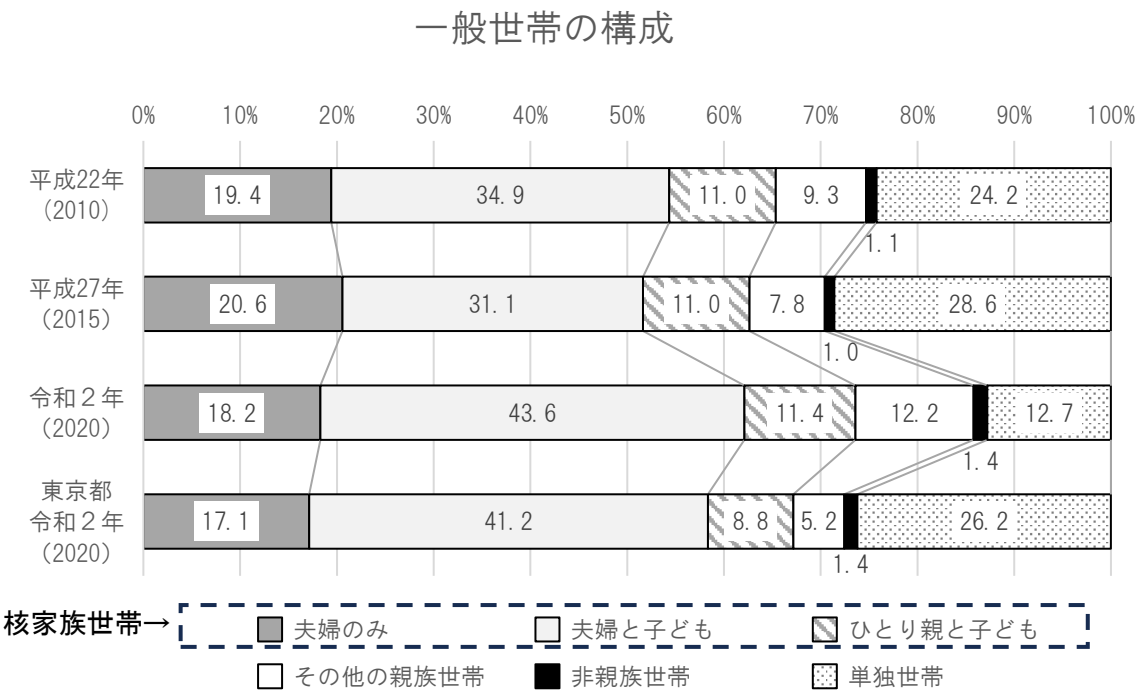

資料：国勢調査

（６）高齢者と高齢化率の推移と推計

高齢者数、高齢化率ともに増加が続いており、令和12年には高齢化率が31.2%と推計されています。

前期・後期別に高齢者人口をみると、前期高齢者は減少傾向にあり、後期高齢者が増加傾向にあります。ここから町における人口の高齢化が伺えます。

高齢者人口及び高齢化率の推移と推計

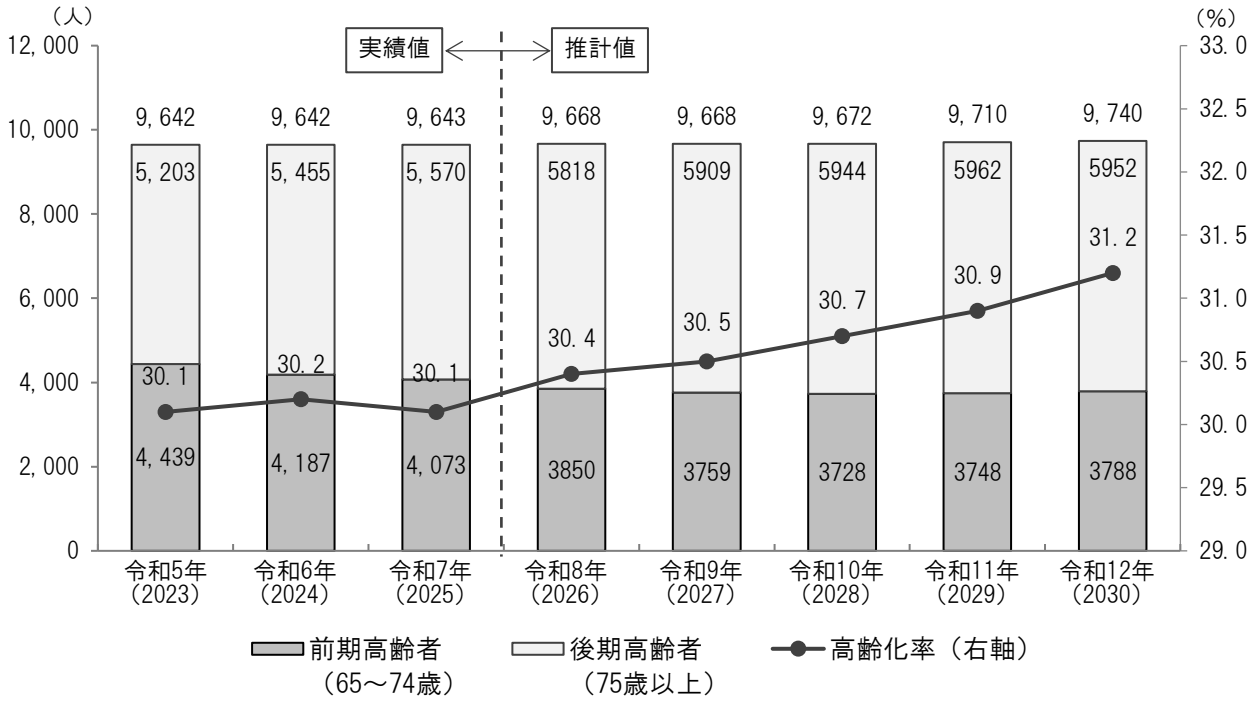

資料：令和５年～令和７年は 10 月現在住民基本台帳、令和８年以降はコーホート変化率法による推計（各年 10 月）。コーホート変化率法とは、人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（７）高齢者世帯の推移と推計

①ひとり暮らし高齢者世帯数の推移と推計

ひとり暮らし高齢者世帯数は核家族化と高齢化により、増加傾向にあり、令和12年には約3,000世帯になると推計されます。

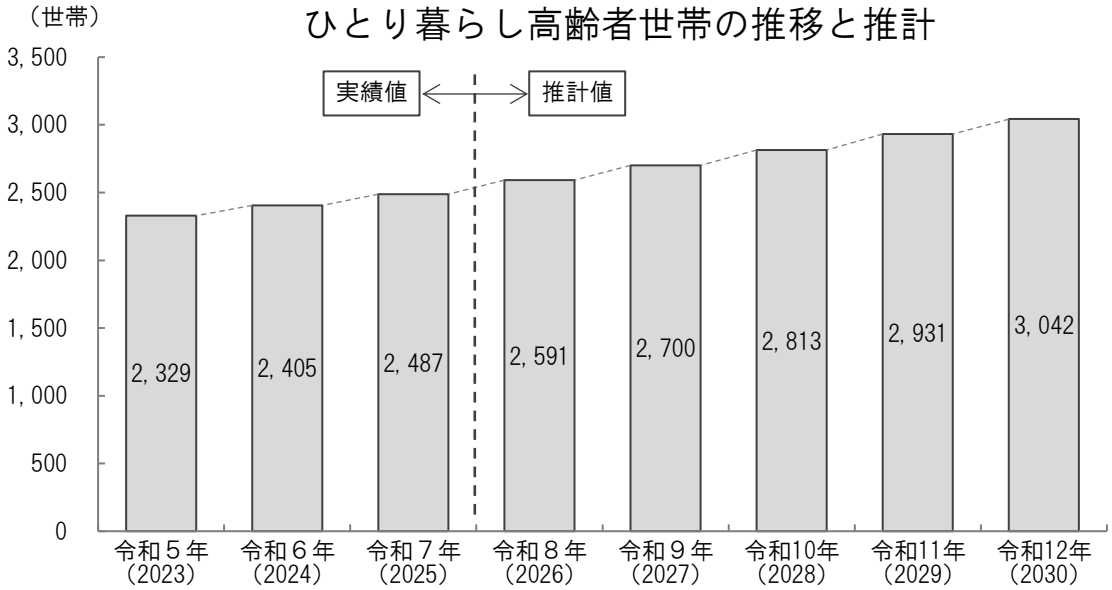

資料：令和５～令和７年は高齢者福祉課（各年６月現在）、令和８年以降は過去３年間の世帯数伸び率の平均値から算出、令和 12 年のみトレンド推計

②高齢者のみ世帯数（単身除く）の推移

高齢者のみ世帯数（単身除く）も増加傾向にあり、令和12年には1,937世帯になると推計されます。

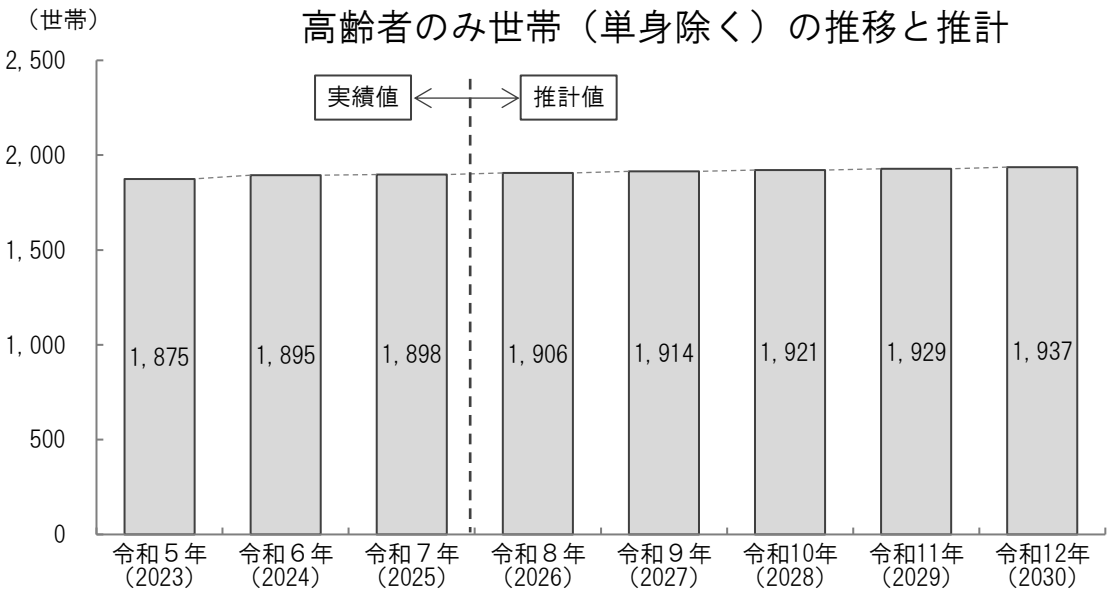

資料：令和５～令和７年は高齢者福祉課（各年６月現在）、令和８年以降は過去３年間の世帯数伸び率の平均値から算出、令和 12 年のみトレンド推計

（８）要介護・要支援認定者数の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、増加傾向が続き、令和12年度には1,912人に達すると推計されます。要介護認定率は令和７年度の17.1%から、令和12年度には19.6%に上昇すると推計されます。

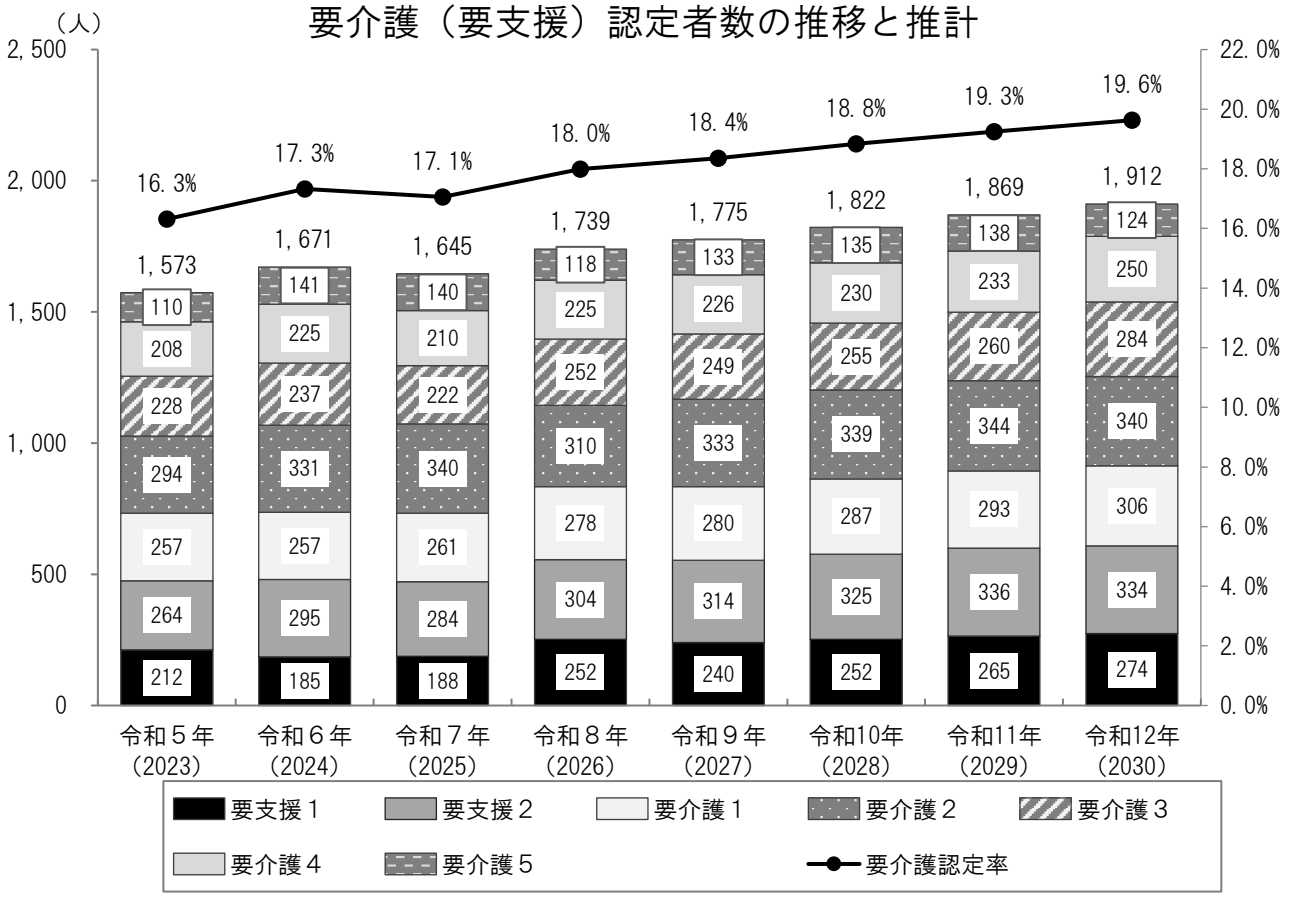

資料：令和５～令和７年度は介護保険事業状況報告（各年９月末）、令和８年度以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計

地域包括ケア「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

（９）民生委員・児童委員の活動状況

34人の民生委員・児童委員、2人の主任児童委員の36人が、それぞれの地域で身近な相談相手として活躍しています。高齢者・障がい者・生活困窮者など、地域に関する様々な相談に応じています。

相談件数をみると、「生活費」「家族関係」「健康・保健医療」「介護保険」が比較的多く相談されています。各年度とも相談が多岐にわたり分類できないため「その他」が最も多くなっています。

相談件数

（件）

相談区分／年度	在宅福祉	介護保険	子育て・母子保健	年金・保険	子どもの地域生活	仕事	住居	日常的な支援	生活環境	健康・保健医療	生活費	家族関係	子どもの教育・学校生活	その他	合計
令和2年度	11	9	3	5	7	2	8	20	12	6	10	10	2	44	108
令和3年度	14	8	10	2	4	3	3	18	19	23	13	7	8	64	156
令和4年度	22	21	6	3	6	3	7	15	21	29	18	29	11	52	164
令和5年度	16	18	8	4	0	3	17	15	36	9	39	25	8	73	171
令和6年度	14	30	2	6	5	2	1	25	12	14	13	24	10	35	139

資料：福祉部福祉課

（10）障害者手帳等所持者数の推移

障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等所持者数は、横ばいから微増傾向にあります。身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数は微減・微増傾向を繰り返していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向を示しています。

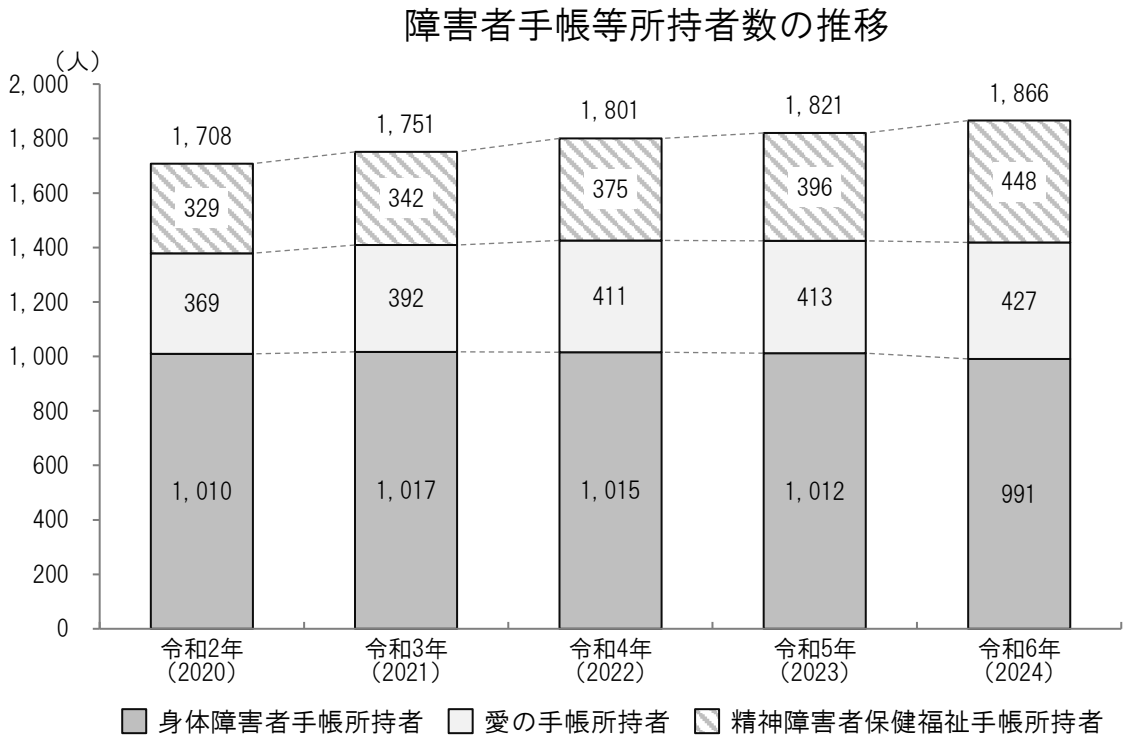

資料：瑞穂町事務報告書（各年度末）

（11）ボランティアの登録状況

社会福祉協議会の「ボランティアセンターみずほ」に登録されているボランティアは個人、団体ともに増加傾向にあります。

年度	個人ボランティア数	団体ボランティア数	団体ボランティア人数
令和2年度	823 人	33 団体	832 人
令和3年度	889 人	35 団体	819 人
令和4年度	1,081 人	35 団体	831 人
令和5年度	975 人	33 団体	805 人
令和6年度	1008 人	37 団体	850 人

資料：ボランティアセンターみずほ

（12）権利擁護センターみずほの利用状況

権利擁護センターみずほとは、だれもが住み慣れた地域で、地域の人々とつながり、ささえあいながら、尊厳をもってその人らしく生活を送ることができるよう適切な権利擁護支援や成年後見制度を利用できる機関として開設しました。

相談内容をみると「成年後見制度に係る利用相談(一般相談)」と「地域福祉権利擁護事業に係る相談」が多くみられます。

また、利用者の内訳をみると、対象者別では「高齢者」、男女別では「男」、年齢層別では「65 歳以上」が多くなっています。

相談人数

相談区分／年度	福祉サービス利用の苦情相談	判断能力不十分な方の権利擁護相談	地域福祉権利擁護事業に係る相談	成年後見制度に係る利用相談(一般相談)	司法書士による専門相談(後見・苦情等)	福祉サービス利用に関する専門的な相談	本事業に関する問い合わせ	合計
令和2年度	1人	3人	19人	29人	11人	1人	10人	74人
令和3年度	1人	2人	19人	29人	9人	人	7人	67人
令和4年度	0人	2人	14人	23人	13人	2人	6人	60人
令和5年度	1人	2人	11人	21人	9人	0人	7人	51人
令和6年度	3人	7人	13人	25人	8人	0人	1人	57人

資料：権利擁護センターみずほ

２　保健福祉に係る状況

（１）健康診査受診率の推移

後期高齢者健康診査、特定健康診査の受診率を見ると、概ね横ばいの傾向がみられます。前者が 55%前後、後者が 47%前後で推移しています。

特定保健指導は 16%前後で推移しています。

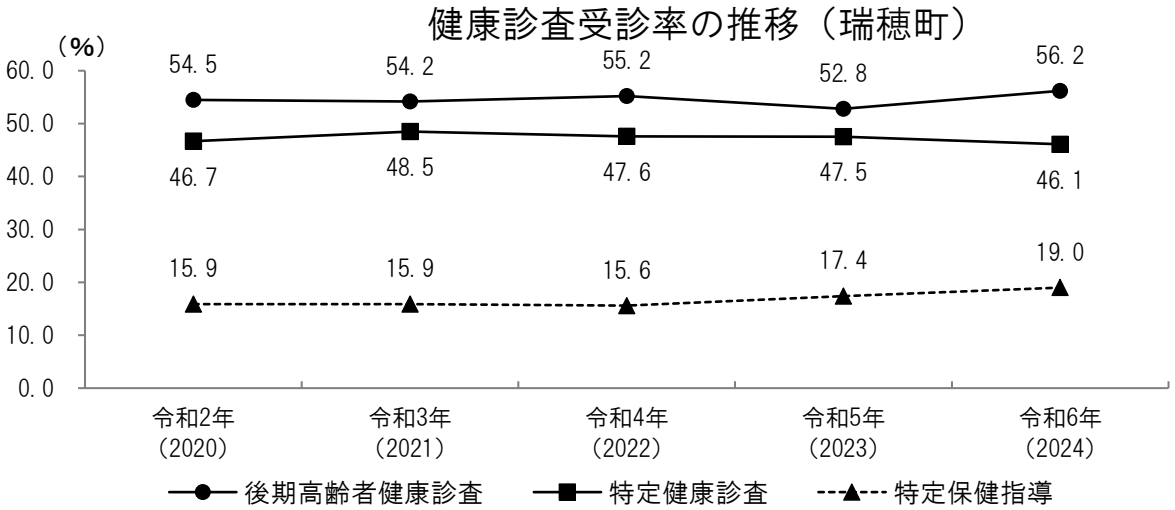

資料：福祉部健康課

（%）

年度	後期高齢者健康診査	特定健康診査	特定保健指導
令和2年度(町)	54.5	46.7	15.9
(国)	25.8	33.3	25.9
(都)	49.4	40.8	12.4
令和3年度(町)	54.2	48.5	15.9
(国)	26.5	35.9	25.9
(都)	49.9	42.9	12.0
令和4年度(町)	55.2	47.6	15.6
(国)	28.1	35.2	24.9
(都)	50.2	40.4	11.0
令和5年度(町)	52.8	47.5	17.4
(国)	28.0(速報値)	38.3	25.3
(都)	49.5	40.7	11.2
令和6年度(町)	56.2	46.1	19.0
(都)	49.9	―	―

資料：【後期高齢者健康診査】

（国）厚生労働省「全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議　資料」

（都）東京都後期高齢者医療広域連合「事業概要」

【特定健康診査・特定保健指導】

（国・都）国保データベース（ＫＤＢ）システム「地域の全体像の把握」

（２）予防接種率の推移

予防接種率をみると、麻しん・風しん１期・２期ともに 85%以上で、１期はほぼ 90%台で推移しています。

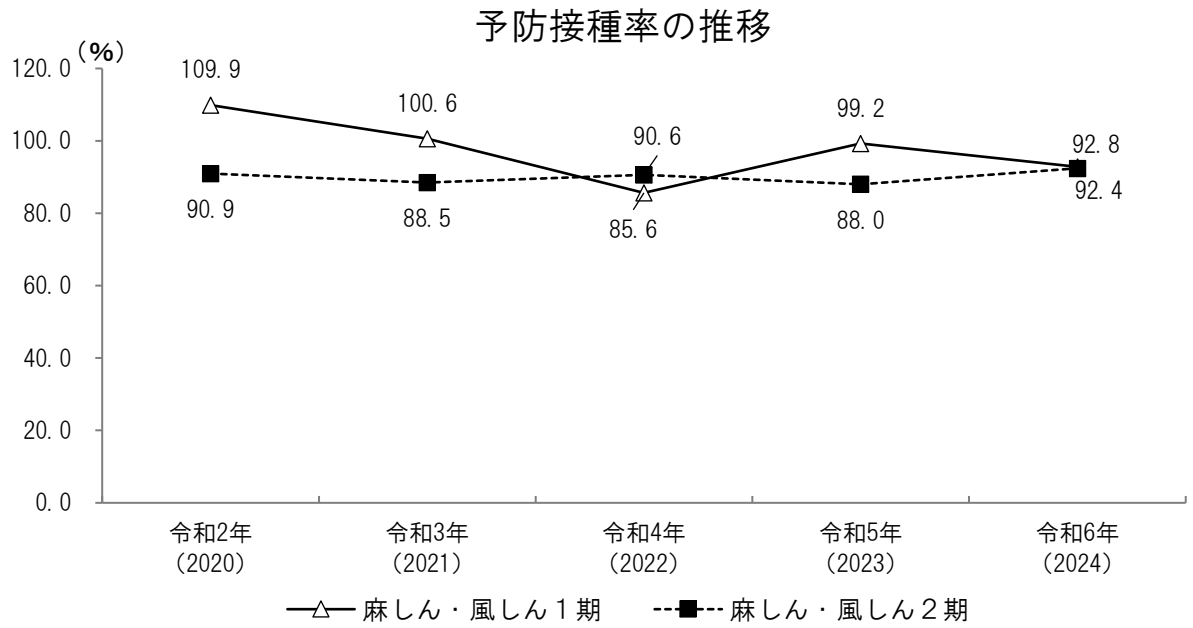

資料：福祉部子ども家庭センター課

（%）

年度	麻しん・風しん1期	麻しん・風しん2期
令和2年度(町)	109.9	90.9
（国）	98.5	94.7
（都）	99.1	94.0
令和3年度(町)	100.6	88.5
（国）	93.5	93.8
（都）	93.9	93.2
令和4年度(町)	85.6	90.6
（国）	95.4	92.4
（都）	97.5	92.0
令和5年度(町)	99.2	88.0
（国）	94.9	92.0
（都）	96.4	91.7
令和6年度(町)	92.8	92.4
（国）	92.7	91.0
（都）	94.3	90.8

資料：厚生労働省「麻しん風しん予防接種の実施状況」

（３）がん検診受診率の推移

がん検診受診率の推移をみると、大腸がん検診が最も高い数値を示し、30%台で推移しています。次いで、乳がん検診が 13～14%台、子宮頸がん検診が 12～13%台で推移しています。

胃がん検診と肺がん検診は 9～11%台の受診率で推移しています。

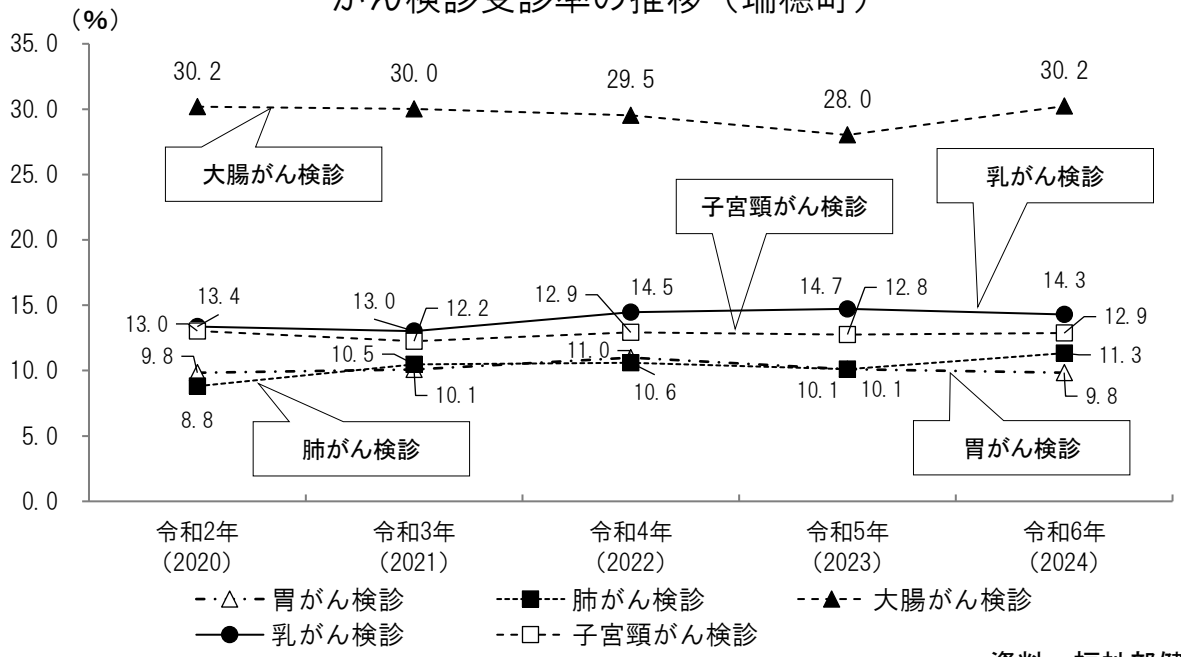

資料：福祉部健康課

（%）

年度	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診
令和2年度(町)	9.8	8.8	30.2	13.4	13.0
(国)	7.0	5.5	6.5	15.2	15.6
(都)	11.3	11.7	21.6	20.8	20.3
令和3年度(町)	10.1	10.5	30.0	13.0	12.2
(国)	6.5	6.0	7.0	15.4	15.4
(都)	11.4	12.7	22.3	20.9	21.0
令和4年度(町)	11.0	10.6	29.5	14.5	12.9
(国)	6.9	6.0	6.9	15.8	16.2
(都)	13.7	8.8	13.7	27.5	25.6
令和5年度(町)	10.1	10.1	28.0	14.7	12.8
(国)	6.8	5.9	6.8	15.8	16.0
(都)	13.6	8.8	13.4	27.0	25.3
令和6年度(町)	9.8	11.3	30.2	14.3	12.9

資料：（国）厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告の状況　統計表」
（都）東京都がん検診精度管理評価事業

（参考）国の受診率の算定対象年齢は、40 歳から 69 歳（「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）となっている。
都の受診率の算定対象年齢は、40 歳以上（「胃がん」は 50 歳以上、「子宮頸がん」は 20 歳以上）となっている。
町の受診率の算定対象年齢は、40 歳以上（「子宮頸がん」は 20 歳以上）としている。

３　地域保健福祉計画調査概要

調査の目的　　瑞穂町第５次地域保健福祉計画の策定にあたり、これからの瑞穂町におけるだれもが暮らしやすい地域社会の実現のための方法を住民とともに考え、よりよい施策実施の参考とするため、調査を行いました。

調査対象　　瑞穂町在住の18歳以上65歳未満の方　　1,200人（無作為抽出）

調査期間　　令和６年（2024年）8月28日から9月20日まで

調査方法　　配布方法：郵送による配布
回答方法：郵送又は専用のWebフォームによる回答

回答結果　　郵送回答401件、Web回答96件、合計497件（回答率41.4％）

調査の分析結果を読む際の留意点は、次のとおりです。

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100％として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位まで表記します。このため、各項目の合計が100％にならないこと、複数項目の合算値が0.1％の範囲で異なること、複数回答の設問では各項目の合計が100％を超えることがあります。

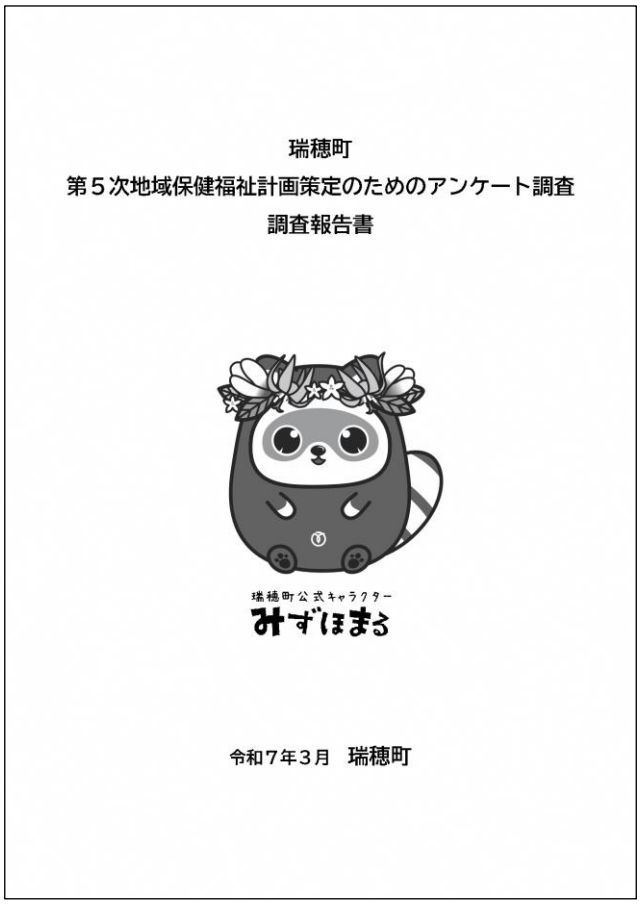
瑞穂町
第５次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査
調査報告書
瑞穂町公式キャラクター
みずほまる
令和７年３月　瑞穂町

（１）調査結果の概要

①瑞穂町の暮らしやすさ

暮らしやすいと思うまちの姿の重要度について、（「非常に重要である」が最も多い項目は、『⑤災害の時に安心なまち』で 60.4%となっています。以下『①子どもがいきいき育つまち』が 43.7%、『②高齢者が暮らしやすいまち』が 37.8%、『④困った時に助け合えるまち』が 36.0%、『③障がいのある人が暮らしやすいまち』が 35.0%となっています。

「非常に重要である」と「重要である」と合わせると、いずれの項目も過半数を占めており、なかでも（『⑤災害の時に安心なまち』は 89.6%を占め、重要度が最も高くなっています。

前回調査との比較においても、（『⑤災害の時に安心なまち』の重要度が最も高いことがわかります。

問2　あなたにとって暮らしやすいと思うまちの姿を重要度でお答えください。
（それぞれ1つに○）

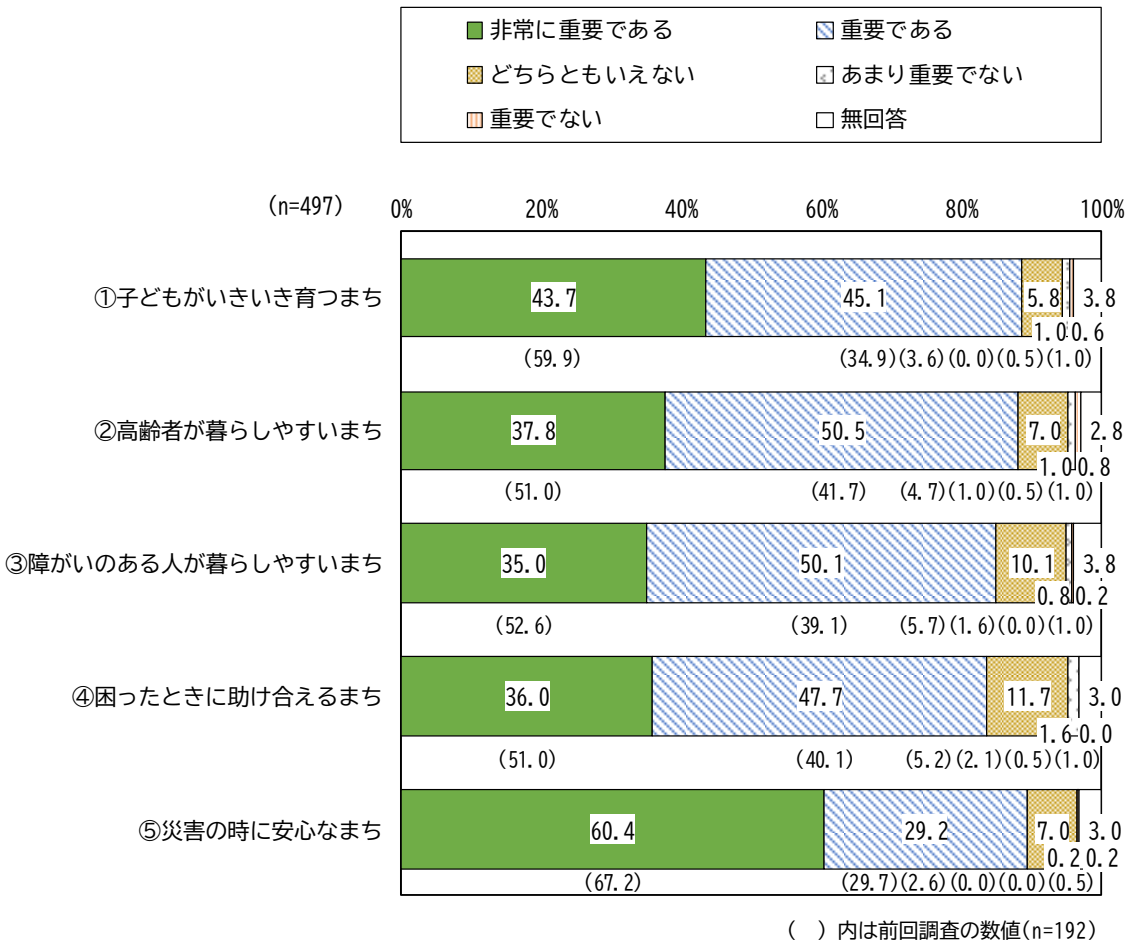

（　）内は前回調査の数値(n=192)

②利用者本位の福祉を実現するために必要なこと（複数回答）

利用者本位の福祉を実現するために必要なことは、（「福祉サービスについての情報の提供体制を充実する」が 60.6%で最も多く、以下「専門的な相談が受けられるようにする」が 41.9%、「自分で人と契約することが難しい方への支援の仕組みを整える」が 40.6%、「福祉の制度や仕組みについて誰もが学ぶことのできる機会や場を提供する」が 28.2%などとなっています。

問7　ほとんどの福祉サービスを利用者が選択（利用者自身が必要とする福祉サービスを自ら選択）できるようになりましたが、あなたは、こうした利用者本位の福祉を実現するために、どのようなことが必要になると思いますか。（3つまでに○）

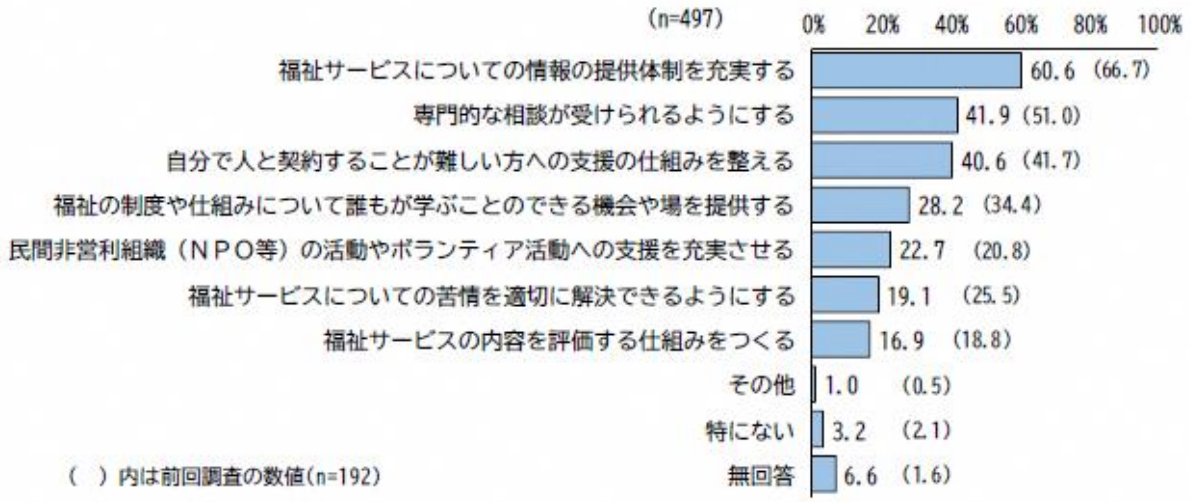

③近所づきあいの程度

近所づきあいの程度は、（「必要に応じてしている程度」が 67.2%で最も多く、以下「ほとんどしていない」が 22.1%、「積極的にしている方だと思う」が 9.7%となっています。

年齢でみると、いずれも「必要に応じてしている程度」が過半数を占めていますが、30～59 歳の年齢層では「ほとんどしていない」が３割を超えています。

家族構成でみると、単身世帯では「ほとんどしていない」が最も多く 50.0%となっています。

問10　あなたの家と近所とのつきあいはどの程度ですか。（1つに○）

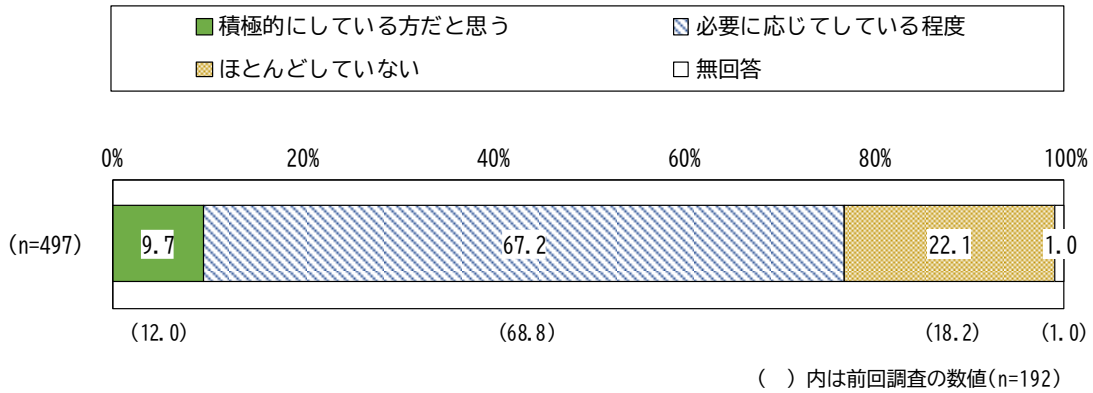

④地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なこと（複数回答）

地域で支え合っていく上で大切なことは、（「隣近所の人達との普段からの付き合い」が 77.5%で最も多く、以下「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」が 47.3%、「地域が行う防災活動等の日常的な協力活動」が 34.6%、「スポーツやレクリエーション活動を通じた健康づくり」が 15.7%などとなっています。

年齢でみると、いずれの年齢でも「隣近所の人達との普段からの付き合い」が最も多くなっています。また、（「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」と（「地域が行う防災活動等の日常的な協力活動」は年齢が高いほど多くなる傾向があり、特に 65～74 歳で多くなっています。「障がいのある人との交流」は 60～64 歳で多く、「子どものしつけや子育てについての協力・助言」は 50 歳未満の層で多くなっています。

問12　あなたは、地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なことは、どのようなことだと思いますか。（3つまでに○）

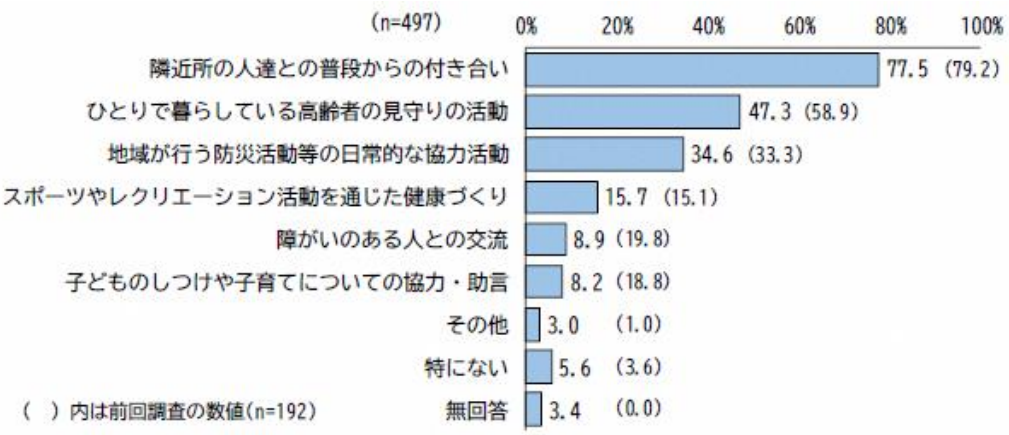

⑤福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験

瑞穂町内における福祉ボランティア活動や助け合い活動は、（「活動したことがない」が 82.3%で最も多く、以下「以前活動したことがある」が 10.9%、「現在活動している」が 4.0%となっています。

年齢でみると、年齢が高いほど「現在活動している」、「以前活動したことがある」が多くなっています。30～59 歳の層では「現在活動している」との回答がありませんでした。

問20　あなたは主に瑞穂町において、福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがありますか。（1つに○）

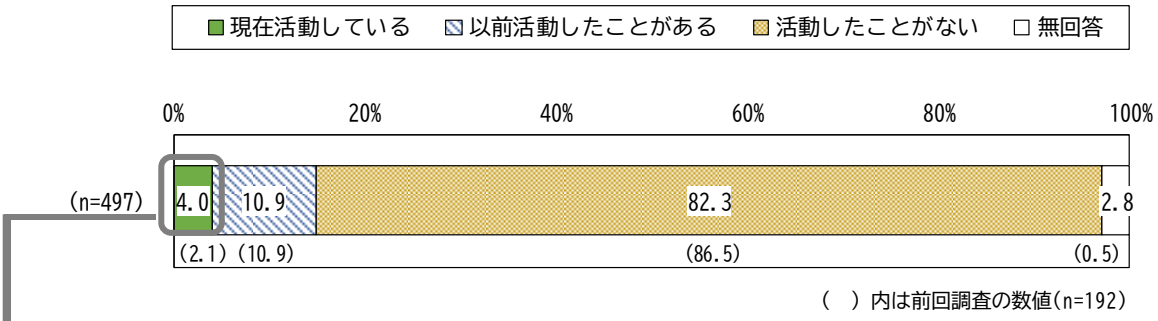

現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動は、（「行事・レクリエーション活動の支援」が 30.0%で最も多く、次いで「健康づくり活動の支援」が 20.0%となっています。

なお、「その他」として、社協の活動や保護猫活動など、具体的な活動が挙げられています。

問20で「1. 現在活動している」と回答された方

問20-1　あなたが現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のうちどれですか。（あてはまるものすべてに○）

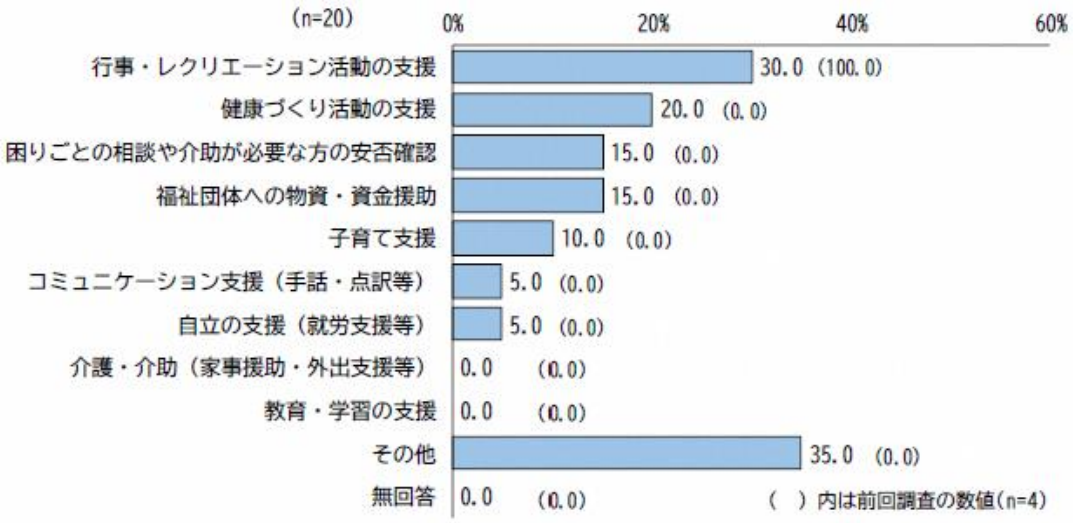

⑥今後の福祉ボランティア活動や助け合い活動の参加希望

瑞穂町内での福祉ボランティア活動や助け合い活動への活動意向は、「（あまり活動したいと思わない」が 39.0%で最も多く、以下「できれば活動したい」が 33.4%、「まったく活動したいと思わない」が 6.8%、「ぜひ活動したい」が 2.8%となっています。

年齢でみると、30～39 歳、60～64 歳では『活動したい』が『活動したいと思わない』を上回っていますが、その他の年齢層では『活動したいと思わない』の方が多くなっています。

居住地区でみると、いずれの地区においても『活動したいと思わない』が『活動したい』を上回っており、長岡地区、元狭山地区では過半数を占めています。

問21　今後、瑞穂町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動を行いたいとお考えですか。現在活動している場合もお答えください。（1つに○）

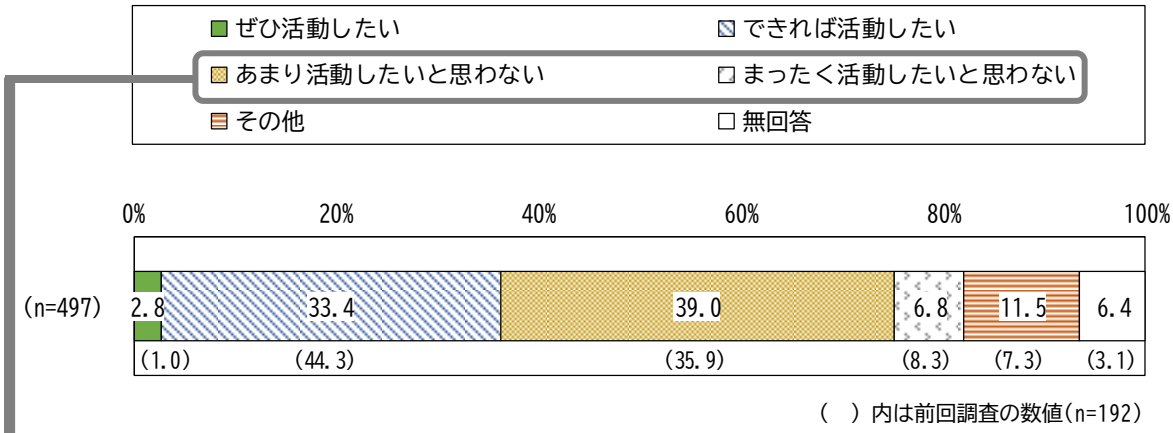

（　）内は前回調査の数値（n=192）

福祉ボランティア活動や助け合い活動に参加したいと思わない理由は、（「体力的に自信がないから」が 50.9%で最も多く、以下「仕事、家事や勉強で忙しく時間がないから」が 48.2%、「どのような活動があるのか知らないから」が 22.4%、「団体内・地域での人間関係がわずらわしいから」が 21.1%などとなっています。

前回調査と比較すると「体力に自信がないから」が多くなっています。

問21で「3. あまり活動したいと思わない」「4. まったく活動したいと思わない」と回答された方

問20-1　あなたが現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のうちどれですか。（あてはまるものすべてに○）

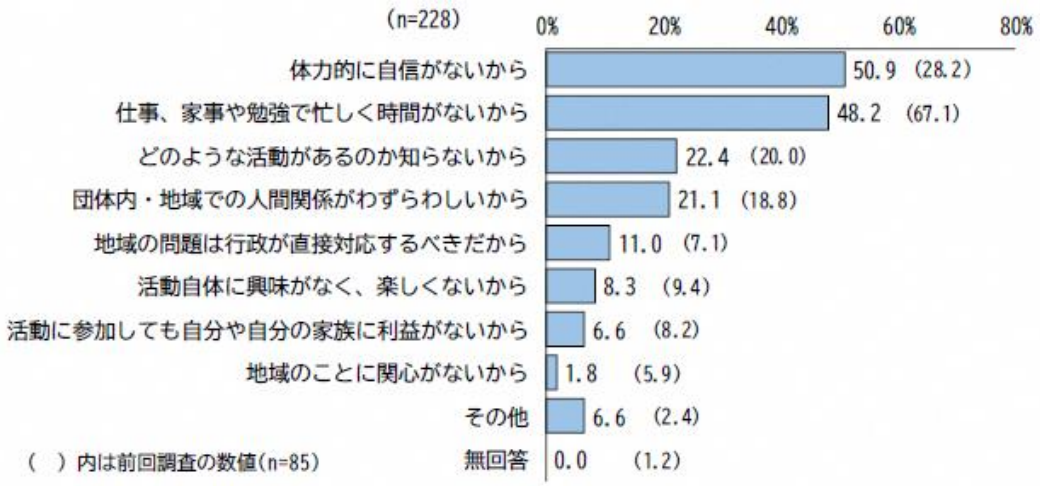

⑦地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するために必要なこと（複数回答）

地域の問題に対して住民間の自主的な協力関係が必要だと思うかは、「必要だと思う」が 55.3%で最も多く、以下「分からない」が 38.0%、「必要だと思わない」が 3.2%となっています。

年齢でみると、60 歳以上の層では「必要だと思う」が6割を超えていますが、30～39 歳では 32.3%にとどまっており、「わからない」が 54.8%を占めています。また、60 歳未満の層では「わからない」が4割を超えています。「必要だと思わない」との回答は、全体的に少ないものの、40 歳未満の層は他の年齢層より多くなっています。

問19　あなたは、地域社会での生活で起きる問題に対して、住民の間での自主的な協力関係が必要だと思いますか。（1つに○）

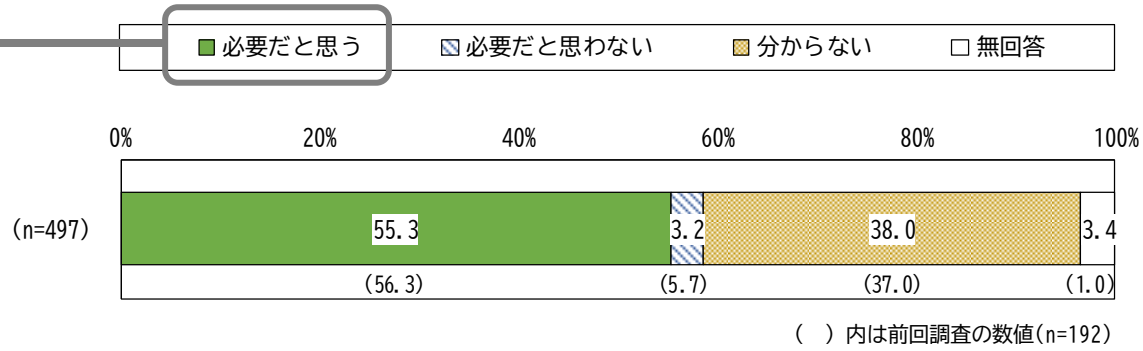

（　）内は前回調査の数値（n=192）

地域の問題に対して住民がお互いに協力するために必要なことは、（「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つように心がけること」が 47.6%で最も多く、以下「地域の人が気楽に集まれる場所を作ること」が 32.0%、「地域の活動に積極的に参加すること」が 30.2%、「町内会や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」が 27.3%などとなっています。

問 19 で「1. 必要だと思う」と回答された方

問 19-1　地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するためには、どんなことが必要だと考えますか。（2つまでに○）

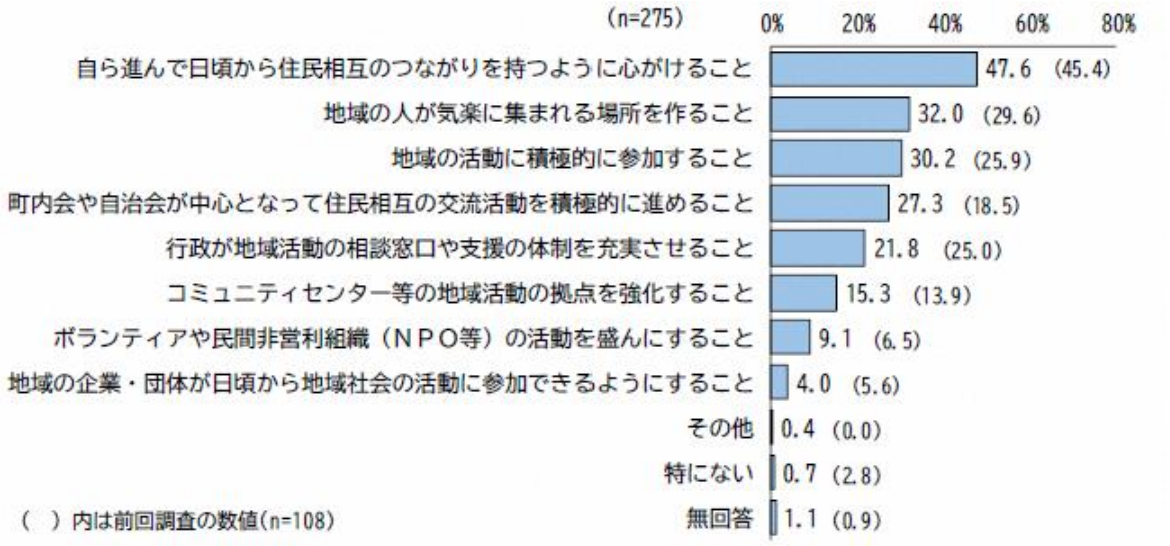

（　）内は前回調査の数値（n=108）

⑧日頃、健康について注意していること（複数回答）

健康面で気を付けていることは、「定期的に健康診断を受けている」が 43.3%で最も多く、以下「規則正しい生活を心がける」が 42.3%、「過労に注意し、睡眠や休養を十分にとる」が 39.0%、「栄養のバランス等、食生活に気を付ける」が 37.0%などとなっています。

年齢別でみると、40 歳未満の層では「過労に注意し、睡眠や休養を十分にとる」が最も多く、「定期的に健康診断を受けている」、「規則正しい生活を心がける」は他の年齢層より少なくなっています。

性別でみると、女性では（「規則正しい生活を心がける」と（「栄養のバランス等、食生活に気を付ける」が 43.8%で最も多くなっています。

前回調査と比較すると「過労に注意し、睡眠や休養を十分にとる」が少なくなっています。

問28　あなたは、日頃、健康についてどのようなことに気を付けていますか。（3つまでに○）

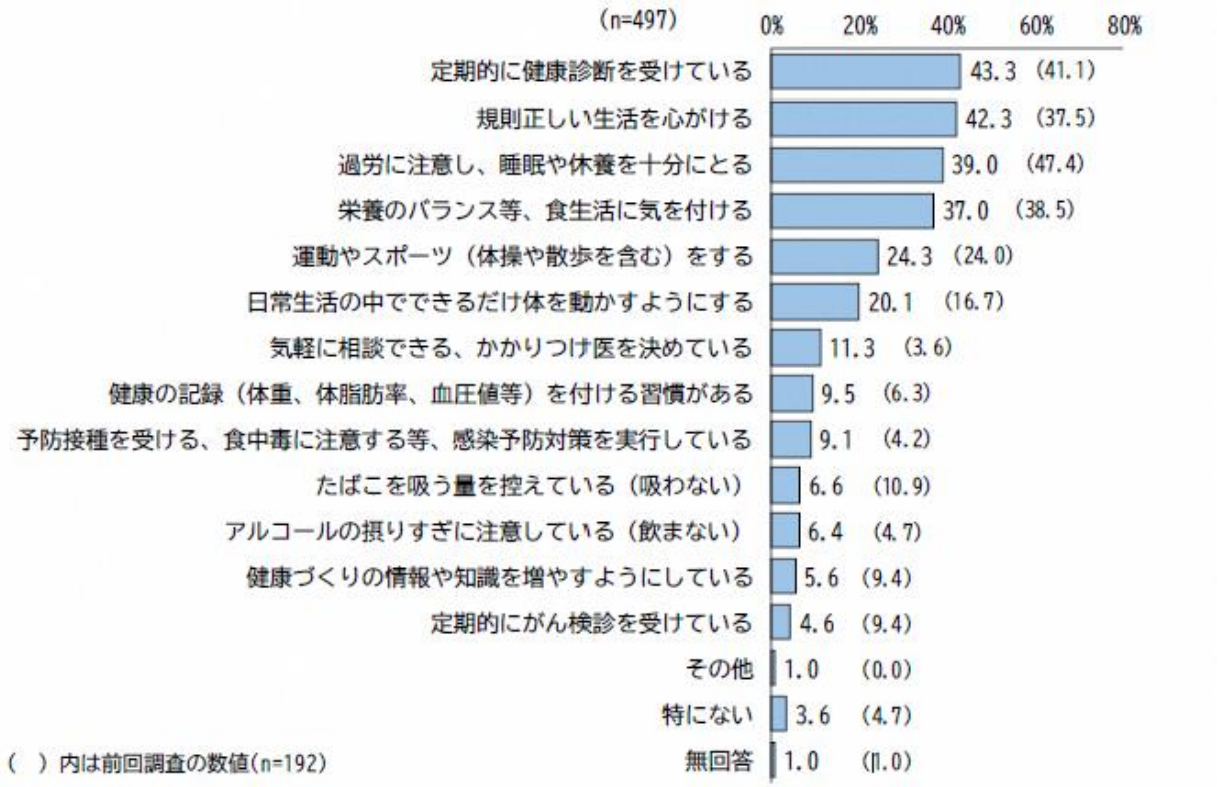

⑨悩みやストレスの相談相手（複数回答）

悩みやストレスの相談状況は、（「家族に相談している」が 49.9%で最も多く、以下「友人・知人に相談している」が 39.0%、「病院・診療所の医師に相談している」が 12.3%、「職場の上司・同僚に相談している」が 11.5%などとなっています。

一方、（「相談する必要はないので誰にも相談していない」が 16.9%、「相談したいがどこに相談したらよいか分からない」が 3.8%、「相談したいが誰にも相談できないでいる」が 3.0%となっています。

年齢でみると、「家族に相談している」は 30～39 歳で特に多く、80.6%を占めています。また、「友人・知人に相談している」は年齢が低いほど多くなる傾向がみられます。一方、65～74 歳では（「相談する必要はないので誰にも相談していない」が 21.7%で他の年齢より多く、「無回答」を合わせると 75 歳以上とともに３割を超えています。

前回調査と比較すると「相談する必要はないので誰にも相談していない」が多くなっています。

問52　悩みやストレスをどのように相談していますか。（5つまでに○）

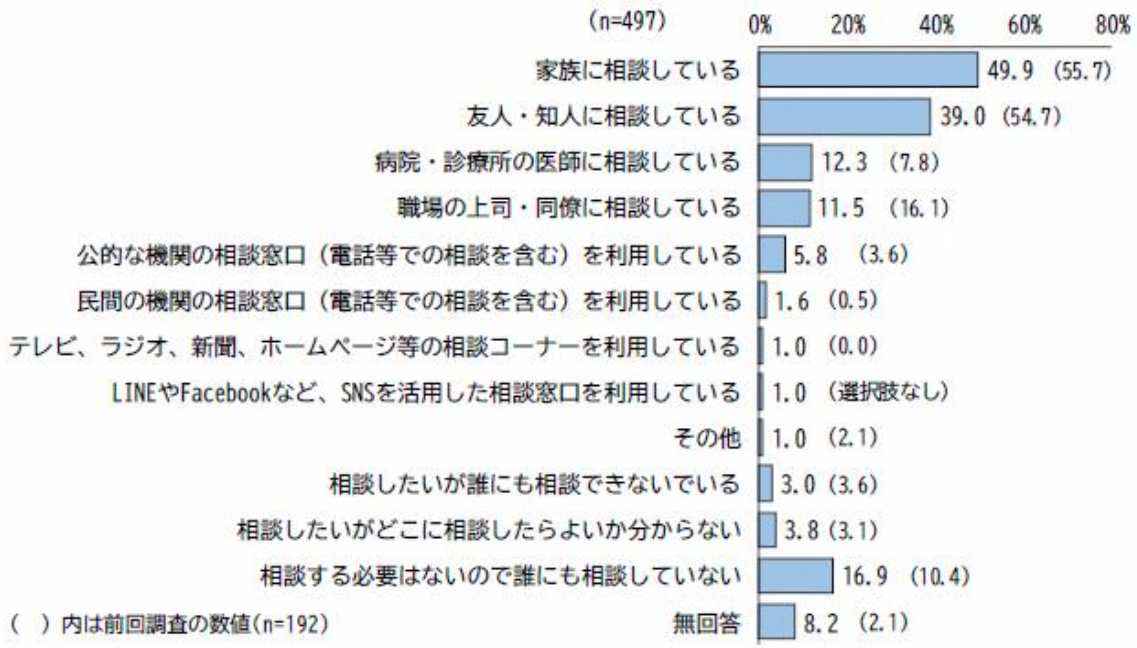

⑩保健や福祉情報の希望入手方法（複数回答）

希望する保健や福祉に関する情報等の入手方法は、「広報紙で」が 48.1%で最も多く、以下「インターネットのホームページで」が 30.8%、「テレビ・ラジオ・新聞等で」が 21.7%、「町役場の職員を介して」が 19.3%などとなっています。

年齢でみると、「広報紙で」、「自治会・町内会の回覧板等で」、「高齢者支援センターの職員を介して」は、年齢が高いほど多くなる傾向がみられます。一方、「SNS で（X、Instagram、LINE など）」は、年齢が低いほど多くなる傾向がみられます。また、「インターネットのホームページで」は、40～49 歳と 60～64 歳で過半数を占めています。

問53　保健や福祉に関する情報等を、どのような方法で入手したいと思いますか。（5つまでに○）

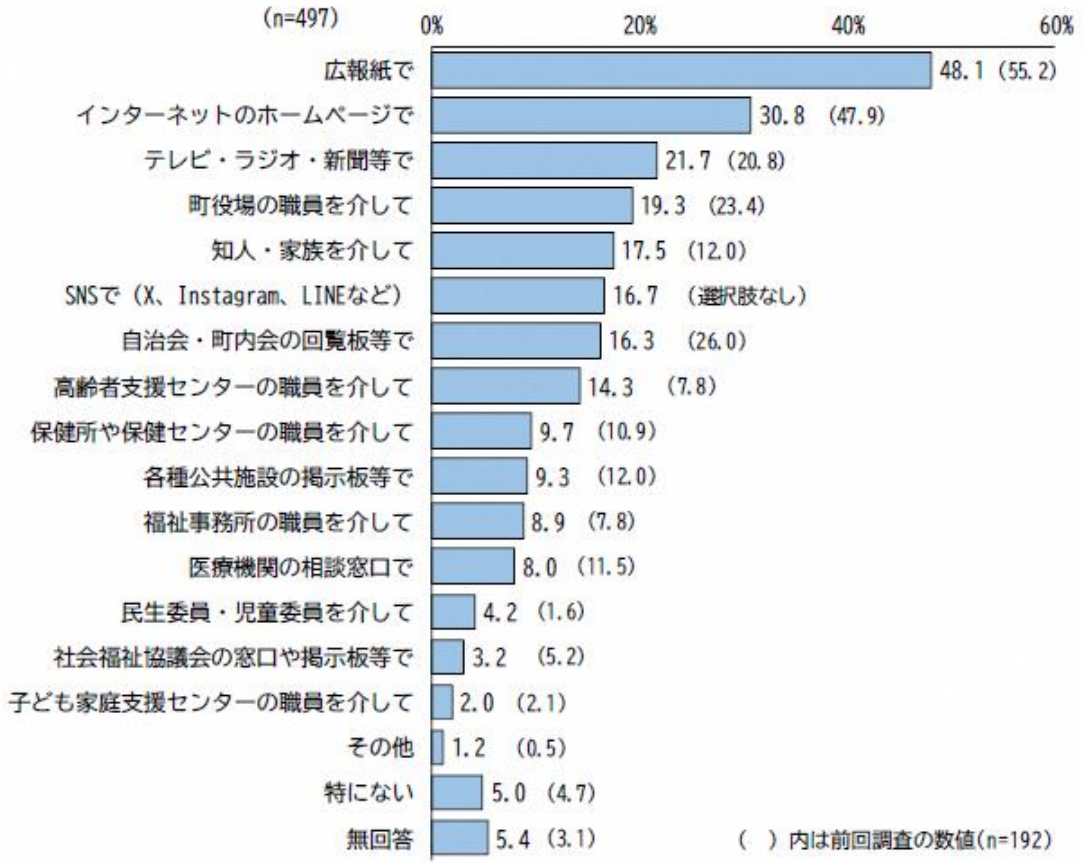

⑪地域で安心して生活していくために大切だと思う保健・福祉について（複数回答）

地域で安心して生活していくために福祉・保健・医療に関して大切なことは、（「地域医療（かかりつけ医、病院等）提供体制の充実」が 72.4%で最も多く、以下「福祉施策（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等）の充実」が 46.1%、「健康管理（生活習慣病、がん等）の相談窓口の充実」が 21.1%、「インターネットを活用した情報共有やつながりのシステムづくり」が 14.7%などとなっています。

年齢でみると、（「地域医療（かかりつけ医、病院等）提供体制の充実」は 40 歳以上の層で７割を超えています。また、（「福祉施策（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等）の充実」は 50 歳以上の層で過半数を占めています。

性別による大きな差はみられません。

前回調査と比較すると「地域医療提供体制の充実」が多くなっています。

問54　地域で安心して生活していくために、福祉・保健・医療に関してどのようなことが大切だと思いますか。（3つまでに○）

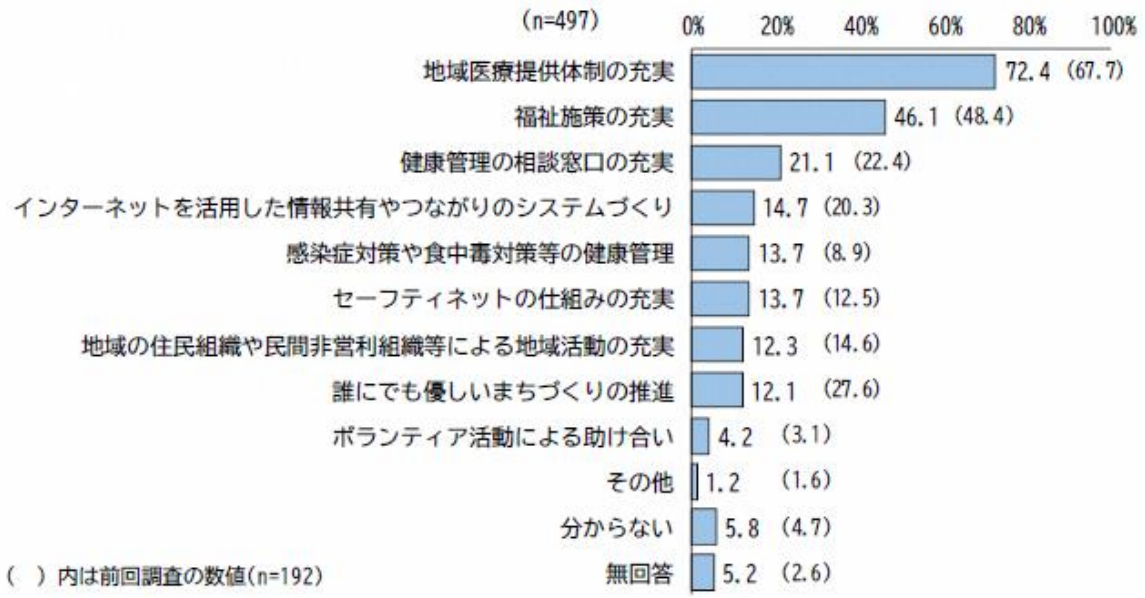

⑫地域福祉の推進において重要なことついて（複数回答）

地域福祉を推進するために重要なことについて、『①自助』では、「地域のことに関心を持つ」が 57.9%で最も多く、以下「できる範囲で地域に貢献する」が 44.3%、「福祉に関する知識や技術を身につける」が 23.1%、「地域の人々と活発に交流する」が 22.3%などとなっています。

『②互助・共助』では、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が 35.0%で最も多く、以下「地域の人々の課題を共有する」が 34.0%、「地域で活動できる組織体制を整備する」が 27.2%、「地域で活動する人材を育てる」が 25.2%などとなっています。

『③公助』では、「地域住民のニーズの把握を強化する」が 39.8%で最も多く、以下「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が 34.8%、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」が 33.6%、「都市基盤やサービス提供基盤の充実を図る」が 32.6%などとなっています。

問57　地域福祉を推進するためには、自助（一人ひとりの取組）、互助・共助（周囲や地域のサポート）、公助（国や自治体等による公的な支援）の連携が重要です。あなたは地域福祉を推進するため、どのようなことが重要だと考えますか。（○は①～③のそれぞれにいくつでも）

①自助

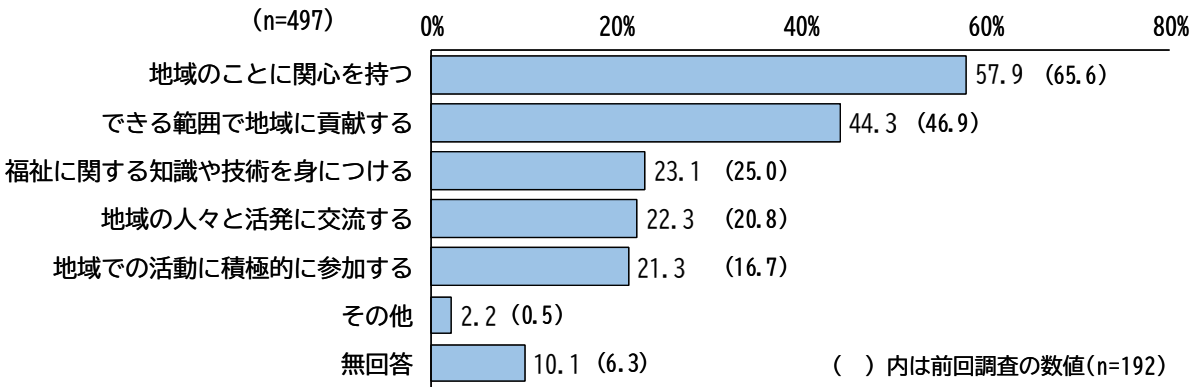

②互助・共助

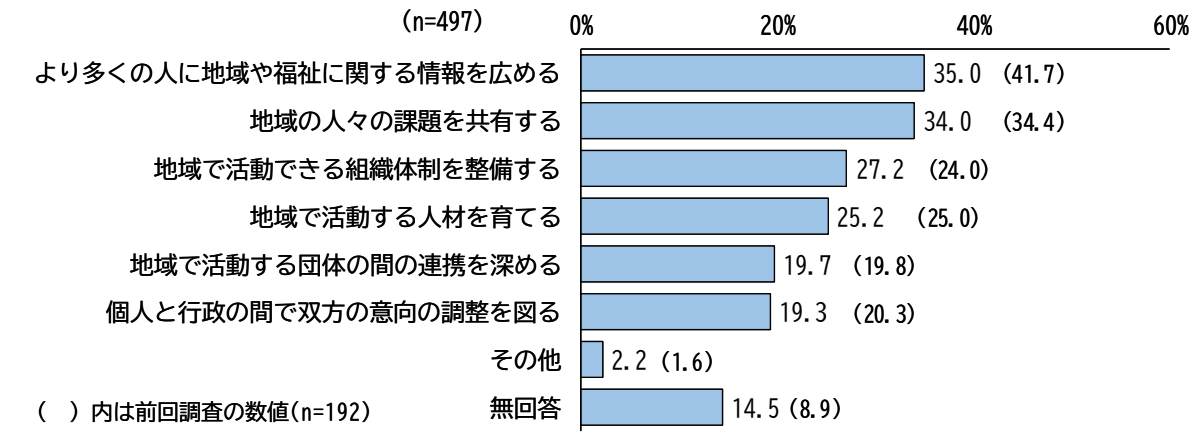

③公助

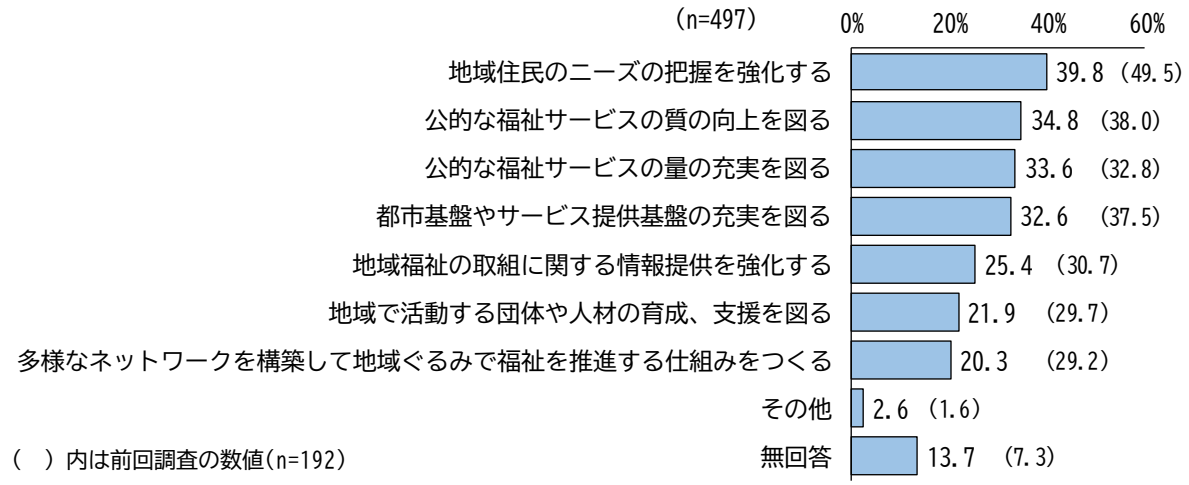
（n=497）
0%
20%
40%
60%
地域住民のニーズの把握を強化する
39.8 （49.5）
公的な福祉サービスの質の向上を図る
34.8 （38.0）
公的な福祉サービスの量の充実を図る
33.6 （32.8）
都市基盤やサービス提供基盤の充実を図る
32.6 （37.5）
地域福祉の取組に関する情報提供を強化する
25.4 （30.7）
地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る
21.9 （29.7）
多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる
20.3 （29.2）
その他
2.6 （1.6）
無回答
13.7 （7.3）
（ ）内は前回調査の数値（n=192）

第３章　第４次地域保健福祉計画の進捗状況

第３章 第４次地域保健福祉計画の進捗状況

１　ふれあい、ささえあう地域づくり

（１）地域での交流活動の推進

①地域の子育てグループの支援

子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動を支援します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】 子育てグループに活動場所の提供、備品の貸出しを行っています。また、子ども家庭支援センターひばり館内でグループのチラシを掲示し、継続的な交流活動ができるよう支援を行いました。	子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について継続的に支援を行う必要があります。
【子育て応援課児童館係】 児童館事業がきっかけとなり交流の深まった子育てクループに対し、一般利用者に制限を設けない範囲で幼児室の提供や、各グループが作成したポスターを掲示するなど、子育てグループの自主的な活動の支援を行いました。	児童館事業に参加した保護者同士の交流が活発となるよう、児童館事業の充実に引き続き取り組みます。また、施設の使用状況により子育てグループと調整をはかり、自主的なグループ活動の支援を継続します。

②地域における交流の場づくりの推進

地域における交流やつきあいを深め、高齢者等の孤立や所在不明児童等の防止のために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進します。また、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域の様々な課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援します。このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて調査研究をすすめます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動への支援を行っています。 地域福祉コーディネーター設置推進に向け、近隣自治体へのヒアリング、先進自治体である茨城県東海村へのヒアリングなどを実施し、「瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施（準備）計画」を策定しました。	地域つながり推進連絡会やささえあいフードリレーなどの様々な事業へ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。 地域福祉コーディネーターの設置推進についても、町関係各課・社会福祉協議会と連携しながら取組みを継続する必要があります。
【協働推進課地域協働係】 町内会・自治会等を側面から支援するため、各種行事等に対し、地域づくり補助金を交付し、地域コミュニティの活性化を図りました。また、申請書の記入例や具体的な活用事例を町ホームページに掲載し、申請者の利便性向上を図りました。 町内会・自治会役員の改選期に当たる年度には、補助金のマニュアルを更新し、全町内会・自治会に配付しました。 また、コロナ禍以降の町内会・自治会の新たな活動の情報を取りまとめ、町内会連合会を通して他の町内会・自治会に情報提供することで、地域コミュニティの増進をはかることができました。	町内会・自治会の改選期には、地域づくり補助金の申請方法に関する問い合わせが増えるため、分かりやすいマニュアル作成の必要があります。より多くの町内会・自治会に有効活用してもらうため、継続して制度の広報活動を行う必要があります。 また、町内会・自治会が抱えている課題を解決するためには、町内会連合会を中心に横（各町内会・自治会又は各地区）の繋がりを強化し、各町内会・自治会活動の情報共有など、地域全体の活性化をはかる 必要があります。

（これらの施策は引き続き5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（1）、117ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>②地域における交流の場づくりの推進</td><td>【社会福祉協議会】
地域におけるささえあいの活動支援として、サロンの立上げ支援を行い、令和７年８月現在で２９か所のサロンができています。子育て世代、認知症を含む高齢者世代、全世代と様々なサロンが自主運営され、誰もが気軽に参加できる集いの場となっており、現在は地域福祉コーディネーターが後方支援を行っています。
令和４年度から、ささえあいフードリレーを開始し、実行委員会を組織し、年３回生活困窮者向けの食品配布を継続的に行っています。
地域のつながりや顔の見える関係づくりのために、現在は地域つながり推進連絡会を開催しており、今までの会議で上がった地域課題を踏まえ、令和７年度から実際に各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行っており、あいさつを通してつながりを作っていく取り組みを行っていきます。
生活支援コーディネーターとしては、令和４年度から松山町をモデル地区に選定し、高齢者向けのアンケート調査を行い、令和５年度に地域懇談会を４回開催、住民主体の週１回の集まりの場が立ち上り、買い物が困難な人向けの移動スーパー誘致を行いました。</td><td>サロン運営については、代表者の負担や高齢化が課題であり、後方支援を継続していくことが必要です。また、サロン数は増えていますが、誰もが気軽に立ち寄れる全世代型のサロンが必要です。
ささえあいフードリレーでは、食品を必要としている方が増えていますが、食品の集まりが少なくなり、本当に必要な人に届けるために、受付方法の検討が必要であり、実行委員会にて検討していきます。
地域つながり推進連絡会では、今まで課題抽出をしてきており、令和７年度からは実際に小地域での活動に結び付けていき、自主グループの立ち上げ・後方支援を行う必要があります。
生活支援コーディネーターでは、令和６年度末から富士山町でのアプローチが始まり、令和７年度地域懇談会を重ね、地域課題を検討し、新たな地域活動につなげていく取り組みが必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進</td><td colspan="2">それぞれの小地域区分の実情をふまえながら地域福祉の整備等を行っていきます。また地域ささえあい連絡協議会の開催等の地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会（地域ささえあい連絡協議会より名称変更）に参加し、各地域で抱えている課題等について、意見交換を行ました。回数を重ねることで、地域で活動している方との関係性を築き、また、地域課題の共有につながりました。</td><td>地域課題への対応について、行政と地域が一緒に考え取り組むため、意見交換の場を継続して設けることが必要です。また、意見交換だけでなく、具体的な活動へとつなげていくための支援について検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td>【協働推進課地域協働係】
町内の地区ごとに開催された地域ささえあい連絡協議会で、各地域で抱えている課題、問題等について、意見交換を行うことができました。当該協議会に参加することで、地域で活動している方々と顔の見える関係性を築くことができました。
また、町内会・自治会等のイベントに、職員地域情報コーディネーターとして多くの職員が参加し、地域の方と情報共有等をすることが出来ました。</td><td>各地域での課題や問題は、多様化・深刻化し、多岐に渡るような状況です。当該協議会だけでは把握できない部分があるため、そのような部分を補うため、更に、町内会・自治会等との情報共有や職員地域情報コーディネーター活動を活発に行うことで、積極的に各地域からの意見、要望等を聞き取り、把握していく必要があります。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（1）、117ページを参照して下さい。）

③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	【社会福祉協議会】 生活支援コーディネーターとして、地域に向けてアンケート調査を行った上で、地域懇談会を開催しました。そこで、立ち上った集いの場については、今現在も地域の方が継続的に運営しており、移動スーパーも地域の資源として活用されて、地域福祉コーディネーターが後方支援をしています。 「地域ささえあい推進連絡協議会」を令和６年度から「地域つながり推進連絡会」と改称し、町内６地区で定期的に開催しており、令和６年度までに各地区で出た地域課題や意見をもとに、令和７年度から各地区での具体的な取り組みを創出していきます。	小地域での取り組みには、各地域での特徴があるため、地域アセスメントが重要であり、その上で地域懇談会などで地域住民との対話を継続的に行うことが必要です。 「地域つながり推進連絡会」では、各地域で取り組むつながり運動について説明をする際に、いかに自分事として主体的にとらえてもらえるかが大切であり、人の心を動かすプレゼンテーション・ファシリテーション力を職員がつけ、その後の取り組みを住民とともに組み立てる後方支援力が必要です。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（1）、117ページを参照して下さい。）

（２）地域情報の発信

①福祉情報の提供・広報活動の充実

必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめます。更に広報みずほ等の従来の周知方法に加え、ICTツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について研究します。また成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりの一環として、広報機能の整備についても推進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 広報やホームページ、メール配信等を活用し、継続的に情報の提供を行いました。 東京都が行っている事業の広報への掲載や権利擁護センターみずほが開催する講座を町ホームページで周知するなど、必要な人へ情報が伝わるよう取り組みました。	媒体の特性に応じて掲載内容や掲載のタイミングを考慮するなどの、多くの住民に伝わるための周知方法を研究する必要があります。
【社会福祉協議会】 社協だより及びボランティア通信を、２色刷りから全ページカラー印刷に変更及び新聞折込から全戸配布に変更しました。写真やイラストを活用し、見やすくわかりやすい紙面づくりに努めました。また、SNSでFacebookに続き、Instagramを開始し幅広い世代への情報発信に努めました。 権利擁護支援に関する情報、成年後見制度の周知を広報みずほや社協だより、ホームページ、公式Facebook・Instagramを活用し、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりに努めました。	ホームページやSNSの種類によって、記事内容を変更するなど、各媒体の強みを活かした活用を検討します。

②地域資源情報の収集

地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、地域ささえあい連絡協議会や地域ケア会議等を通じて地域情報の収集と発掘、及び積極的な活用を推進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会（地域ささえあい連絡協議会より名称変更）に参加し、各地域で抱えている課題等について、意見交換を行ました。回数を重ねることで、地域で活動している方との関係性を築き、また、地域課題の共有につながりました。	地域でどのような活動が行われているのか、また、その地域活動をささえる人的・物的資源を把握していくためにも、地域つながり推進連絡会などの場は継続して設けることが必要です。また、得られた情報を、具体的な活動へとつなげていくための支援について検討する必要があります。
【社会福祉協議会】 社協だより及びボランティア通信は、令和6年度から全カラー印刷に変更し、写真やイラストを活用し、見やすくわかりやすい紙面づくりに努めました。また、facebookやインスタグラムを開始し、幅広い世代への情報発信に努めました。 生活支援コーディネーターとして、２カ月に１回生活支援コーディネーター連絡会を開催し、高齢者福祉課と１・２層コーディネーターで情報共有の場を設けています。 地域つながり推進連絡会では、地域課題の検討や地域資源の情報が得られました。 東西の高齢者支援センターが実施する地域ケア個別会議では個人の支援を検討する中、地域の課題を抽出します。行政と連携し、新たな社会資源を創出するために、段階的に協議を図っていきます。	ホームページやSNSの種類によって、掲載内容を変更するなど、各媒体の強みを活かした活用を検討します。 多くの会議で得た地域情報を、今後地域に還元し、地域で活かしていく取り組みを推進することが必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（2）、117ページを参照して下さい。）

（３）利用しやすい施設の環境づくり

	地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
①公共施設の利用促進	【福祉課福祉推進係】 ふれあいセンターの管理・運営を指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、利用促進を図りました。令和３年１月末から令和５年６月末まで、一部会議室をテレワーク等で利用できるサテライトルームとして運用するなど、社会福祉協議会と連携しながら、柔軟な運営をはかることができました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点としてさらに利用してもらえるよう継続してPRを行うことが必要です。
	【協働推進課地域施設係】 　地区会館、町民会館及び武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめ、その他各種利用団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行い、地域コミュニティの利用促進を図っています。 　特に不具合箇所については、限られた予算の中、優先順位を付けて対応しています。	今後も地域コミュニティの活動拠点として利用促進をはかっていくことが必要です。 　地域の施設として適切に利用が行えるよう、引き続き、不具合箇所への修繕対応等をはじめとした、適切な管理運営を行っていく必要があります。
	【社会福祉協議会】 ふれあいセンターでは、コロナ禍においてはフリーWi-Fiの設備を活用した、サテライトルームを実施しました。また、状況に合わせて安心して利用できるように入口に非接触型体温計の設置や各貸部屋、トイレなどにも消毒液を設置、適宜換気を行うなど感染症拡大防止に努めました。 また、文化向上事業として、毎年映画会を実施し、好評を得ています。 クーリングシェルターでは、カフェコーナーを開放し地域の方々に活用をしていただきました。	ふれあいセンターでは、新たに地域交流を踏まえた事業を検討していきます。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（3）、118 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="4">②交流の場づくり</td><td colspan="2">施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。
あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
ふれあいセンターの管理・運営では、指定管理者である社会福祉協議会と連携し、点字ブロックや手すりの設置などを実施し、施設の利便性向上をはかりました。</td><td>施設利用者の声を拾い上げ、施設の利便性向上につなげる取り組みを継続します。また、Wi-Fi設備があること、懇親会等を行うができる施設であるなど、ふれあいセンターの特色を継続してPRしていく必要があります。</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課児童館係】
各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館を実施しました。また、期間限定移動児童館を町内小・中学校の長期休業期間中に毎日開催し、児童の安心・安全な居場所として貢献しました。</td><td>移動児童館事業並びに期間限定移動児童館事業は、多くの子どもたちが利用することから、地域及びコミュニティセンター利用団体に対し、理解や見守りの姿勢について求めて行くことが必要です。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
ふれあいセンターでは、文化向上事業で映画会を実施し好評を得ています。
クーリングシェルターでは、カフェコーナーを開放し地域の方々に活用をしていただきました。
サロンについては、高齢者世代・子育て世代・全世代などと対象が分かれていますが、基本的には誰もが気軽に参加できます。サロン登録が増え、令和７年９月現在で29か所です。
福祉ふれあいまつりでは、コロナ禍は中止となりましたが、令和５年から開催し、子どもや高齢者、障がい者など誰もが楽しみ、ふれあいがあるおまつりとなっています。令和６年からは、ふれあいまつりと子育て応援バザーを同時開催し、より子どもからあらゆる方までが交流できる場となっています。</td><td>ふれあいセンターでは、新たな地域交流を踏まえた事業を検討していきます。
対象を定めず、全世代向けのサロン立ち上げを検討しています。
福祉ふれあいまつりでは、実行委員会を組織していますが、実行委員会や参加団体が主体的に動くことができるように、働きかけを継続していきます。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（3）、118ページを参照して下さい。）

（４）世代間交流の活性化

様々な世代が交流することにより、お互いささえあい・助け合いができるよう仕組みづくりをすすめ、住民同士をつなげます。このような活動を推進するために、ボランティア団体に協力を依頼したり、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。

	令和7年度までの取組状況	今後の課題
①地域交流、世代間交流の推進	【福祉課福祉推進係】 ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が、小学校の家庭科室で朝食を提供する活動に対して支援を行いました。瑞穂第一小学校で始まった活動は、令和３年度に瑞穂第四小学校で、令和５年度に瑞穂第三小学校、令和７年度に瑞穂第五小学校（予定）で開催されています。 手作りおにぎりの提供や民間事業者等からの支援も受けることができ、内容が充実してきています。	ボランティアメンバーの負担などに配慮が必要です。安定した活動が行えるよう、ボランティアの拡充や各種団体と連携を図りながら支援を継続します。
	【子育て応援課保育・幼稚園係】 各保育園では、地域の特性をいかし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施しています。	引き続き地域の特性をいかした交流事業を実施します。
	【高齢者福祉課高齢者支援係/地域包括ケア推進係】 寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした地域交流の場として、運営ボランティアの会が施設の管理運営を行っています。運営ボランティアの会主催で健康体操等の各種教室を開催しました。また、年に1回寄り合いハウスいこい祭りを開催しています。 高齢者の居場所づくり事業では、補助金の活用の有無を問わず、高齢者の閉じこもりを防ぎ、健康な生活を維持するため、誰でも気軽に立ち寄ることができる住民主体の居場所づくりを進めるとともに、既存の活動を支援しています。活動支援の１つとして、補助金の活用についてグループの相談に対応し、令和6年度は、補助金を活用開始したグループは2か所、補助金の活用を終了したグループが1か所で令和7年3月末現在6か所となっています。また令和6年11月に郵送で実施した生活支援ニーズ調査時に補助金の周知も行い、適宜相談に対応しています。	寄り合いハウスいこいでは、今後も、運営ボランティアの会と協議しながら、より良い施設の管理運営や事業を実施していく必要があります。 高齢者の居場所づくり事業では、引き続き、補助金の活用を問わず、居場所・通いの場づくりを進めるとともに、既存の活動支援も必要です。活動支援の1つとして、補助金の周知を行うとともに、活動に即した活用ができるよう相談に対応する必要があります。
	【協働推進課地域協働係】 町内会・自治会等が実施する世代間交流事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、各地域における世代間の交流を側面から支援しました。 また、令和５年４月に設置した「協働の窓口（みずほマッチング）」を活用し、ボランティア等と協働事業を実施し、協働のまちづくりを推進することができました。	より多くの町内会・自治会に地域づくり補助金を有効に活用してもらい、様々な行事等を通じて世代間交流の活性化をはかっていく必要があります。 また、「協働の窓口（みずほマッチング）」を有効に活用してもらい、様々な世代の交流の機会を創設し、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

（この施策は取組内容を修正した上で、第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（4）、118 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>①地域交流、世代間交流の推進</td><td>【社会福祉協議会】
寿楽では世代間交流を推進してきましたが、コロナ禍により各種交流事業は中止しました。しかし、令和５年度からは徐々に事業再開ができ、「じゅらく秋まつり」の開催、地域の学校や保育園との交流を行いました。
地域福祉コーディネーターについては、令和７年度から２人配置して、子どもから高齢者まで、誰もが集える場づくりとあいさつを通じて住民同士がつながり合える取組みを進める予定です。</td><td>令和６年度をもって寿楽事業終了。
地域福祉コーディネーターは、地域課題を住民が自分事として捉えられるような取り組みにすることを目指し、住民が必要と思える交流の場や地域のつながりを構築していくことが重要になります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②地域で子どもを育てる環境づくりの推進</td><td colspan="2">地域では、子ども会や地区青少年協議会、子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりにつとめます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課児童館係】
地域の子育てサークルからの申し出を受けて、一般利用者に制限を設けない範囲で活動場所として幼児室を提供しました。</td><td>児童館はコミュニティセンターとは異なり、貸室業務を行っていないため、一般利用者との兼ね合いを取りながら活動場所の提供を行う必要があります。</td></tr>
<tr><td></td><td>【社会教育課社会教育係】
子ども会連合会では、子ども会への加入促進事業として、モルック大会、紙ひこうき大会、工作教室等を実施してきました。
開催した事業の中で、参加者を子ども会加入者に限定しない事業も多く実施し、多くの方の参加がありました。
地区青少年協議会では、夏・冬の非行防止パトロールの実施や各地区で事業協力等行いました。
また、子育てサークルと協働で行う住民提案型協働事業として、子育て支援事業を実施しました。</td><td>子ども会については、年々減少しており、その在り方をどうしていくかが課題であり、子ども会連合会でも引き続き検討しているところです。
地区青少年協議会に対しては、各地区で地区の事業に協力したり、独自に事業を開催しています。今後もできる限りの支援に努めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③子育てひろばの拡充</td><td colspan="2">子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館事業及び移動児童館事業の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未就園児と入園児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開につとめます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課保育・幼稚園係】
認可保育園９園、認定こども園１園、幼稚園２園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開するものです。</td><td>引き続き関係機関と調整を行い、事業を継続します。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】
保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び孤立化の防止をはかるとともに、子どもとの接し方の方法を学ぶ機会としています。</td><td>事業参加者が減少傾向となっています。今後、他の部署で実施する類似事業との統廃合等について、研究が必要です。</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課児童館係】
児童館では様々な子育て支援事業を実施しました。併せて、保護者から好評をいただいている事業を展開するなど、参加者を増やす工夫を凝らしました。また、町内３か所のコミュニティセンターで移動児童館を開催しました。</td><td>今後も親子が共に楽しめる児童館事業及び移動児童館事業の充実をはかることと、参加者同士の交流が深まる機会づくりを継続していきます。</td></tr>
</table>

（①の施策は取組内容を修正し、②及び③は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（4）、118 ページを参照して下さい。）

（５）高齢者や障がい者の社会参加促進

①シルバー人材センターへの支援

高齢者の就労支援により、就業を通じた社会参加を促進することで介護予防に大きな成果が期待されます。センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【高齢者福祉課高齢者支援係】 町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和７年３月末現在のシルバー会員数は418人です。前年度末と比較して10人の減となりました。全国的にみても、定年延長や定年後の再雇用の増加等で、会員の確保は難しい状況です。会員の交流を促進するため、ボッチャ、絵手紙教室等の交流事業を実施しました。また、広報みずほへの「入会説明会の案内」の毎月掲載等による支援を行いました。	シルバー人材センターは、高齢者がいきいきと就業し活躍する場としてとても重要です。今後も、会員の交流を促進することで退会抑制をはかることやPRを継続していくこと等で、会員増強に取り組む必要があります。
【建設課維持管理係】 違反屋外広告物の撤去及び町道の除草清掃を行いました。	町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。
【建設課公園係】 例年どおり、公園等管理委託事業の中で、シルバー人材センターに狭山池公園、さやま花多来里の郷、松原中央公園、六道山公園の管理と公園・ポケットパークの除草・清掃を委託しました。	今後もシルバ-人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。

②老人クラブへの支援

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取組も行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、自ら担い手となれる老人クラブの活動への変革を支援します。また、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、支援にもつとめます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【高齢者福祉課高齢者支援係】 町内にある老人クラブへ支援を行うことで会員の福祉活動への参加促進や生きがい活動、スポーツ等への取組が行われています。寿クラブ連合会は、グランドゴルフ、だれでもCafé、芸能大会、交通安全講習会等の事業を実施しました。町は、事業の相談について、随時対応して活動を支援しました。また、クラブの運営支援のため、会員募集の広報掲載を行い、高齢者福祉課が送付する住民向けの調査に会員募集チラシを同封しました。	新規クラブの立上げ支援、既存クラブの運営を支援し、高齢者の活動の場づくりに寄与するほか、寿クラブ連合会の事業について、相談に対応し、活動を支援する必要があります。
【社会福祉協議会】 令和６年度までは寿楽で事務局を担っていましたが、令和７年度からは地域ささえあい推進係が担当となり、変わらず当会で老人クラブの支援を行っていきます。 高齢者の様々な経験を地域に活かし、地域交流をはかる「だれでもCafé」を年に数回開催し、子どもから高齢者まで楽しめる企画で、多くの地域の方が楽しんで交流しています。「だれでもCafé」はサロン登録を行い、継続的に後方支援していきます。 老人クラブは自主的に多くの事業を展開し、チャリティ活動なども行ったりと、地域の担い手としての活動を多く行っており、地域資源の一つになっています。	自主的に運営しているため、必要時に適切な支援ができるよう継続的に後方支援をする必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（5）、119 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">③敬老会の開催</td><td colspan="2">参加された方に大変喜ばれている事業ですが、新型コロナウイルス感染予防対策と、参加者の満足を両立させる従来とは違う開催方法等を検討していきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課高齢者支援係】
敬老会は安全対策として、引き続き事前申込制、座席指定で開催しました。速やかな案内を行うとともに、安全面も考慮し、会場内と駐車場等に人員を配置しています。</td><td>開催に際しては参加者の安全に配慮しつつ、事業を計画する必要があります。また、多くの方が楽しめる敬老会を計画していきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④高齢者福祉センター寿楽の運営</td><td colspan="2">高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、その重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課高齢者支援係】
寿楽は施設及び設備の老朽化に対応するため、令和4年度より3か年計画で改修事業を実施しました。令和５年度から工事に着手し、令和7年3月に工事が完了しました。指定管理者制度による民間の経験や知識を活かした施設の管理運営を行えるよう指定管理者の指定を行いました。令和7年5月のリニューアルオープンに向け、指定管理者と定例会の実施や施設内の環境整備等を行いました。</td><td>多世代交流施設として令和7年度が初年度になることから、利用者アンケートを実施及び施設の運営協議会を設置し、地域住民や利用者と協働、連携を推進できるよう運営体制の確立と施設運営の安定化を図ります。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
コロナ禍当初は、事業を縮小したり、感染症対策を取りながら自主事業やデイサービス、自主グループ支援を行ってきました。令和５年度から、徐々にカラオケや館内での持ち込みの飲食を感染症対策を取りながら再開したり、寿楽最大のイベントだった「納涼まつり」は、時期をずらし「じゅらく秋まつり」として開催することで、健康づくりや仲間づくりの場、楽しめる場を提供しました。</td><td>令和６年度をもって、寿楽事業は終了。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤敬老金の支給</td><td colspan="2">敬老の日現在、住民登録のある77歳・88歳・99歳及び100歳以上の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈していますが、今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課高齢者支援係】
4月1日から翌年の3月31日までの間に88歳及び100歳以上を迎えられる高齢者に敬老金を支給しました。また、令和6年度は制度改正の経過措置として、令和5年の敬老の日の翌日から3月31日までに誕生日を迎えられる方（77歳及び99歳の方は4月1日まで）についても支給しました。</td><td>今後も対象者に周知を実施し、口座振り込みにより、適正に支給を行う必要があります。</td></tr>
</table>

（④の施策は取組内容を修正し、③及び⑤は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（5）、119 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">⑥障がい者の社会参加の促進支援</td><td colspan="2">障がい者の社会参加を促進するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障害福祉サービスによる日中活動の場の提供や地域生活支援事業の充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【障がい者支援係】
本計画期間中に発足した障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理職等を派遣し、活動を支援しました。
障害福祉サービス事業による日中活動の場を充実させるため、民間事業所の開設相談に応じ、就労継続支援B型や生活介護事業所などを町内に増やすことができました。
当事者団体、家族会との連携によるインフォーマルな日中活動の場の創設には至っていませんが、自立支援協議会などでの協議を続けています。
福祉サービス事業所の不足を補うために公設民営で実施しているあゆみ・ひまわり（地域活動支援センター）、さくら・ころぼっくる（就労継続・就労移行支援）は、事業を継続していますが、障害児等タイムケア事業は、放課後等デイサービスの充実に伴い、令和７年度中を目途に事業を終了する予定です。</td><td>障害福祉サービス事業所が増え、計画初年度に比べれば日中活動の場も充実しましたが、サービスの利用希望者が増えていることもあり、ニーズに見合った施設数とはなっておらず、特に重度心身障害者や医療的ケアの必要な方、行動障害のある方などが利用する施設は不足が著しく、町外の施設を利用する方が引き続き多い状況です。
不足するサービスを補う公設民営の４施設は継続が必要な状況ですが、施設の老朽化や利用者の重度化などが進んでいます。また、あゆみでは、利用者の減少が課題となっています。大規模改修や統廃合などの検討が必要ですが、町単独での施設の維持管理にかかる財政負担が課題となっています。自立支援協議会を通じて当事者や関係者の意見を取り入れながら、持続可能な施設運営の在り方を模索していくことが必要です。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
令和５年に障害福祉計画分科会の委員として、地域課題を共有し、次期計画についての検討を行いました。
令和６年10月に瑞穂町基幹相談支援センターを開所しました。センター主催の相談支援事業所連絡会を開催し、各事業所の相談支援に関する課題や地域課題を共有しました。
また、拠点機関として、相談支援専門員のスキルアップを図りました。</td><td>各事業所共通で、短期入所や居宅介護の担い手不足が課題となっています。それに伴い、社会参加の機会が制限されてしまう現状があり、フォーマル及びインフォーマルの資源開発が必要になります。
町内の障害福祉サービス事業所とスキルアップを図りながら、安定したサービス提供や人材確保に向けた取り組みを自立支援協議会と連携し実現していきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑦社会参加のための支援サービスの充実</td><td colspan="2">地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障等のコミュニケーション支援や、支援者等の育成等、障がい者が一般住民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業として、1－（５）－⑥に記載の地域活動支援センター以外に、以下の事業を実施しています。
相談支援、日中一時支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、心身障害者自動車運転教習費助成、身体障害者用自動車改造費助成、訪問入浴サービス。
計画期間中に新たなサービスの創設としては、相談支援の充実として基幹相談支援センターを令和６年１０月に開設しました。これらの事業を継続することで、社会参加の支援を行ってきました。</td><td>これらのサービスは申請に応じて継続的に支給していますが、障がい者の増加や福祉人材の不足などにより提供事業者が不足したり、手話通訳者などの専門的人材の確保が難しいなどの課題が生じてきています。
また、国の制度設計上、障がい者の移動のニーズを抜本的に解決することが難しいという課題があります。
国・都に地域の実情を伝えていくとともに、自立支援協議会などの場で社会参加促進のために町に必要なサービスの在り方について引き続き検討していきます。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（5）、119 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>⑦社会参加のための支援サービスの充実</td><td>【社会福祉協議会】
令和５年に病院から地域で暮らすための地域移行支援を行いました。令和６年11月から障がい児の相談支援事業を開始し、サービス利用計画作成の依頼を受けています。
障がい者の相談支援事業では、年間約90人のサービス利用計画を作成し、継続した相談支援を実施しています。他にも、障がい者の退院や作品出展に係る助言など、社会参加のための支援を実施しました。</td><td>町内の相談支援事業所のマンパワーが不足していることから、新たな利用者を受け入れにくい状況が起きています。そのため、事業所間のネットワーク構築による業務の効率化や報酬確保に向けた経営など相談支援体制を整え、安定したサービス提供のための取り組みが必要になります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑧当事者活動の支援</td><td colspan="2">障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
当事者団体や親の会などの直接的な支援、協力ボランティアの育成などは社会福祉協議会が中心に行っていますが、障がい当事者団体の代表を、障害車計画の策定や自立支援協議会の委員として起用し、その意見を町施策に反映させるほか、研修や事業の紹介を行い、側面から活動を支援しています。また、障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理職などを派遣し、活動の支援を行いました。
令和７年度は、視覚障がいの当事者団体立ち上げ希望者の相談に応じました。今後社会福祉協議会と協力して支援を行う予定です。
講演会などは、当事者の意見を聴取し、参加しやすい日程や時間などを設定するようにしています。</td><td>障がい者や障がい者を支える活動団体の高齢化により、支援やボランティアの担い手が少なくなっていくことが懸念されます。新たに発足した障がい児サークルへの支援や町事業への意見反映などを継続することが重要です。
また、当事者団体の立ち上げ希望者などへ、社会福祉協議会と協力し、積極的な支援を行います。
現在、手話通訳者やヘルパーの養成研修など、協力者・ボランティアの育成ができていませんが、今後も人材不足が進むことが予測されるため、専門的な福祉の担い手の育成にも力を入れていくことが必要です。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
令和４年に町内の障がい児を持つ子の親達から、つながりの場を作りたいと相談を受け、打ち合わせを重ねました。その結果、令和5年に当事者家族から構成される「瑞穂おやこの会」が立ち上がりました。瑞穂町基幹相談支援センターとして「瑞穂おやこの会」に参加し、障がい児福祉についての現状把握を行いました。また、障がいに関する総合的な相談窓口として、当事者活動への側面的支援の役割を周知・PRしました。</td><td>障がいを持つ方やその家族が抱える悩みに対して、気軽に共有できる場の創出が必要になります。基幹相談支援センターとして、当事者のニーズを把握し、既存の活動拡充や機会の創出に向けた支援に取り組む必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（5）、119 ページを参照して下さい。）

（６）介護保険制度の適正な運営

①介護保険制度の適正な運営	介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に資する適正なケアマネジメントの推進とともに、必要なサービスを安定して提供できるよう、住民ニーズに即したサービス提供体制の整備や介護サービス事業者の適正な運営に向けた指導・監督につとめます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課介護支援係】 介護給付適正化事業の取り組みとして、介護認定審査会における公正・公平な介護認定ができるよう、年２回の委員合同研修会を実施しました。また、毎年実施しているケアプラン点検では、町内・町外居宅介護支援事業所等の協力により、効果的に実施することができ、介護支援専門員の質の向上をはかることができました。縦覧点検については、国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。サービス事業者の適正な運営支援の取組として、指定市町村事務受託法人を活用し、町内の地域密着型介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指導検査を指定期間（6年）中に１回実施しました。	適切な介護サービス提供のため、国が進める介護給付適正化事業の取り組みを実施していますが、要介護認定者の増加により、介護サービス利用者は年々増加していくと推計しているため、事業を効率的、効果的に進める必要があります。また、サービス事業者への適正な指導を行っていくためには、専門知識等が必要となるため、関係機関等と連携して実施する必要があります。指導検査については、指定市町村事務受託法人を活用して適正なサービス提供につなげるため、継続的に予算を確保する必要があります。
②介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの活用や協議体の運営等生活支援サービスの体制の充実をはかります。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 65歳以上の高齢者を対象とする生活支援事業ニーズ調査を令和3年度、令和6年度に郵送で実施しました。調査結果・分析内容については、令和７年度以降の地区ごとの特徴に沿った働きかけに活用していきます。令和6年度までは、令和3年度の結果を活用し、生活支援コーディネーターと共に、地域活動を主とした生活支援サービスの体制の充実をはかりました。 また、令和3年、令和6年の介護保険制度改正、報酬改定を受け、実施している事業について柔軟に対応を行いました。	令和６年度に実施した調査結果・分析内容を活用し、地区ごとの特徴に沿った働きかけが必要です。生活支援コーディネーターと共に、地域の実情に沿ったサービスの充実をはかります。 令和６年の介護保険制度改正、報酬改定にあわせた事業を実施するとともに、次の改正に向け柔軟に対応する必要があります。
③在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。	
	令和7年度までの取組状況	令和7年度までの取組状況
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 町内医療機関内に、在宅医療・介護連携に関する在宅医療相談窓口を継続して設置し、医療・介護関係者、住民等からの相談業務を行うとともに、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、医療機関及び介護サービス事業所を訪問し周知等行いました。 また、ICT を活用して登録者に対し、講演会等の事業の周知を行いました。ICT の推進に向けた説明会を各種機会に行い、適宜、登録者の増加及び利用促進のための声掛けを行いました。	在宅医療相談窓口を継続して設置・活用し、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携をさらに推進していく必要があります。 ICTの推進に向け、適宜、ＩＣＴツールの活用の有効性を関係者に伝え、説明会等を実施するなど、引き続き活用を推進していきます。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（6）、122 ページを参照して下さい。）

④高齢者支援センター（地域包括支援センター）の充実	2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して高齢者支援センターの更なる機能強化をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護、福祉、健康、医療など総合的に支援する高齢者支援センターを町内２か所に設置し、関係機関と連携しながら、高齢者の相談にきめ細やかに対応し、様々な機会に周知を行いました。 令和５年10月に設置した見守り相談窓口により、西部高齢者支援センターでの総合相談等の更なる機能強化をはかりました。 基幹型地域包括支援センターが中心となり、困難事例等の情報共有や検討を行い、介護支援専門員研修では、運営主体として介護支援専門員の質の向上につとめました。また、介護支援専門員の職能団体立ち上げ後、自主的な運営となるよう伴走支援を引き続き行いました。	２か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを中心に、引き続き機能強化と専門性の向上をはかることが必要です。また、支援が必要な人に情報が届くように、周知の徹底が継続して必要です。
	【社会福祉協議会】 基幹型地域包括支援センターでは東西の高齢者支援センターとの連携を図りニーズを把握し、機能強化を図ります。東西の高齢者支援センターと困難ケース等の共有や検討及び情報交換を行います。ケアマネ連絡会では、役員会、全体会、ケアマネ研修会を実施しています。みずほ介護サービス事業者連絡会の運営では職能団体として顔の見える関係づくりのために各種事業を実施しています。 高齢者にとって身近な相談先となるために、民生委員・児童委員と連携した相談対応や、公共施設や商業施設での出張相談会を継続して開催しています。	連絡会開催を積極的に推進し、２か所の高齢者支援センター間で情報共有及び活動状況を把握し、地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。また、ケアマネジャーの人材不足に対しては後方支援や人材育成機能を活かし、困難に直面しているケアマネジャーの継続的な支援が重要です。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標1、基本施策（6）、120 ページを参照して下さい。）

２　地域福祉をすすめるための体制づくり

（１）地域福祉の担い手の養成

①地域福祉の担い手の養成のための研究	介護予防・日常生活支援総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、介護予防リーダーの育成、活用をはかります。また、町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていきます。 このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動への支援を行っています。 地域福祉コーディネーター設置推進に向け、近隣自治体へのヒアリング、先進自治体である茨城県東海村へのヒアリングなどを実施し、「瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施（準備）計画」を策定しました。	地域つながり推進連絡会などへ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。 地域福祉コーディネーターの設置推進についても、町関係各課・社会福祉協議会と連携しながら取組みを継続する必要があります。
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 介護予防リーダー養成講座を毎年実施し、地域で活躍できる人材として、令和６年度まで累計130名となりました。既存のグループの仲間として、また自主的な活動を促しています。 また、介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を毎年実施し、地域福祉の担い手として育成しました。在職中の方がほとんどでしたが、研修終了後、すぐに事業所へ登録し、総合事業ヘルパーとして活動される方もいました。 いずれも、人材発掘・マッチングのために生活支援コーディネーターと連携を行いました。	介護予防を進めていくために、地域で自主的に個人又はグループで活動する方を引き続き増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は、地域で高齢者を支える際の参考となり、人材不足解消のための一助となるよう、研修の継続実施が必要です。 引き続き、新たな担い手となる人材発掘のためにも、生活支援コーディネーターとの連携が必要です。
	【社会福祉協議会】 生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの場の立上げを支援している中で、様々な地域で担い手と接点を持ち、活躍している状況を把握し、後方支援をしています。 地域つながり推進連絡会は、コロナ禍を除き、定期的に開催し、地域の担い手発掘や、地域のつながりを情報共有することができました。	令和７年度から地域福祉コーディネーターが配置され、より地域福祉の担い手を発掘していき、また小地域での地域活動も増やしていき、あらゆる人が気楽に地域活動に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（1）、121 ページを参照して下さい。）

②地域福祉の担い手の活動支援	地域福祉の担い手が、地域活動の中心的な役割を担う存在として活躍するための支援を行います。 生活支援コーディネーターが地域の自主グループやサロン活動等に足を運びながらネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を継続的に行えるよう、また高齢者自身もサービスの担い手として、役割を持ち活動する場の創設や活動への支援を行います。 地域福祉を包括的に推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。また、そこから派生する新たな担い手の発掘を行います。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動への支援を行っています。 地域福祉コーディネーター設置推進に向け、近隣自治体へのヒアリング、先進自治体である茨城県東海村へのヒアリングなどを実施し、「瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施（準備）計画」を策定しました。	地域つながり推進連絡会などへ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。 地域福祉コーディネーターの設置推進についても、町関係各課・社会福祉協議会と連携しながら取組みを継続する必要があります。
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 地域で介護予防をすすめていくために、自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、地域で活躍する介護予防リーダーを養成する講座を継続して実施しました。講座実施中は生活支援コーディネーターも関わることで、介護予防リーダーの活動支援を行いやすくしました。 自主グループに対して、生活支援コーディネーターが足を運び、チラシの作成等により活動支援を行いました。	介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々は増々必要となります。そのきっかけづくりとして、介護予防リーダー講習会を継続して実施し、今後も地域の自主グループを増やすとともに、生活支援コーディネーター等による活動支援を継続していく必要があります。
	【教育指導課指導係】 高齢者福祉課と連携し、毎年小学校全校の５年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。（令和３年度～令和７年度）	高齢者福祉課と連携し、今後も継続して小学校全校の５年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施していく必要があります。
	【社会福祉協議会】 生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの場の立上げを支援します。活動を支援していくために、運営側スタッフの困りごとなどを聞き、負担軽減をしながら、継続して運営していけるように後方支援をしています。 令和７年度からは、社協独自で地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターの役割も兼ねながら、担い手の支援や地域の拠点づくりなど、総合的に地域福祉の推進を図ります。	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが、より地域に出向いていき、地域とつながり、地域活動をさらに発展させていくことが必要です。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（1）、121 ページを参照して下さい。）

（２）地域における福祉教育・学習の推進

①地域福祉の理解促進

地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による講演会を開催し、関係機関の相互理解と協働関係を強化しました。	地域福祉活動への関心を引き起こしていくために関係者との協議により適切なテーマを設定しつつ、継続して実施することが必要です。
【社会福祉協議会】 小中学校の校長会や副校長会で、福祉体験学習のPRをし、担当の先生に参考にしてもらえるような福祉体験学習のチラシも作成し配付しました。学校との打合せから実施まで、当事者団体、障がい当事者の協力を得て行いました。当日も企業や地域ボランティアを巻き込みながら地域福祉にも興味をもてるような内容としました。 職員が福祉教育推進員となり、障がい当事者と共に、学校や地域へ向けた福祉学習プログラムの作成を行っています。 つながりを大切にする「みずほつながりたい」のシンボルマーク（缶バッチ・ステッカー）の普及・啓発を通して、福祉への関心につなげる活動を行っています。	町内全ての小中学校、都立高校で、福祉体験を行えるようPRしていく必要があります。 また、地域ボランティアの養成や、企業との連携も必要であり、学校だけでなく、地域全体に発信していくことが必要です。

②地域に開かれた福祉教育の実践

地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての住民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 町や社会福祉協議会などが実施する講座等を広報みずほや町ホームページ、福祉課が所管する会議などを通じて、積極的に情報提供を行いました。 町や社会福祉協議会のイベントを通じて、地域福祉について関心・理解を深める機会を提供しました。	地域福祉活動への関心を引き起こしていくため、社会福祉協議会や教育委員会等と連携し、講座等の開催や体験する場の提供等、継続して取り組むことが必要です。
【社会福祉協議会】 第一、第三、第四小学校の総合学習で、福祉体験を企業や地域のボランティア、障がい当事者の協力を得て実施しました。夏休み期間を利用した「夏体験ボランティア」では、毎年50人前後の参加がありました。地域福祉への関心を深めるために、多くの施設や団体がボランティアの受入れに協力してくれました。 町内企業（観光バス業者）の特別支援学校送迎に従事する運転手や添乗員に向けた社内研修会を、社協職員が講師となり、障がいの捉え方や地域共生社会をテーマとした講義を行いました。 また、認知症サポーター養成講座や、住民向け、町内小学校5年生向け、町職員向けに町と協働で実施し、認知症の理解を深める取り組みをしました。また、認知症ミニ講座も開催しました。認知症サポーターステップアップ講座受講者が集まる「チームオレンジ」の後方支援も行いました。	福祉体験を、町内の全ての小中学校で実施できるよう、学校側にわかりやすいプログラムを作成し、PRの場を作っていく必要があります。 認知症人口が増加するため、今後も幅広く多世代の多くの住民に認知症の理解を深めていく必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（2）、121 ページを参照して下さい。）

（３）ボランティア・ＮＰＯの活動の推進

①啓発活動の充実

ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやNPO活動の推進をはかります。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動について、備品類や容器等消耗品の支給などの支援を行いました。また、民間事業者等からの寄付を受け、様々な種類の副食を提供することができました。 ボランティアセンターみずほの運営やボランティア団体への助成について、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行っています。	ボランティア活動継続につながるような支援のあり方を検討する必要があります。 ボランティアセンターみずほと協力し、ボランティア団体への情報提供や相談体制の充実について継続して取り組むことが必要です。
【社会福祉協議会】 ボランティアセンターみずほでは、活動の支援や相談を実施し、グループの情報交換の場として連絡会を定期的に開催しました。ボランティア情報をSNSで発信し、情報提供を行いました。申請のあった登録グループには、活動助成金を交付し、活動費の支援を実施しました。さらに、民間の助成金情報の提供や、申請書類作成の協力、表彰の推薦などの後方支援を行いました。また、福祉ふれあいまつりやサロン、福祉施設での発表の場をマッチングすることで、ボランティア活動の推進を図りました。夏の体験ボランティア活動にも協力してもらうことで、団体のPR活動やメンバー集め、各種相談にも対応しました。 NPO法人には、瑞穂町で開催する合同就職説明会（福祉のしごと相談・面接会）への出展募集を呼びかけ人材確保の支援をしました。	ボランティアが主体的に活動できるよう、情報提供を効果的に実施する必要があります。また長年活動してきている団体などはメンバーの高齢化に伴い、活動が困難になってきているケースもみられるため、メンバー集めのサポートが重要です。ボランティア情報の充実をはかるためには、様々な広報媒体を活用し、PRの場を作っていく必要があります。 福祉のしごと相談・面接会開催以外にも福祉人材センターと連携した人材確保の支援を行っていく必要があります。

②相談体制や情報提供の充実

ボランティア活動をしたい人と必要とする人等とのコーディネートや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターみずほの運営やボランティア団体への助成について、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行っています。	ボランティア活動には、住民の社会参加、相互交流の促進、地域課題の解決につながるなどの効果が期待されます。ボランティアセンターみずほと協力し、多くの住民にセンターのことを知ってもらうこと、ボランティア活動に興味を持ってもらえるような周知・啓発活動が必要です。
【社会福祉協議会】 ボランティアの新規登録は5年間で171人（R3～R6）でした。ボランティア活動を必要とする人や施設・団体187件のボランティア活動をマッチングし、活動を推進しました。 ボランティアセンターを多くの方々の知ってもらうためにSNS等の広報に力を入れ、利用しやすいセンターを目指してリニューアルも行いました。 ボランティアセンターへの来所や電話での相談や依頼等は、年間平均で465件（R3～R6）となっています。 まちづくり協働推進委員会に出席し、社会参加・協働・ボランティア活動について話し合い、センターでの相談や情報提供時に活用しています。	ボランティア活動を希望する全ての方に、希望どおりのボランティア活動がマッチングできるよう、情報量を増やす必要があります。また、SNS等の活用方法を研究し、積極的に情報を発信していく必要があります。 住民の社会参加や協働を促進し、地域交流や地域の課題解決につなげるために、活動への一歩を踏み出せないという人が、気軽に相談できるセンターにしていく必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（3）、122 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">③ボランティア・NPO 活動への支援</td><td colspan="2">地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所など移送サービスを有償で行う福祉有償運送団体（ＮＰＯ法人）へ補助金を交付し、支援を行っています。多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動について、備品類や容器等消耗品の支給などの支援を行いました。また、民間事業者等からの寄付を受け、様々な種類の副食を提供することができました。</td><td>公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所など移送サービスを有償で行う福祉有償運送団体（ＮＰＯ法人）へ補助金を交付し、支援を行っています。多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動について、備品類や容器等消耗品の支給などの支援を行いました。また、民間事業者等からの寄付を受け、様々な種類の副食を提供することができました。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
登録ボランティア団体が、広く住民に対してイベントや講座を実施する際、チラシの作成や広報活動等の後方支援を行いました。企業や団体、個人が福祉のまちづくりに参画できるよう、福祉体験講座などを通じて協働を意識した事業に取り組みました。
登録ボランティア団体に助成金を交付し活動の支援を行いました。毎年、約２０の団体から申請があり、１団体1万円（令和７年度は２万円）を交付しました。民間助成の案内をして申請の支援も行いました。</td><td>瑞穂町と連携しながら、自分のまちについてより興味を持てるようなイベント等を企画していく必要があります。
ボランティア団体の活動を広く知ってもらえるようなPRの場や交流の場を企画していく必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（3）、122 ページを参照して下さい。）

④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、様々な団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動の環境整備、促しなどを行います。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会と連携して、定年退職者やシニア世代に夏の体験ボランティアへの参加を促しました。また、多世代間交流事業では、シニア世代の方もボランティアとして参加しています。	定年退職された方やシニア世代の方が、ボランティア活動について興味を持っていただけるよう、社会福祉協議会などと連携を図りながら情報提供等を継続する必要があります。
	【高齢者福祉課高齢者支援係/地域包括ケア推進係】 地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しています。また、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営を支援しました。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修も実施し、地域福祉の担い手として希望者を事業所に登録紹介しました。生活支援コーディネーターを中心に、地域活動のニーズや担い手の発掘のため、生活支援ニーズ調査を実施しました。	高齢者が、地域活動の担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの会員増強等が引き続き必要です。また、生活支援コーディネーターと連携した地域活動の整備、参加への促しなども引き続き必要です。
	【社会福祉協議会】 令和５年度には、生活支援コーディネーターとして、高齢者向け、ケアマネ向けに、高齢者が集うサロン、通いの場を周知紹介する講座を開催しました。 モデル地区を選定し、その地区の６０歳以上を対象にしたアンケート調査を実施しました。回答者の中には、地域活動に興味がある方が複数人おり、担い手発掘の第一歩となり、地域活動にもつながりました。 地域のサロン、通いの場には、多く定年退職者がおり、特に男性は、グループのまとめ役として活躍しています。	定年退職者やシニア世代にボランティア活動や地域活動への促しは、今後も継続して行う必要があります。 特に男性に向けて働きかけを進めていく必要があります。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（3）、122 ページを参照して下さい。）

（４）相談体制の充実

①相談体制の充実

関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。平成27 年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度やひきこもりについても周知をすすめ、制度に基づいた支援につとめます。
また成年後見利用促進の一環として相談機能について、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを念頭に置いた相談体制の整備について推進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 相談内容に応じて社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの専門機関と連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう対応しました。また、生活困窮者自立支援会議へ参加し、関係機関との連携をはかりました。	引き続き社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携をはかることや各専門相談機関の周知などに継続して取り組みます。
【健康課成人保健係】 成人を対象とした健康相談（健康・栄養相談（毎週火曜日）・歯科相談（第２・第４火曜日））に加え、窓口や電話での随時相談を実施しました。 令和６年 10 月の組織改編に伴い、健康課成人保健係を設置し、栄養に関して管理栄養士資格のある栄養指導専門員（会計年度任用職員）による相談体制を整備しました。 健康課はひきこもり支援の相談窓口になっており、個別事情に応じて関係部署や各専門機関と連携し、対応しました。	瑞穂町の特徴的な取組である毎週実施の相談事業について、必要な方に対するフォローにつながるよう、適切な周知方法の検討や関係機関と連携した対応が必要です。あわせて適切な相談体制の整備を継続していく必要があります。 ひきこもりについては、要因が複雑化している場合があり、関係部署や関係機関等と連携し、適切に対応していく必要があります。
【社会福祉協議会】 令和５年度からはよろず相談を福祉くらしなんでも相談、令和７年度からは福祉くらしなんでも相談を福祉なんでも相談と名称を変更し、生活全般に係る相談を受け、関係機関との連携を図りながら総合的な相談対応を実施しています。また、法律、精神保健（～令和５年度）、成年後見制度、終活（令和５年度～）についての専門相談を実施し、家庭の問題や相続、遺言などの相談に対応しました。認知力低下がみられる方にも地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援などを通して、本人に寄り添い本人が必要とする福祉サービスの利用を支援しました。	専門的な相談で明らかになった生活課題ニーズは、相談者の同意もと適切な支援や機関につないでいきます。

②関係機関との連携強化

庁内関係部局、関係機関等で、相談体制の連携を強化します。
新たに、司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをめざし、関係機関との連携の構築につとめ、成年後見制度の利用を更に促進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 庁内関係課と権利擁護センター、基幹相談支援センター、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携をはかり、成年後見制度の利用促進につとめました。	庁内関係課と各関係機関との連携を強化するための取組みを継続することが必要です。 成年後見制度の利用促進に向け、後見人等報酬助成の拡充などについて検討を進めることが必要です。

（②の施策は取組内容を修正した上で、①の施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策（4）、123 ページを参照して下さい。）

②関係機関との連携強化	【社会福祉協議会】 司法専門職を講師とした一般向け講座を開催し、福祉関係者の参加もあり、個別支援における連携促進を図りました。毎月１回開催している司法書士による成年後見利用相談では福祉職として働いている方からの相談もあり、連携強化につながりました。また、成年後見制度や法律的判断を要するケース会議にも専門職に参加を依頼する機会が増えています。 司法書士団体による寸劇、紙芝居を交えた成年後見制度の入門講座をしました。	今後も成年後見制度利用促進法に伴い、行政、福祉関係者、司法専門家等を交え、成年後見制度利用推進の基盤整備を進めていく必要があります。
③自立に向けた援助	西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。 また、ハローワークと連携し、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 生活困窮者自立支援事業を実施している西多摩くらしの相談センターでは、自立に向けた各種支援を実施しているため、町から積極的に相談者をつなげました。その他、必要に応じてハローワークの就労支援制度などの紹介も行いました。 また、西多摩福祉事務所の母子・父子自立支援員の方が町関連部署に対して、西多摩くらしの相談センター職員が、民生委員・児童委員に対して事業内容を説明する場を設けるなど、関係機関同士の連携をはかりました。	西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関相互の連携を深め、相談者が適切な支援を受けることができるように取組みを継続します。
	【社会福祉協議会】 貸付の相談の中では、家計改善や就業、居住等の支援が必要であると判断したケースについては、西多摩くらしの相談センターと連携を図り、支援を実施しています。新型コロナ特例貸付実施後のフォローアップ支援として、償還が困難な世帯の生活再建のための相談・支援を行っています。 必要に応じて、西多摩福祉事務所や民生委員・児童委員と連携し、世帯の状況把握に努めました。	相談の際に、経済的に困窮以外の困りごとや不安についても、幅広く受け止めることが必要です。十分な情報を提供し、相談者にとってより納得できる選択となるように、今後も関係機関との連携強化や情報共有を行っていきます。

（②の施策は取組内容を修正した上で、③の施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策（4）、123 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">④生活安定に向けた支援</td><td colspan="2">各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを住民に周知するとともに、生活に不安を抱えている人が自立し、安心できる生活を送ることができるよう、相談センターと連携をはかりながら支援します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
相談者の状況に応じて、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度や西多摩くらしの相談センターが実施している生活困窮者自立支援制度、ハローワークが実施している就職支援制度などを紹介しました。</td><td>関係機関の連携を強化するとともに、支援機関のＰＲを継続して実施します。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
各種貸付資金の広報では、社協だよりや広報みずほなどの広報媒体を積極的に活用しました。受験生チャレンジの広報では、町のメール配信サービス、町内の中学校・高校の保護者会での説明、みずほケーブルテレビ、FacebookでのPR活動を行いました。
新型コロナ特例貸付では、借り入れを行っている方からの相談は西多摩くらしの相談センターや西多摩福祉事務所と連携を図り、少額・猶予・免除申請を行うなど、世帯のフォローアップ支援を行いました。</td><td>必要としている人に必要な情報が届くように、広報活動にはさらに力を入れていきます。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（4）、123 ページを参照して下さい。）

（５）福祉サービスの質の向上

	福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
①福祉関係職員の資質向上	【福祉課福祉推進係】 福祉部では毎年部内研修を実施しました。また、関連業務に係る各市研修や情報交換会等に積極的に参加し、職員の資質向上につとめました。	部内、課内、係内で調整し、研修等に継続的に参加し、職員の資質向上につとめる必要があります。
	【福祉課障がい者支援係】 計画期間中、欠員や病気休業などで人員が限られることが多くありましたが、業務を調整し、可能な限り研修や会議に参加して職員の資質向上に努めました。また、児童の発達支援に関わる保育士や学童保育、放課後デイサービス事業所職員などを対象とした研修を開催し、支援力の向上を図りました。発達障害者支援講演会を毎年開催し、保護者や関係機関職員の受講に配慮するため、オンライン配信やYouTubeによるオンデマンド配信ができるよう、工夫しました。 令和６年１０月に開設した基幹相談支援センターでは、相談支援事業所の支援力向上をはかるため、連絡会や研修を行いました。	毎年業務が増え続ける中、町職員の欠員や中途退職が続き、必要な人材の確保や、専門性の向上をはかることが難しくなってきています。 相談支援業務などの専門的な事業は、会計年度任用職員などを活用し、専門職によるサービス提供を安定的に行える体制を維持する必要があります。 基幹相談支援センターの事業を充実させ、相談支援事業所のみならず、福祉サービスの人材育成や確保のための施策を進めることが重要です。
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、オンライン等も活用して研修会や会議等にできるだけ参加をしています。制度についても、高齢者支援センター職員との内部研修を実施するなど、職員の専門的な資質の向上につとめました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上に継続してつとめる必要があります。
	【子育て応援課子育て支援係】 各種手当制度や医療費助成制度が改正される中、オンラインや参集型の研修・説明会等に参加することで、改正内容の理解及び最新情報の把握を積極的に行いました。 また、近隣自治体との情報交換や西多摩郡町村担当福祉課長会への出席、西多摩福祉事務所との連携などを通じて、職員の資質向上につとめました。 研修・説明会等で得た様々な情報等は、会計年度任用職員を含めた全職員で共有し、統一的な対応をすることで、質の高いサービスを提供しました。	今後も制度改正が見込まれるため、引き続き研修や説明会を通じ、改正内容の理解及び情報収集につとめること、そして近隣自治体との情報交換や西多摩福祉事務所との連携を強化することが必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（5）、124 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="2">①福祉関係職員の資質向上</td><td>【子ども家庭センター課母子保健係/健康課成人保健係】
母子保健研修や国保データベース（KDB）システム操作・活用研修等、様々な研修や会議、説明会等（オンライン開催を含む）に積極的に職員が参加し、最新情報の収集や資質の向上につとめました。
特に令和６年度は、区市町村に設置の努力義務が課せられた「こども家庭センター」関連の研修を東京都が複数回開催しました。１０月に開設した子ども家庭センターの機能発揮のため、子育て世代包括支援センターを担当する職員は、必要な知識や技術が得られるよう可能な限り研修（オンライン開催を含む）に参加しました。</td><td>制度改正への対応や実践的な技能の習得等、職員の専門性を担保するため、今後も引き続き研修等に積極的に参加し、資質の向上につとめる必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間事業者、NPO、関係団体に対し、研修会など人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②関係団体等への働きかけ</td><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
東京都等が開催する人材育成関係情報について、福祉課が所管する会議での周知、庁内でのチラシ配架などで積極的に周知しました。</td><td>引き続き研修会の情報を積極的に提供し、関係者の資質向上に繋がるよう働きかけを継続します。</td></tr>
<tr><td>【社会教育課社会教育係】
総合人材リストについては、令和6年度に更新作業を実施し、更新されたリストについて周知しました。また、生涯学習まちづくり出前講座と合わせ、利用促進に向け、広報やホームページでPRを行っています。</td><td>広報やホームページ、町内の公共施設へのチラシの配架に加え、生涯学習推進団体への周知も行ってきましたが、制度について、さらなる周知・活用につとめる必要があります。
また、当制度については協働推進課へ情報提供し、住民との協働事業として共有しつつ推進していく必要があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③苦情対応等に基づくサービスの質の向上</td><td colspan="2">養護者等の高齢者への虐待について、高齢者福祉課及び高齢者支援センターで受付け、高齢者虐待の早期発見・早期解決につとめます。
認知症等により判断能力が十分でない高齢者等が、虐待や消費者被害等の権利侵害や様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々の権利が守れるよう権利擁護センターとの連携を強化します。
相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、苦情内容を検証し、更なるサービスの質の向上につとめます。
また、権利擁護センターの窓口は成年後見制度利用促進の一環としての相談機能や他事業者のサービスに対する苦情相談窓口でもあるため、専門機関と連携する体制を構築します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
町や権利擁護センター、高齢者支援センター等、どの部署で苦情や相談を受けても、必要に応じて情報の共有化を行い、適切に対応できるよう連携をはかりました。</td><td>相談窓口に寄せられた苦情を関係機関等で共有し対応するとともに、内容を検証し、継続してサービスの質の向上をはかる必要があります。</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
福祉サービスへの苦情対応は、福祉課窓口の他、権利擁護センターによる専門的な相談体制を整えています。計画期間中、権利擁護センターと連携して対応をはかるような苦情はありませんでしたが、施設による障がい者虐待（疑いを含む）通報の件数は増えつつあります。</td><td>障がい者の権利擁護に対する理解が徐々に進み、町内に障害福祉サービス事業所が充実してきた一方、今後はサービスへの苦情や虐待通報、事業所への指導・助言の必要性が高まることが予測されます。今後も権利擁護センターとの一層の連携や、町職員の研修などによる対応力の向上に努めていきます。
また、町職員の研修受講では専門性の確保に限界があるため、専門的な指導体制の確保方策について検討が必要です。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（5）、124 ページを参照して下さい。）

③苦情対応等に基づくサービスの質の向上	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 虐待等の案件では、高齢者支援センターとともに早期発見・早期解決につとめ、対応しました。また、家族間で多問題を抱えていることがあるため、高齢者支援センターと連携するとともに、権利擁護センター等の関係機関とケース会議を実施し、対応しました。	今後、多問題を抱える家族が増えていくことが予想されます。関係機関との更なる連携をはかり、対応していく必要があります。
	【高齢者福祉課介護支援係】 高齢者施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。また、苦情の防止やサービスの質の向上の観点から、町内地域密着型介護サービス事業所（通所介護・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護）及び居宅介護支援事業所の指導検査を事業所指定期間（６年）中に１回実施し、運営指導を行いました。	適正な介護サービスを提供するため、引き続き、適正な指導を行うとともに、苦情等の困難な案件については、関係機関等との連携を強化し、適切な対応をする必要があります。
	【社会福祉協議会】 権利擁護センターみずほでは、町内の福祉サービスを利用している方が、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合に、第三者の立場から相談を受ける「福祉サービス苦情相談窓口」を設置しています。 広報みずほや社協だより、ホームページを活用し、福祉サービス苦情相談窓口の周知に努めました。	権利擁護センターみずほの福祉サービス苦情相談窓口は行政機関と連携し窓口の周知が必要です。
④第三者によるサービス評価の支援	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知をはかります。 東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布するなど周知をはかっています。また、東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援しました。	東京都の補助制度を活用し、第三者機関によるサービス評価の実施を適切に支援できるよう、関係部署へ適切に情報を提供し、連携をはかります。
	【福祉課障がい者支援係】 計画期間を通じて、都の補助制度を活用し、第三者評価を受ける事業所に費用助成を行いました。	今後も第三者評価の啓発と支援を継続します。
	【子育て応援課保育・幼稚園係】 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所に補助金を交付するものです。	第三者評価結果をいかした運営の改善が図られているため、今後も事業を継続します。
	【高齢者福祉課介護支援係】 介護サービスの質の向上のため事業者が実施する第三者評価に対し、補助金を交付しました。 毎年、町内の認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業者に補助金を交付しました。	評価結果を事業者が適正な運営、利用者へのサービス向上に活かすことができるよう指導するとともに、事業者に対し継続的に実施していくため連携をはかる必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（5）、124 ページを参照して下さい。）

３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

（１）権利擁護の推進

①権利の擁護	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に関係する機関との連携を強化することにより、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。 また、介護等従事者による虐待の通報に迅速に対応し、高齢者や障がい者の権利擁護につとめるとともに、事業者の提供するサービスの質の向上に向け指導、助言をします。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護センターみずほでは地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施しています。事業受託者である社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課との連携をはかりました。	権利侵害の防止、早期解決をはかるため、引き続き社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課と連携し、事業を継続します。
	【福祉課障がい者支援係】 障がいにより意思能力や判断能力が低下している方を支援する際は、権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、権利擁護センターと連携するなどして、利用の促進に努めました。 また、基幹相談支援センターの研修などの機会に、支援関係者に対しても、権利擁護の制度や仕組みの啓発を行いました。 障害者虐待（疑いを含む）通報に迅速に対応し、関係機関と連携を図りながら、障がい者の環境改善や障害福祉サービス事業所への助言などを行いました。	引き続き、権利擁護センターや基幹相談支援センターと連携し、障がい者の権利侵害の未然防止、早期解決を図ります。
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 高齢者の権利擁護に対する相談に、高齢者支援センターで対応し、権利擁護に関する講座を高齢者支援センターの社会福祉士が中心となり開催しました。また、高齢者支援センターと消費者相談員との情報交換会や法律事務所との情報交換会に参加するなど、連携強化をはかっています。	意思決定能力や判断能力が低下した方々が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護についての理解を更に推進する必要があります。また、消費者保護に関係する機関との連携を引き続き強化する必要があります。
	【高齢者福祉課介護支援係】 高齢者施設等での虐待通報に対し、適正かつ迅速に対応できるよう体制を整え、施設への調査、報告の徴収等を行い適正に指導を行いました。また、困難な事例に対しては、関係機関等と連携し対応しています。	高齢者施設等での虐待の通報時には、迅速な対応が求められているため、専門的なアドバイスに基づき、関係機関との連携強化が必要となります。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（1）、125 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>①権利の擁護</td><td colspan="2">【社会福祉協議会】
東部高齢者支援センターでは、高齢で要介護状態であっても、自分らしく生活ができるよう、一般に向けて瑞穂町と連携し、認知症サポーター養成研修や権利擁護の啓発を実施しています。また、福祉支援者に対して虐待の早期発見に向けた研修を実施しています。
権利擁護センターみずほでは、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施します。金融機関からの情報提供で、福祉関係者との連携強化につながったケースがありました。</td><td>東部高齢者支援センターでは、行政、西部高齢者支援センターや介護サービス事業所とともに広く地域に向けた権利擁護の啓発を進めていく必要があります。また身近にある事例として消費者被害などについて警察等と連携し、予防のための講座を開催していきます。
課題を抱えている方の早期発見のためには、支援関係者や住民に権利擁護センターみずほを周知していく必要があります。地域で一人ひとりがその人らしく暮らしていくためには、成年後見制度等と一体的に、本人が守られるべき権利など「権利擁護」の意識の啓発が今後一層必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②権利擁護事業に関する連携と利用者に対する支援</td><td colspan="2">「権利擁護センターみずほ」を中心に関係部署の相談体制の充実につとめるとともに関係部署、関係機関が連携し相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行います。
また制度利用者に関わる地域連携ネットワークづくりをめざし、新たな連携の構築を検討します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
高齢者や障がい者等が自立した社会生活を営めるよう、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター、関係機関等と連携し、相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行いました。</td><td>引き続き権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター他、関係機関と連携し、相談者や成年後見利用者に対する支援の充実をはかる必要があります。
成年後見制度の利用促進に向け、後見人等報酬助成の拡充などについて検討を進めることが必要です。</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
障がい者の相談支援を通じて権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、必要に応じて成年後見の町長申し立てを行うなど、利用の促進に努めました。
権利擁護センター運営協議会に参加し、障がい者施策と権利擁護センター業務とが緊密に連携できるよう、検討を行いました。今後、基幹相談支援センターと権利擁護センターの連携強化や業務内容の整理を検討します。</td><td>資力の少ない方でも成年後見制度などを適切に活用できるようにするためには、助成範囲の拡大も視野に入れた検討を行う必要があります。また、後見を担う人材が不足しているため、選任まで時間がかかる方が出ており、市民後見人の養成や法人後見を担う機関の創設などの検討や、広域的な協力体制の検討などが必要です。</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】
認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また、親族等がいないなど、後見開始の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行い、年間２～３件の申立てを行いました。「権利擁護センターみずほ」からの情報の引継ぎや、申立ての適否及び候補者に関する相談等、連携して申立てを行いました。</td><td>今後も高齢化に伴い、身寄りがない認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。「権利擁護センターみずほ」との連携を更に進める必要があります。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
相談者の自立生活を支えるために制度利用の決定や支援内容、後見人等の選定などは、関係する多職種との支援会議などを行い、支援の方針を決定しています。また、本人や親族の申し立てが困難がケースは、町地域包括ケア推進係や障がい者支援係と連携した首長申し立てを実施しています。行政機関、司法書士団体との会議や運営委員会を通して申立ての補助や報酬助成制度、専門職を交えた支援検討会議について現状把握と課題検討をしました。</td><td>低所得者や生活保護受給者など資力のない方であっても、必要な方には円滑に制度が利用できるよう、申立ての補助や報酬助成制度などの充実が必要です。
表面化しない潜在的なニーズが多く住民や関係者との連携の中で、支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（1）、125 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="5">③成年後見制度の周知</td><td colspan="2">「権利擁護センターみずほ」を中心に広報機能の整備について推進します。また、広く住民に知ってもらうためセンターと協力し、チラシやホームページでも継続して周知をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
制度の利用が必要な方に権利擁護センターみずほを案内したり、チラシを設置しています。また、権利擁護センターみずほが実施する住民を対象とした講座について、町ホームページでも周知し、より多くの住民に情報が届くよう取り組みました。</td><td>成年後見制度の周知のため、広報や町ホームページでの周知等継続して取り組む必要があります。
住民アンケート調査では、「権利擁護センターみずほ」を知っていると回答した方の割合は４．４％であり、認知度向上が課題です。
権利擁護センターみずほと連携し、成年後見制度の周知とともにセンターの認知度向上に向けた取り組みが必要です。</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
権利擁護センターが行う事業や研修などを、町内の障害福祉サービス事業所等や、障がい者に周知し、広報に協力しました。
また、基幹相談支援センターの業務として、権利擁護センターで関係のある講師を招いた成年後見制度の研修を企画するなど、協力して事業を実施することで、住民や関係機関への制度理解を深める取り組みを行いました。</td><td>引き続き、制度の周知を行います。</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】
介護支援専門員研修会で高齢者虐待に関する研修を実施するとともに、高齢者支援センターの社会福祉士を中心に権利擁護センターみずほと連携し、権利擁護についての市民講座を開催し、成年後見制度についても周知を行いました。</td><td>様々な機会を通じ、成年後見制度の周知について、権利擁護センターみずほを中心に、連携して推進していく必要があります。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
権利擁護センターみずほでは、広く一般や支援者向けに制度の講座や連絡会を開催しています。関係機関に講座や連絡会のポスターとチラシを配布、毎月１回実施している成年後見利用相談のメール配信を行いました。社協だよりやホームページ、公式Facebook・Instagram、広報みずほ、福祉部各課が発行するサービス等を案内する刊行物に制度や権利擁護センター事業を掲載し、周知を図りました。令和７年度は、権利擁護の推進を町内全域にはかるため、住民参加型の劇団を結成する予定です。</td><td>町内の金融機関、福祉事業所、住民などに権利擁護センターみずほの周知をより一層図っていく必要があります。社会情勢の変化に伴い、認知症や終活などといった、関心の持ちやすいテーマとともに制度の啓発を効果的に進めていく必要があります。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（1）、125 ページを参照して下さい。）

（２）ユニバーサルデザインの推進

①ユニバーサルデザインについての啓発	「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 開発指導担当課と連携し、町や開発業者が公共施設や建築物等を整備する場合、福祉のまちづくり条例に沿った開発等を行うよう、情報提供・指導を行いました。	福祉のまちづくり条例に沿った開発等が行われるよう、引き続き関係課との連携をはかります。
	【都市計画課計画・住宅係】 瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。	各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。
②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を確実に行うよう指示します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 公共施設、店舗や事務所等を整備する際に、東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう指導しました。年間１～３件ほど届出書が提出されました。	制度について引き続き周知を行い、適切に事務処理を進めます。
	【都市計画課計画・住宅係】 瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署と協議するよう指導しています。 令和３年度の指導状況：８件 令和４年度の指導状況：２件 令和５年度の指導状況：３件 令和６年度の指導状況：１件 令和７年度（７月末時点）の指導状況：０件	宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。
③公共施設の整備	公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の設置や歩道の段差解消を推進していきます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 東京都の補助金を活用し、公共施設のトイレ改修などのユニバーサルデザイン化を推進しました。	施設所管課へ情報提供を行い、東京都福祉のまちづくり条例に規定する整備基準に適合した公共施設等の整備を進めます。
	【建設課維持管理係】 住民の方々や通行者からの情報提供や職員による道路の巡回パトロールを行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ的確な対応により事故の未然防止をはかりました。	歩道の設置や段差解消については、隣接地権者の協力やその場所に適した施工方法を選択することが必要となります。
	【建設課公園係】 令和３年度新設「富士山ひよどり公園」 令和４年度新設「陵北公園」 園名板に外国語表記（英語）を併記しました。また、福祉のまちづくり条例に基づき園内入口の車止めの間隔を確保し、車いすが支障なく入園できるようにしました。また、陵北公園は公園の入口に点字ブロックも設置しました。	今後も新設公園の園名板や既存公園の園名板を修繕する際には、英語表記を取り入れていきます。 建設予定の公園は、福祉のまちづくり条例に基づいた公園整備を検討する必要があります。

（③の施策は取組内容を修正した上で、①及び②の施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（2）、127 ページを参照して下さい。）

④建築物等の整備	新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 東京都の補助金を活用し、公共施設のトイレ改修などのユニバーサルデザイン化を推進しました。	施設所管課へ情報提供を行い、東京都福祉のまちづくり条例に規定する整備基準に適合した公共施設等の整備を進めます。
	【建設課公園係】 令和４年度に松原中央公園のバリアフリートイレに東京都の補助金を活用してベビーシートを設置しました。	公園の改修や新築をする場合は、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

（④の施策は③に統合され、第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（2）、127 ページを参照して下さい。）

（３）防災・防犯体制の充実

①災害時要配慮者の安全確保体制の整備

災害時において、要配慮者が正しく情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。
被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携並びに事業者及び住民の役割を明確にし、住民、行政及び事業者が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日頃からコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自衛消防組織を整備し、地域及び行政との連携体制の推進をはかります。
訓練等を通じて災害時における高齢者等の受入れに関する協定の実効性を高めます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課障がい者支援係】 計画期間中に、避難行動要支援者名簿を管理するシステムを導入し、登録の呼びかけと、登録内容の定期的な更新を行うとともに、高齢者福祉課と協力して、安全・安心課や避難支援者に共有するための名簿・マップを作製しました。	町内に障害福祉サービス事業所などの社会資源が少なく、実効性のある協定の整備や、障害特性に応じた福祉避難所の整備を進めることができませんでした。 また、福祉課単独では自主防災組織等との具体的な話し合いを行うことが難しく、災害時要配慮者の安全確保に重要となる個別避難計画の作成に向けた検討などを進めることができませんでした。 実効性のある安全確保体制の整備においては、課を超えた連携強化と、人員の確保が重要です。
【高齢者福祉課高齢者支援係/介護支援係】 避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成しました。名簿とマップは、安全・安心課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。なお、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づく介護保険施設等との共同訓練では、町関係部署、福生消防署等と連携して実施しました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施していく必要があります。 介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施に向け、関係機関との連携を深めるとともに、今年度の実績を踏まえ効果的に実施できるよう工夫していく必要があります。
【安全･安心課安全係】 災害時避難行動要支援者名簿については、地域防災計画に避難支援関係者となる者に規定されている自主防災組織、消防署、警察署等に名簿を提供し、共有を図りました。また、自主防災組織と名簿の活用について、情報交換を行いました。	各自主防災組織に当該名簿を預けていますが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。また、個別避難計画の作成が進捗しておらず、整備が必要となります。

②災害時要配慮者への対応

要配慮者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要配慮者マップの整備を行います。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【障がい者支援係】 計画期間中に、避難行動要支援者名簿を管理するシステムを導入し、登録の呼びかけと、登録内容の定期的な更新を行うとともに、高齢者福祉課と協力して、安全・安心課や避難支援者に共有するための名簿・マップを作製しました。	避難行動要支援者名簿のシステム管理と、登録の呼びかけ、定期的な登録内容の更新を引き続き継続します。
【高齢者福祉課高齢者支援係】 避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成し、安全・安心課をはじめ、消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施する必要があります。災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、情報共有や協力体制の更なる強化が必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（3）、128 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">③災害ボランティアの育成と連携体制</td><td colspan="2">柔軟性やきめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。
毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。
また、新型コロナウイルス感染症にも対応した、オンラインを活用した訓練も実施します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
災害ボランティアセンター設置訓練を実施しているボランティアセンターみずほの運営費の一部を町補助金を通して支援しています。ICT を活用した訓練の実施など新たな取り組みも行われています。</td><td>ボランティアセンターみずほや関係機関、住民等との関係性を構築し、有事に備える取り組みを継続します。</td></tr>
<tr><td></td><td>【社会福祉協議会】
災害ボランティアセンター設置訓練を年１回実施しました。令和３年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応したオンライン活用訓練を行い、その他は対面での訓練を実施しました。
令和６年２月に石川県かほく市、９月に石川県輪島市の災害ボランティアセンターにそれぞれ職員１人を派遣し、運営支援を行いました。R7年2月には、石川県の災害ボランティアセンターで導入されていたICT(情報通信技術）を活用した訓練を実施しました。このICTの導入で、職員の業務負担が軽減され、職員が被災者と関わる時間が持てるようになり、今まで以上に被災者に寄り添った支援ができるようになるということがわかりました。</td><td>災害ボランティアセンターの設置場所の検討を含めて、マニュアルの見直しも進めていく必要があります。ボランティアセンターの運営を効率よく進めていくために、ICT を活用した訓練を行い、出た課題をもとに修正を図っていくことが必要です。
また、平時から地域住民や企業、関係機関と顔の見える関係性を構築し、有事の際に連携がとれるような体制が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④地域防犯活動の推進</td><td colspan="2">警察や地域住民等と連携しながら、防犯対策をすすめます。町内会・自治会単位で防犯パトロールが行われている地域もあり、今後も安全・安心なまちをめざし、防犯に関する取組を推進していきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【協働推進課地域協働係】
町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進しました。
ポスターやチラシの回覧に関し、SNS を活用した電子回覧板の導入により、登録者に対し、速やかに情報提供を行うことができました。</td><td>今後も、町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を活用し、側面からの支援を続けることが必要です。また、より安全・安心なまちを目指すには、警察等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していく必要があります。
電子回覧板の登録者をより増やすため、定期的な広報活動を行う必要があります。</td></tr>
<tr><td>【安全・安心課交通防犯担当】
防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進するとともに、防犯対策緊急補助事業及びわんわんパトロール事業を通じて、住民の防犯意識の向上に努めました。</td><td>安全・安心なまちを目指すには、警察等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していくとともに、今年度で防犯パトロール事業を終了することから、防犯カメラ更新事業等により、防犯対策を推進していく必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（3）、128 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>④地域防犯活動の推進</td><td colspan="2">【建設課公園係】
【防犯カメラ設置状況】
令和３年度：狭山池公園と富士見公園
計２基
令和４年度：六道山公園に１基
合計３台のカメラを設置し、公園の犯罪抑止効果を高めました。また、犯罪発生後に警察へ防犯カメラの関係データを提供し、迅速な捜査の促進や被害の拡大防止に協力し、警察と連携体制を構築している。</td><td>公園・緑道に防犯カメラが２８台設置されています。既存の防犯カメラの必要性を調査し、設置場所を研究していく必要があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤相談体制の充実</td><td colspan="2">国や東京都等の関係機関、保護司会と連携して罪を犯した人の立ち直りを支えるため、窓口職員の資質向上につとめます。また町内会・自治会からの相談を受けるなど、地域住民等が相談しやすい環境の構築につとめます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
保護司会、更生保護女性会や法務省などと連携し、保護司会の会議等で情報交換を行いました。保護司の面談の場として公共施設を活用する取り組みを継続するとともに、窓口職員の資質向上にもつとめました。</td><td>保護司の活動内容を住民に周知するため、啓発活動の継続、町ホームページを活用した活動報告の周知などの取組みを継続します。
また、東京都等が実施している再犯防止に関する研修会に参加するなど、職員の資質向上に継続して取り組みます。</td></tr>
<tr><td>【協働推進課地域協働係】
協働の窓口（みずほマッチング）、身の上・行政相談の窓口でもあるため、町内会・自治会だけではなく、地域住民等から様々な相談等を受け、関係部署や専門窓口等へ橋渡しを行い、どんなことでも気軽に相談できる体制を構築することができました。</td><td>協働の窓口（みずほマッチング）、身の上・行政相談は、様々な相談等を受ける窓口であることを、多くの方に周知していく必要があります。
また、今後も、地域住民等が気軽に相談できる窓口としての役目を果たすため、現在の体制を維持していくことが必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑥関係機関との連携強化</td><td colspan="2">社会復帰をめざす人の様々なニーズに対応できるよう、日頃から庁内関係課、関係機関等で必要な情報を共有し、支援体制の強化をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>令和7年度までの取組状況</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
庁内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司、東京保護観察所などと連携し、情報共有を行っています。
再犯防止担当者会議などを通じて、他自治体の取り組み等の情報収集を行っています。</td><td>引き続き庁内関係課等と情報を共有し、支援体制の強化をはかります。</td></tr>
<tr><td>【安全・安心課交通防犯担当】
警察などの関係機関と情報共有を行うとともに、官公庁から発信される情報などついても庁内関係課と共有を行いました。</td><td>引き続き情報共有に努め、連携を強化することが必要です。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（3）、128～129 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">⑦自立・生活安定に向けた援助</td><td colspan="2">社会復帰をめざしている人で、高齢者や障がいがある等で適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉支援へ結び付けられるよう国や東京都の制度に関する情報提供をすすめ、利用の促進をはかります。また就労や住居等の生活に不安を抱えている人が、安心できる生活を送ることができるよう、東京都と連携をはかりながら支援していきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談に乗り、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し支援を行いました。</td><td>関係機関との連携を進め、就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談体制の充実をはかるとともに、各支援制度の情報提供を行います。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
生活に不安を抱えている方の相談を受け、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し、必要な相談支援を実施しました。
東部高齢者支援センターでは、高齢者の住居確保のため、不動産事業者への同行や居住支援法人との連携を行いました。また、不動産事業者と個別に高齢者との契約について、また町都市計画課と空き家対策について話し合い、瑞穂町の高齢者の住まいについて現状を把握しました。</td><td>相談者が安心して生活を送るために充実した情報提供が行えるよう、これからも関係機関との連携を進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援</td><td colspan="2">児童生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また東京都と連携して、学習支援事業ならびに居場所づくりに取り組みます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
保護司、更生保護女性会、安全・安心課、福生警察とともに瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を行い、保護司による講話等を実施しました。
７月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間における駅頭広報活動では、中学校の生徒にも参加していただくなど連携・協力体制を構築しています。</td><td>引続き、学校関係者と連携・協力体制を維持できるよう支援します。</td></tr>
<tr><td>【安全・安心課交通防犯担当】
学校関係者からの情報を警察や青色防犯パトロールなどと共有し、活動にいかしました。また、防犯パトロール中に得た情報を学校関係者や警察と共有しました。
瑞穂町安全・安心まちづくり協議会を通じて警察、ＰＴＡ、保護司会などの関係団体と情報共有を図りました。</td><td>引き続き情報共有に努め、関係機関との連携を密にして活動します。</td></tr>
<tr><td>【教育指導課指導係】
地域の人材を活用した地域学校協働本部を各学校に設置し、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の育成を図りました。地域学校協働本部で、取組を工夫し、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指しています。また、各学校の特色を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めています。</td><td>地域の住民の協力を得て、地域コーディネーターを委嘱し、地域学校協働本部の運営を行います。各学校の独自性を生かして進められるよう、各学校の取り組み内容を共有していく必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（3）、129 ページを参照して下さい。）

⑨広報・啓発活動の推進	保護司会や更生保護女性会等と協力し、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。また、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 ７月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間では、駅頭広報活動及び役場庁舎やコミュニティセンター等公共施設での啓発活動を実施しました。 また、瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を実施し、保護司から非行防止などについて講話を行いました。 産業まつりでは保護司会や更生保護女性会と協力し、啓発活動を行いました。	引き続き保護司や更生保護女性会等と連携し、「社会を明るくする運動」を推進し、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。
	【安全・安心課交通防犯担当】 瑞穂町安全・安心まちづくり協議会において、「社会を明るくする運動」をはじめとした活動状況等の報告を受け、各団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有に努め、関係機関との連携を強化します。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（3）、129 ページを参照して下さい。）

（４）すべての子育て家庭への支援

①子ども家庭支援センター機能の充実	子ども計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】 令和６年１０月に児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを開設し、必要に応じた支援を行えるよう環境整備をしました。 関係機関と連携し、適切な支援に努めています。	子ども家庭支援の中核機関として、子育て支援サービスの提供を継続します。 また、要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関と更なる連携強化につとめる必要があります。
②子育て相談の充実	子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター、子育て世代包括支援センター等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】 令和６年１０月に児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを開設し、必要に応じた支援を行えるよう環境整備をしました。 相談業務についてのチラシの配布や、広報、ホームページ等を活用し、周知をしています。また、専門研修に参加し、相談員の専門性強化を図っています。	相談員の人材確保や相談内容に応じた適切な助言が行える体制確保が必要となります。
	【子育て応援課保育・幼稚園係】 保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施します。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修を実施しました。	引き続き講演会や研修会等の機会を提供し、保育士等の資質向上をはかります。
	【教育指導課指導係】 教育相談室の心理士の専任相談員が教育相談を実施しています。また、保育園・幼稚園の要請に基づき、相談員が保育園・幼稚園を訪問し、関係機関と連携をはかっています。さらに、２月には、就学相談説明会を実施しています。	今後も継続して、相談内容に応じた適切な助言、支援を行い、関係機関と連携をはかっていく必要があります。
	【子ども家庭センター課母子保健係】 毎週、火曜日開催の育児・栄養・歯科相談（歯科は第２・第４火曜日）に加え、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談等を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。 また、子ども家庭センター課母子保健係で、平成30年度から利用者支援事業（こども家庭センター型（令和6年9月までは母子保健型））を、令和5年3月から「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」を合わせて行い、専門職によるきめ細かい相談支援や関係機関と連携した支援により、子育て世代の負担軽減をはかっています。子ども家庭センターを開設する令和6年10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員（母子保健ワーカー）を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。さらに令和5年10月には1歳児へのバースデーサポート事業も開始しました。	支援を要する妊産婦・子育て家庭は多問題化、複雑化しており、相談支援の過程において様々な関係機関との連携が必要になります。 令和６年１０月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が構築されましたが、相談支援を効果的に実施できるよう運営方法等の検証は必要であり、状況に応じて運営方法の見直し等、対応が必要な場合もあります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（4）、130 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="4">③子育て支援情報の提供</td><td colspan="2">広報みずほ、ホームページ、チラシ等、多様で子育て家庭がアクセスしやすい媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
主任児童委員が中心となり「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和４年度に改訂しました。民生委員・児童委員の活動について、町ホームページや広報、イベントでの啓発活動などを通して PR しました。</td><td>情報提供の充実について継続して取り組みます。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】
子育て情報を適切に提供できるよう情報の集積に努めています。また、来館者が情報を得やすいよう掲示を工夫し、迅速な情報提供に努めています。</td><td>支援を必要としている家庭に情報が届くよう周知方法の充実をはかる必要があります。</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課子育て支援係】
子育て支援サービスや各種制度を掲載した「子育てほっとブック（冊子）」を毎年作成し、転入や出生の手続時に配布（当該冊子の情報は町ホームページにも掲載）することで活用してきました。また、各種手当や医療費助成の制度改正について、広報みずほや町ホームページで周知をはかるとともに、東京都が実施している事業（018 サポート）も町ホームページや窓口で周知しました。
その他、子育てナビワクワクみずほ（アプリ）、子育て支援制度のプッシュ配信を活用することで情報を発信しました。</td><td>広報みずほや町ホームページを活用した従来の情報発信に加えて、「知りそびれ」「申し込みそびれ」「貰いそびれ」をなくすため、子育てナビワクワクみずほ（アプリ）、子育て支援制度のプッシュ配信も活用するなど、様々な手段を用いた情報発信を継続していきます。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課母子保健係】
広報みずほ、ホームページ等、多様な媒体で情報提供していますが、子育て世代にはプッシュ通知も可能なモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」の活用が効果的です。予防接種スケジューラーとして活用できるほか、子育て関連情報をまとめて見ることができるため、様々な機会を通じて子育て世代にアプリケーションの活用を促し、利便性の向上もはかっています。
また、子育て世代包括支援センターで行う伴走型相談支援では、養育者が子どもの成長段階に応じて、必要なサービスや健診等を適切な時期に受けられるよう、令和５年３月に運用を開始した子育てガイド（出産・子育てに関し、健診の時期や利用できるサービス及び育児休業や復職の情報を案内）を活用し情報提供しています。</td><td>「子育てナビ ワクワクみずほ」については、子育て世代が必要な情報を検索しやすいよう、内容を充実させるため、今後も関係各課と掲載するべき情報を協議することが必要です。
また、子育て世代への情報提供は、文字情報だけでなく動画等の視覚的に分かりやすい情報も有効なため、優良な情報コンテンツがあれば積極的に紹介していくことも必要です。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（4）、130 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実</td><td colspan="2">認可保育所の増改築等あらゆる施策を駆使し、待機児童0の継続をめざします。幼稚園の預かり保育を現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課保育・幼稚園係】
4月1日時点での待機児童数は、令和3年度から令和7年度まで0人を継続できました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所対応をしていただきました。
定員割れとなっている保育園等について、定員変更を実施し、定員割れを解消しました。
保育士等の資質向上のために、研修会を実施しました。
令和5年度から、医療的ケアが必要な児童を受け入れている保育所等に対し、支援を行いました。</td><td>待機児童数０を継続するために様々な施策を研究することが必要です。既存施設には、定員弾力化を引き続き依頼していきます。
また、児童人口減少の影響により、定員割れとなる園が発生する可能性があることから、入所率の推移を注視し、定員のスリム化等の対策を研究する必要があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤地域子育て支援事業の充実</td><td colspan="2">時間外(延長)保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】
青梅市、あきる野市、羽村市、福生市、日の出町、瑞穂町の６市町で連携・調整し、東京恵明学園と契約してショートステイ事業を実施しています。
ファミリー・サポート・センター事業については提供会員養成講座を実施しています。</td><td>支援の必要な方の利用につながるよう、様々な媒体を活用し、制度の周知をする必要があります。
ショートステイ事業については利用枠の確保、ファミリー・サポート・センター事業については提供会員の確保につとめる必要があります。</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課保育・幼稚園係】
病児・病後児保育利用補助事業、時間外（延長）保育事業、幼稚園及び保育園一時預かり事業は継続実施中です。
放課後児童健全育成（学童保育クラブ）事業は、期間限定入所（夏季限定保育）を実施しました。
利用者支援事業（特定型）、いわゆる保育サポートコンシェルジュ事業を実施し、保育に関する相談を受け付けています。</td><td>保育園を利用していた児童が引き続き学童保育クラブを利用することによる学童保育クラブ需要の増加に対応するため、一部地域において学童保育クラブ施設の拡充を実施します。</td></tr>
</table>

（これら施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（4）、130 ページを参照して下さい。）

（５）支援が必要な子どもと家庭への支援

①要保護児童対策地域協議会の充実

児童虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかる要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】 実務者会議や講演会等を通じて要保護児童等に関する問題について理解を深めるとともに、学校連絡会等の地域会議に参加し、各関係機関の連携強化に努めています。また、個別ケース検討会議において、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかり、適切な支援につなげています。	虐待の予防・早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会の更なる連携強化に努め、機能の充実をはかる必要があります。

②児童虐待の未然防止

子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかります。また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】 要保護児童対策地域協議会で「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を配布し、関係機関に迅速な情報提供を呼びかけています。 また、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では啓発物品の配布等を通じて周知に努めています。	要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を継続し、各種媒体での啓発を通じて、地域全体で虐待を未然に防止する体制の強化につとめる必要があります。
【子ども家庭センター課母子保健係】 子育て世代包括支援センター事業及び各種母子保健事業を通じ、健康診査未受診や養育放棄等、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、子ども家庭支援係（令和6年9月までは子育て応援課子ども家庭支援センター係）と情報共有しています。 また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施したり、面談や電話で産婦の気分の落ち込みに気付いた場合等、産後うつなどのおそれのある方にサポートプラン（令和6年度運用開始）を作成し、必要な支援を受けられるようにすることで、虐待の未然防止・早期発見につとめました。	引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかることが必要です。 令和６年１０月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、組織上同じ課になったことで子ども家庭支援係と連携しやすくなりましたが、一方で子ども家庭支援係と関係が悪くなった要支援妊婦や要支援家庭の相談支援に当たっては、母子保健係の支援も拒否されないよう注意が必要です。

③民生委員・児童委員等の活動支援

地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実につとめるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【福祉課福祉推進係】 民生委員・児童委員が中心となり「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和４年度に改訂しました。 冊子は子育て応援課や保健センター窓口等で配布されています。	「瑞穂町子育て応援ガイドブック」の改訂について、検討する必要があります。

（③の施策は取組内容を修正した上で、①及び②の施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標2、基本施策（4）、123 ページ及び基本目標3、基本施策（5）、131 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>③民生委員・児童委員等の活動支援</td><td>【子育て応援課子育て支援係】
各種手当の新規申請時又は６月及び８月の現況届提出時期には、民生委員・児童委員による自宅訪問調査や証明が必要となる場合があります。職員が電話連絡等により必要な情報を民生委員・児童委員に提供したうえで、調査等を依頼しました。また、民生委員・児童委員の負担を軽減するために状況に応じて職員が自宅訪問調査をするなど、柔軟な対応をしてきました。</td><td>調査時だけではなく、民生委員・児童委員との連携をはかっていくとともに、必要な情報を共有していきます。また民生委員・児童委員の負担を軽減するために柔軟な対応をしていきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援</td><td colspan="2">子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施につとめます。
就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、ひとり親家庭関連の手当の給付や福祉資金の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課子育て支援係】
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業については、子育てほっとブック、町ホームページ及び広報みずほ等で周知をはかり、ヘルパー派遣事業者の協力を得ることで継続して実施してきました。また、８月の児童扶養手当等の現況受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を開設しました。
直接的に実施しているひとり親家庭等に対する支援は手当支給や医療費助成が主なものですが、、就労支援や経済的支援については、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会と連携することで、ひとり親家庭等の自立をはかりました。</td><td>ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業はヘルパーが自宅で育児等の援助を行うものであり、ヘルパーが自宅に入ることに抵抗がある、外出（公園等で遊ばせる）できない等の理由で、利用を躊躇している場合もあるため、利用世帯や利用件数は年によって差が出ています。様々な手段により周知をはかっていますが、より多くの方に当該事業を知ってもらうため、引き続き周知が必要です。
また、子育てほっとブックや町ホームページ等で西多摩福祉事務所や社会福祉協議会等で実施している支援等を周知するとともに、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会等との連携を強化していくことが重要です。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】
広報、ホームページ、ひばりだより等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努めていますが、近年では利用件数は減少傾向にあります。</td><td>支援が必要な方がサービスを利用できるよう、提供会員の確保が必要となります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（5）、131 ページを参照して下さい。）

⑤相談体制の充実	障がい児や発達障がい児、不登校児童生徒等の相談体制の充実をはかり、障がいのある子ども等の親の精神的負担の軽減や、相談者のニーズに応じたサービス等の提供につとめます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 町内に相談支援事業所が不足しているため、社会福祉協議会及び地域活動支援センターひまわりで、町業務委託による相談支援事業所を運営しています。障がい児の相談ニーズの高まりに反して相談事業所の不足が著しいため、令和６年度から社会福祉協議会に障害児相談の機能を追加しました。令和７年度からひまわりの人員を増やせるよう、委託内容を見直しました。また、令和８年度からの心身障害者（児）福祉センターあゆみの指定管理者募集に際し、相談支援事業の開始を応募要件としました。 令和６年１０月に基幹相談支援センターを設置し、町内相談支援事業所の支援力向上と、他問題事例や支援困難事例への対応力強化を図りました。	障がい者・児の相談ニーズの高まりに対し、相談支援事業所の不足は深刻となる一方です。特に障害児相談の不足が著しいため、確保のための検討を継続することが必要です。 基幹相談支援センターについては、主任相談支援専門員の配置など、より専門的な相談支援体制の整備に向け、人材確保と業務内容の充実を行う必要があります。
	【教育指導課指導係】 障がい等のある子どもの保護者や、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じ、就学相談を実施しました。就学相談では、子どもにとって必要な支援内容や環境について、教育相談室の専任相談員が保護者とともに考え、就学に向けた支援を行っています。 なお、就学相談への理解を広めるため保護者に向けた就学相談説明会を実施しました。 また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、不登校や学校に行きづらい児童・生徒の支援を行っています。	障がい等のある子どもが適切な就学先に就学できるよう、関係機関との連携を充実していく必要があります。 また、就学相談の充実をはかるため、就学相談説明会において就学相談に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（5）、131 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">⑥発達障害等支援の充実</td><td colspan="2">自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。
また、同じ考え方や悩みを持つ親同士のつながりをサポートし、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っていきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課障がい者支援係】
平成30年度から心理職を雇用し、計画期間中に個別相談（にじいろ）、保育園等巡回相談、発達障害者児支援講演会、発達障害児支援関係者向け研修、障がい児サークル「瑞穂おやこの会」への側面支援など、少しずつ業務内容を充実させてきました。
また、母子保健・子育て支援・教育など分野横断的に発達障害児の支援に関わる部署を集めた関係者会議を開催し、情報共有や支援方針の検討の機会とすると共に、就学や卒業などのライフサイクルを超えた切れ目のない支援のための個別事例の引継ぎなどを行いました。</td><td>これらの取り組みを継続し、引き続き、切れ目のない支援が行えるよう連携を図ります。</td></tr>
<tr><td>【教育指導課指導係】
令和６年度に自閉症・情緒障がい特別支援学級を小学校に開設し、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童に対する支援体制の充実を図りました。
また、小・中学校全校に設置されている特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を実施し、改善・克服を目的とした支援を行っています。</td><td>自閉症・情緒障がい特別支援学級の支援内容の更なる充実に向けて、学校等の関係機関と協力し進めていく必要があります。
また、特別支援教室の適切な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、発達障害等のある児童・生徒が必要な支援・指導を受けられるよう、関係機関の連携を充実していく必要があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑦子どもの貧困対策の推進</td><td colspan="2">町の実情を踏まえ、福祉や教育施策の取組過程から得る子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【福祉課福祉推進係】
「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による講演会を開催し、関係機関の相互理解と協働関係を強化しました。</td><td>引き続き関係機関との連携強化をはかります。</td></tr>
<tr><td>【子育て応援課子育て支援係】
西多摩福祉事務所、社会福祉協議会及び西多摩くらしの相談センター等の関係機関と連携をはかるとともに、他市町村の状況を注視し、情報収集等につとめました。
直接的な支援としては、各種手当の支給や医療費助成が主なものですが、生活困窮等に関する相談があった場合は西多摩福祉事務所や社会福祉協議会の支援事業を案内するとともに、関係機関と連携することで貧困対策の推進をはかりました。</td><td>各種手当の支給や医療費助成以外の貧困対策については、西多摩福祉事務所、社会福祉協議会及び西多摩くらしの相談センター等の関係機関との情報共有等を引き続き行っていく必要があります。
また、子育てほっとブックや町ホームページ等で西多摩福祉事務所や社会福祉協議会等で実施している支援等を周知するとともに、西多摩福祉事務所、社会福祉協議会及び西多摩くらしの相談センター等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課子ども家庭支援係】
経済的に厳しい状況に置かれた家庭においても子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携し、必要な支援に繋げています。</td><td>様々な支援策を集積し、貧困予防、早期支援に繋げることが必要です。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（5）、132 ページを参照して下さい。）

（６）障がい者の就労支援

①瑞穂町障害者就労支援センターの充実	障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 就労支援センターでは、１７０名程度の登録者に対して、継続して支援を行い、毎年１０人以上の一般就労を実現するとともに、就労能力や障害特性に合わせて、就労継続支援事業所などの福祉的就労につなげ、生活面も含めた相談を行いながら就労後の支援も実施しています。	社会全体の障がい者雇用制度の改正や障がい者理解の促進により、相談者は徐々に増えており、今後は相談体制の一層の充実が必要になって来ています。
②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実	利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 町内の就労継続支援事業所の不足を補うため、福祉作業所さくらを公設民営で運営しています。就労継続支援の利用者の中でも比較的障がいが重い方にも丁寧に支援を行うため、法で規定されている人員配置基準を超えた職員を配置しており、サービス利用中の利用者支援に止まらず、家庭生活での困りごとや家族への支援なども行っています。また、自主製品の制作や新規受注の開拓なども積極的に行い、工賃向上にも取り組んできました。	利用者の重症化や家族の高齢化などにより、今後は工賃向上を継続することが難しくなる可能性があります。 利用者の健康管理や、家族支援など、より専門的で時間を要する支援ニーズにも対応できるよう、指定管理者と支援内容を検討し、施設のより良い運営を目指します。 障がい分野の４施設の中では比較的新しい施設ではありますが、今後は施設の維持管理のための修繕などの必要性が高くなることが予測されます。
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実	利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、様々な方法で就労支援につながる取組を行います。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 町内の精神障がい者に対する就労継続支援・就労移行支援事業所の不足を補うため、ころぼっくるを公設民営で運営しています。施設の設置・増築後の時間経過とともに、施設の修繕などの必要性が高くなっており、計画期間中にも一部空調機の交換や床の改修などの作業環境の改善を行いました。 精神障がい者の枠組みの広がりにより、施設の利用者にも様々な障害特性を持つ方が増えてきていますが、職員の研修に努め、障害特性に応じた支援に努めてきました。	施設の老朽化が進んでおり、個別施設計画に基づく計画的な修繕を進めます。 また、指定管理者と支援内容を検討し、施設のより良い運営を目指します。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（6）、132 ページを参照して下さい。）

（７）地域包括ケアシステムの推進

①地域包括ケアシステムの構築推進	団塊の世代が75歳以上になる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加します。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、また年齢や属性を越えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制を推進します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、各地域の参加者の方と意見交換を行いました。	地域つながり推進連絡会で挙がった地域課題等について、社会福祉協議会や関係機関と連携し、取組みを進める必要があります。
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 令和３年から令和６年の第８期計画、令和７年（2025 年）を含む令和６年度からの第９期計画に基づき、令和 22 年(2040 年）を含む中・長期的な視点で、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を目指し、それぞれの分野でできることから進めています。高齢者の居場所づくり事業補助金により、住民主体の居場所づくり及び活動の支援、見守り相談窓口により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、安心して住み慣れた地域で過ごすことができるような体制整備、在宅医療相談窓口により、在宅医療と介護の連携の推進等を継続して実施しました。	引き続き、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次、第９期計画に基づき、2040年を含む中・長期的な視点で、更に進めていく必要があります。また、第10期計画に向けて、ＰＤＣＡサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を検討していく必要があります。
	【社会福祉協議会】 東部高齢者支援センターでは「地域ケア個別会議」を定期開催し、多職種が連携できる取り組みを進めてきました。また令和２年度からは基幹型地域包括支援センターを開始し、医療・介護連携の促進を図り、職能団体としてケアマネ連絡会やみずほ介護サービス事業者連絡会を立ち上げ、関係者のネットワークづくりに努めました。令和７年度は医療・介護職との研修・交流事業を企画しています。	身寄りのない単身高齢者の生活支援や、居住支援の問題等、多様化する生活ニーズに対応するため、行政や地域福祉コーディネーターと連携し、支援の仕組みを整えていく必要があります。
②認知症対策の推進	認知症の方が、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるように地域で支えるため、認知症にやさしい社会の実現をめざします。取組としては、認知症の早期発見・早期診断を促進することや住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】 認知症施策の推進及び認知症のある方とその家族の支援のため、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを継続して配置しています。認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症サポーター養成講座の開催、９ 月のアルツハイマー月間に合わせた図書館と連携した関連本の展示などを行いました。また、認知症ガイドブックを活用して認知症検診を実施し、認知症の早期発見、早期対応を進めました。令和６年７月の認知症サポーターステップアップ講座でチームオレンジが発足し、認知症のある本人の視点に立った活動について検討を重ね、令和７年２月に「オレンジエイドみずほ」とチーム名が決定し、ミーティングを行っています。	認知症ガイドブックを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応を進め、チームオレンジをはじめとする認知症のある本人の視点に立った、認知症にやさしい社会の実現を目指していくことが引き続き必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（7）、133 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="4">③人材の確保及び資質の向上</td><td colspan="2">高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、NPOや地域、ボランティア等様々な場面で支援する側として従事することができる環境の構築をめざします。
また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って活動することができるよう支援します。また、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を高齢者が受講しやすい体制を整備していきます。
介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職をはじめ、介護サービス提供に必要な人材の確保に取り組みます。また、東京都や関係機関と連携し、介護従事者等のスキルアップのための研修参加などを支援します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】
高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を継続して実施しました。また、生活支援を行う住民向けの介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修も継続して実施しました。</td><td>サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備は、ますます必要となります。引き続き研修等を行い、今後、多くの高齢者が担い手となれるような仕組み作りが必要です。</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課介護支援係】
介護支援専門員が作成したケアプラン（居宅サービス計画）が、自立支援のための適切なプランになっているかを検証確認するケアプラン点検を実施しています。この点検を通じて介護支援専門員の気付きを促すとともに、質の向上をはかっています。毎年、町内及び町外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて実施しました。</td><td>介護支援専門員が作成するケアプランは利用者の生活に大きく影響します。ケアプラン点検が、介護支援専門員の資質を向上させるとともに、利用者へのサービスに繋ぐことができるかが課題です。また、ケアプラン点検の実施にあたっては、専門的な知識が必要なため、町内の事業所に所属する主任介護支援専門員と連携し実施する必要があります。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
サロン活動は、参加している方が支援する側になったり、支援される側になったり、役割が変化していく活動であり、生きがいを持って活動することができます。活動に悩みを抱えたり、参加者の減少などの相談を随時対応できるように、現在は地域福祉コーディネーターが後方支援をしています。
地域つながり推進連絡会や地域活動に出向くことで、様々な活動をしている方と関わり、地域の担い手となりうる方と会う機会が増えてきました。</td><td>人と人とがつながる機会を増やし、地域活動の大切さを伝えていく必要があります。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（7）、133 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">④ささえあう地域づくり</td><td colspan="2">地域の担い手として多様な世代が主体的に参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるような体制の整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあうことが可能な環境づくりをめざします。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【高齢者福祉課地域包括ケア推進係】
高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を継続して実施しました。
また、各地区での住民主体の生活支援グループや体操の活動、居場所づくり活動が継続して実施され、生活支援コーディネーターが中心となり、自主的な通いの場としての活動継続支援を実施しました。</td><td>サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備が、ますます必要となります。引き続き、各地区での住民主体の取組やささえ合いの検討会・活動を、他地区の状況に合わせて実施できるよう検討・調整します。</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】
生活支援コーディネーターは、地域活動に出向き、人材の把握とマッチング、人と人とがつながる地域づくりを進めています。
地域つながり推進連絡会では、地域で活動している人々がつながり、ささえあいの活動について、意見交換を行っています。
「みずほつながりたい」の取り組みでは、つながりを大切にする意識を広めるシンボルマーク（缶バッチ・ステッカー）の普及を通して町内でつながりの意識を高めていきます。</td><td>地域のあらゆる方が担い手になりうることで、様々な場面で住民に周知啓発していくことが必要です。
地域福祉・生活支援コーディネーターとして、また地域つながり推進連絡会で、多くの方に情報提供、地域のつながりを増やしていくことが必要です。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標3、基本施策（7）、133 ページを参照して下さい。）

４　いきいきと暮らすための健康づくり

（１）母子保健の充実

①母子保健事業の推進	国が定める「健やか親子 21（第2次）（平成 27 年度～令和6年度）」及び「瑞穂町子ども計画」と整合性をとりながら各事業を推進します。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【子ども家庭センター課母子保健係】 第４次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業に取り組みました。健康診査未受診者は、受診を促すとともに、状況把握を確実に実施しました。 乳幼児健康診査受診率 ３～４か月児健診　令和６年度実績値：98.5%（令和7年度目標値：98.0%） １歳６か月児健診　令和６年度実績値：97.0%（令和7年度目標値：92.0%） 3歳児健診　令和6年度実績値：100.5%（令和7年度目標値：99.0%）	令和６年度に作成した「瑞穂町子ども計画」は母子保健事業計画と一体的に作成されています。この計画に基づき引き続き母子保健事業の推進と健診受診率維持につとめ、発育発達の遅滞の早期発見が必要です。 一方、未熟児や長期の里帰り、要支援家庭の増加により、適切な時期に健診を受けることが難しい家庭が増えています。未受診者には個別に面接等を実施し、状況把握を継続し、必要な支援につなげることが求められます。また、受診しやすい環境整備も検討が必要です。
②疾病予防・健康増進事業の推進	疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進をはかります。幼少期から望ましい生活習慣の定着をはかります。	
	令和7年度までの取組状況	今後の課題
	【子ども家庭センター課母子保健係】 乳幼児健診や発達健診等を通じて、疾病や異常を早期発見し専門機関へつなげました。また、育児相談・栄養相談・歯科相談等により指導・助言を行うことで望ましい生活習慣の定着をはかりました。 ３歳児健康診査では、令和４年度から屈折検査機器による視覚検査を行っています。屈折検査機器の導入でスクリーニングが容易になり、弱視が疑われる児を確実に精密検査につなげています。	精密検査の受診勧奨や疾病等の疑いがあることや、必要と思われる助言等を受け入れることが難しい保護者には、引き続き丁寧な対応が求められます。また、町内に乳幼児の予防接種や健診を実施できる医療機関が少ないことや、地域及び診療科の医師偏在による小児科医師の確保も課題となっています。 子どもの発達の特性を早期に発見し、それに合わせた適切な支援につなげられるよう、国は５歳児健康診査の実施を強く推奨しています。健診後のフォローも含めた事業の目的を果たすための体制確保策について、調査・研究を進める必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（1）、134 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進</td><td colspan="2">妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連部署との連携体制を強化します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課母子保健係】
保健センター内に設置している、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業（こども家庭センター型（令和６年９月までは母子保健型））を実施していますが、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」も合わせて行い、面談やアンケート等による状況把握を一層推進するとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化をはかっています。子ども家庭センターを開設する令和６年10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員（母子保健ワーカー）を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。
なお、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」は、制度化により令和７年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」に変わりました。経済的支援は現金給付になりましたが、相談支援と経済的支援を一体的に行っていくことはこれまでと同様です。</td><td>外国人家庭や共働き家庭の増加等、子育て家庭が抱える問題が複雑化しています。
子ども家庭センターでの児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が効果的に行われているかの検証を進め、住民や関係機関の意見等も踏まえながら、必要に応じて運営方法の見直し等を検討していく必要があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④食育の推進</td><td colspan="2">子どもが、生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な身体と豊かな心を育むために、家庭や地域等と連携をはかり、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課母子保健係】
離乳食講習会や栄養相談などの機会を通じて、管理栄養士による指導・助言を行いました。それにより正しい食習慣や食事の楽しさを伝えています。また、離乳食講習会は新型コロナウイルス感染拡大時とほぼ同じプログラムで実施しているため、プログラムの見直しをはかりました。</td><td>健康課と連携し、必要な人員（管理栄養士等の有資格者）を確保するとともに、教育部門など他部署や関係機関との連携及び住民との協働も視野に入れ、推進していく必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（1）、134 ページを参照して下さい。）

（２）健康増進の充実

①健康増進事業の推進

「瑞穂町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら事業を推進します。がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、その精度管理をすすめます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課成人保健係】 健診・検診の申込みのハードルを下げるため、集団健診・検診の電子申請による申込受付を継続しました。また、健診と一部がん検診の同時受診機会を設け、各種健診・検診の充実をはかりました。 健診等の受診率向上のため、スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を令和４年度から開始し、利用者の健康意識の向上をはかりました。 評価指標に掲げたがん検診は目標の達成には至りませんでした。	健康寿命の延伸をはかるために、引き続き各種健診・検診の受診を促す取組や、生活習慣病予防の啓発や機会の提供を継続することが必要です。 健診と一部がん検診の同時受診機会の提供の継続等による健診受診率の向上とともに、受診結果に基づく必要な方への適切な指導や医療機関への受診につなげることが必要です。がん検診では、検診の有効性等の対象者への適切な情報提供や受診勧奨の実施による受診率の向上とともに、精密検査対象者への検診受診後のフォローを適切に実施し、精度管理をより向上する必要があります。
【健康課成人保健係】 生活習慣病予防のための啓発事業として、各種講演会・講座を開催しました。参加率の向上や感染症対策を目的として、オンライン受講を可能にするなど、受講しやすい環境を整備しました。 また、若い世代からの健康意識の向上のため、結果説明及び栄養指導を含む骨密度測定を実施し、望ましい生活習慣の定着に向けた意識改善をはかりました。また、乳がん・子宮頸がん集団検診と骨密度測定の同日実施日を設けることで、参加者の増加と利便性の向上をはかりました。 令和６年１０月の組織改編により、健康課成人保健係を設置し、主に成人を対象とした健康づくりの支援体制を強化しました。	健康増進事業への参加率が低い若い世代の参加を促すため、対象者への個別の参加勧奨や、健康ポイントアプリを活用した周知が必要です。 健康ポイント事業について、アプリを活用した日常の取組を促すことによる健康意識の向上につなげるため、アプリの登録、継続利用を促進するためのインセンティブ付与の工夫が求められます。

②望ましい生活習慣の確立

定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。
更に、健康診査等の受診率向上のための勧奨や、受診の結果を生活習慣病予防に生かすための取組をすすめます。
望ましい生活習慣の確立のため、広報みずほやホームページ等を通して健康に関する情報提供を行い、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動をすすめます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課成人保健係】 健康診査等の受診の意義、メリットを適切に情報提供するために紙やデジタルツールの広報媒体を活用した受診勧奨を実施しました。集団健診・検診の電子申請による申込受付や、健診と一部がん検診の同時受診機会を設けるなど受診環境の整備につとめました。	生活習慣改善の機会づくりを促進するため、継続した受診・参加勧奨の実施が必要です。また、より効果的な勧奨方法や広報媒体について検証し、健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上につなげていく必要があります。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（2）、135 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td>②望ましい生活習慣の確立</td><td>【健康課成人保健係】
定例の健康相談や随時相談だけでなく、健診結果による対象者への健診結果個別相談会を継続実施しました。特定保健指導実施率向上のため、集団健診で対象者への同日指導を実施しました。
生活習慣病予防のための啓発事業として、健診結果によるハイリスク者を主な対象とした各種講演会・講座を開催しました。
その他、健康づくり推進委員との協働による健康増進事業の実施により、住民が望ましい生活習慣についての知識を得られるようつとめました。</td><td>生活習慣病予防が必要な方向けの事業について、健診結果の活用等により住民の健康課題の傾向を把握し、より効果が見込めるように事業内容を適宜見直した事業展開が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③食生活の維持・改善</td><td colspan="2">関係各課や機関等が連携し、地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣を定着させるため、子どもの頃からの食育を推進します。保健事業に参加しづらい子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣を普及させるため、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。
また、管理栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【健康課成人保健係】
各種保健事業において、望ましい食習慣について専門職による相談、普及・啓発を実施しました。
また、広報誌や令和４年度から開始した健康ポイント事業のアプリを活用した普及・啓発を実施しました。
令和６年１０月の組織改編に伴い、健康課成人保健係を設置し、栄養に関して管理栄養士資格のある栄養指導専門員（会計年度任用職員）による相談体制を整備しました。</td><td>栄養指導専門員等の専門職を中心とした相談体制の継続と、専門職の資質の充実による事業効果の向上につとめ、住民に対して望ましい食習慣のさらなる普及・啓発を進めていく必要があります。
子育て世代や高齢者など、特に対応が必要な世代への啓発について、関係各課と連携した取組の工夫が求められます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④身体活動・運動の実践</td><td colspan="2">住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・啓発をはかります。また、健康づくり活動の住民参加によって、日常的な身体活動・運動の必要性について広く周知をはかります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【健康課成人保健係】
健康づくり推進委員活動の中で、住民を対象としたウオーキング事業等を実施し、日常的な身体活動・運動の必要性について普及・啓発しました。
また、「歩く」ことを中心に、日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、令和４年度から「みずほ健康ポイントあるってこ」を開始し、住民の健康意識の向上につながりました。</td><td>日頃から身体活動・運動を行う意識をより高めるため、運動に関連した事業を実施している関係各課と連携した身体活動・運動についての知識の普及と実践を促す取組の継続が必要です。
健康ポイント事業について、利用を促すインセンティブ付与の工夫により、さらなる利用者の増加、継続利用をはかる必要があります。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（2）、135 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害</td><td colspan="2">喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。
保健事業を通じて、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。
薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取組みます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【健康課健康係】
広報みずほ、産業まつり会場での薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。</td><td>妊婦や子育て世代の喫煙率が全国平均（令和５年度乳幼児健康診査問診回答状況（こども家庭庁調査））に比べ、高い傾向にあることから、胎児や子どもの健康に悪影響を及ぼす懸念があります。妊婦や子育て世代の喫煙率の低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。
また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識の啓発を、関係各課と協力しながら実施することが必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑥休養・心の健康づくり</td><td colspan="2">心の健康に影響する睡眠や休養の、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。
また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるように工夫していきます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【健康課健康係】
パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行いました。
自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行いました。また、令和６年度からは住民向け事業として、NPO 法人から提供を受けたゲートキーパー研修動画の町ホームページでの公開を始めました。
令和６年度に、第１期計画に新たな課題への対応を加え、「第２期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」を策定しました。</td><td>令和６年度に策定した「第２期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、全庁的に各種施策（事業）を推進していく必要があります。また、各施策（事業）については、毎年度評価、点検を実施し、計画の見直しに反映させる必要があります。
厚生労働省の集計によれば、令和６年の全国の小中高生の自殺者数が過去最多となり、このことを背景に自殺対策基本法が一部改定されました。今後の国・都の動向を注視しながら、町の計画の見直しを検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td>【健康課成人保健係】
定例の健康相談等の事業や広報紙等を活用して、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめました。
窓口や電話での個別相談に対して、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応しました。</td><td>心の健康づくりにつなげるため、厚生労働省による「健康日本 21（第三次）」や「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」等を通じた睡眠や休養の正しい知識の普及・啓発が必要です。
個別相談に対しては、事情に応じたきめ細やかな対応と、必要に応じた関係機関との適切な連携が求められます。</td></tr>
</table>

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（2）、136 ページを参照して下さい。）

<table>
<tr><td rowspan="3">⑦歯・口腔の健康づくり</td><td colspan="2">歯周疾患の予防を目的に、30～40歳の若い世代も対象に、意識啓発を行います。
また、乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高いため、指導内容の充実をはかり、予防・治療の両面からの意識啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度までの取組状況</td><td>今後の課題</td></tr>
<tr><td>【健康課健康係】
成人歯科検診の受診率向上をはかるため、受診対象者のうちの未受診者に対し、再勧奨通知を実施しました。
しかし、評価指標に掲げた目標には至りませんでした。
健康増進法の改定による歯科検診の対象年齢の拡大（20 歳、30 歳の追加）は、歯科医師会と調整の上、令和６年度から開始することができました。</td><td>歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。
しかし、成人歯科検診については、かかりつけ歯科医がなく、受診機会がない方に向けたものという側面があるため、今後、「かかりつけ歯科医」の定着を評価指標に加えることを検討する必要があります。
令和５年度に改定された歯周病健診マニュアルへの対応、また、国民皆歯科健診等の国の動向を注視する必要があります。</td></tr>
<tr><td>【子ども家庭センター課母子保健係】
保健センターで幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及等の予防処置を実施しました。妊婦歯科健診は、令和４年度まで保健センターで実施していましたが、令和５年度から町内の指定医療機関で行う個別健診に変更し、利用者の利便性を高めることで受診率の向上をはかっています。</td><td>乳幼児のう歯罹患率は都全体や近隣市と比較しても高い状態が続いています。今後、幼児期からの歯科保健事業については、費用対効果も踏まえた上で、現事業の手法の見直し等も含め事業の在り方、方向性を検討する必要があります。</td></tr>
</table>

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（2）、136 ページを参照して下さい。）

（３）医療体制の基盤づくり

①救急医療体制の確保

今後も休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保につとめながら、小児救急医療体制を継続していきます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課健康係】 福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 令和５年度から検証事業として実施している、往診型救急診療事業者による診療について、令和６年度に診療報酬（往診料）の改定があったものの、受託者と調整を行い、受診者への影響を最小限に抑えて、事業を実施することができました。 また、公立福生病院が主体となり実施している、小児初期救急夜間平日診療事業を維持するため、補助金を交付するとともに、町ホームページやポスターの掲示を通じ、周知をはかりました。 令和７年度の休日診療・休日準夜診療体制ついて、関係機関と調整を行い、体制を確保することができました。	近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備（協議、検討）を行うほか、診療情報を継続して周知することが必要です。

②地域医療体制の基盤づくり

人口構造の変化に伴う医療需要の質・量を踏まえ、町内医療機関と公立福生病院、周辺市との連携を強化しながら、訪問診療、在宅医療や安全性と信頼性を踏まえた遠隔診療を視野に入れて地域医療体制の確保につとめます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課健康係】 定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種検診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。西多摩地域の地域医療構想調整会議への参画、また、西多摩医師会との情報交換を通じ、西多摩保健医療圏の医療体制の課題について把握しました。 令和５年度から一部の休日に休日診療として、往診型救急診療事業者による往診、オンライン診療の検証を開始しました。令和６年６月の診療報酬改定による往診料の評価の見直しの影響を受け、当該往診型救急診療事業者から実施方法の変更（原則オンラインのみ）の申し出がありました。地区医師会等との調整上、事業内容（実施時期、時間帯）を決定し、診療体制を確保することができました。	かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続することが必要です。 町内の医療資源の確保とともに、他地域の医療資源、民間事業者の活用、また、国の動向を注視しつつ、新たな手法の検証も必要となっています。 また、国の示す医師偏在の是正に向けた対策の動向を注視することが必要です。

③関係機関との連携

町医師会・町歯科医師会や薬剤師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課健康係】 地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。 令和６年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種化されましたが、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携し、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に相互乗り入れによる接種を実施しました。	引き続き、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携をはかることが必要です。 高齢者インフルエンザや新型コロナウイルス感染症定期接種の広域連携を行う上で、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携することが必要です。 また、西多摩地域８市町村で実施している休日歯科診療事業についても、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩歯科医師会との協力・連携することが必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（3）、137 ページを参照して下さい。）

（４）健康危機管理対策の推進

①感染症予防事業の推進

住民一人ひとりの日常からの感染症予防策の啓発を継続し、新たな感染症発生時には東京都と連携した対策をすすめます。
国が接種を推奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に必要と考えられるものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課健康係】 定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の定期接種の対象者への自己負担額の軽減を行いました。また、令和６年度から定期接種化された新型コロナウイルス感染症、令和７年度から定期接種化された帯状疱疹予防接種についても、国・都の補助を活用し、自己負担額の軽減を行いました。その他、帯状疱疹及び高齢者肺炎球菌任意接種に対する助成を行い、接種を促進することで、疾病予防対策をはかりました。 また、抜本改定された政府行動計画及び東京都行動計画、また、町の新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、第２期新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。	適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知及び接種実施医療機関の確保が必要です。 また、予防接種については、国による予防接種事務のデジタル化の動向を注視し、医療機関との連携をはかりながら、対応していくことが求められます。 令和７年度に改定を行った新型インフルエンザ等対策行動計画を推進するとともに、政府行動計画の改定等を踏まえ、随時、町の行動計画の見直しをしていくことが必要です。 また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から情報収集や体制構築を行うことが必要です。 感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の継続的な啓発が必要です。

②健康危機発生時の体制づくり

住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え、感染症の予防・まん延防止、医療提供体制の整備等の対策を推進します。東京都、保健所等との連携により、健康危機発生時には迅速に対処できる体制づくりを推進します。

令和7年度までの取組状況	今後の課題
【健康課健康係】 令和５年度から、災害時に医療救護所となる保健センターで、医療救護所設置訓練を開始しました。３回の訓練を通じ、三師会の医師等からいただたいた意見を反映させ、必要物品等の購入を進めるとともに、医療救護所の設置、運営を円滑に実施するための「瑞穂町災害時医療救護所設置・運営フロー」を作成しました。 また、関係機関との災害医療連携会議を実施し、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で、緊急医療救護所の設置訓練を令和４年度から開始しました。より実効性を高めるため、令和４年度に設置された緊急医療救護所設置訓練実務者会議において、設置・運営に関するマニュアル、訓練内容や必要備品等について検討を重ね、必要備品等の購入やマニュアルの整備を行いました。	感染症の発生や大規模災害に備え関係機関との訓練を実施し、医療従事者との顔の見える関係づくりにより、更に連携をはかることが必要です。 また、訓練を通じ作成されたマニュアル等については、訓練結果や関連計画の改定等を踏まえ、随時見直ししていく必要があります。 感染症対応には、東京都、保健所等の連携が重要となるため、市町村等関係機関との連携強化に向け令和６年度に多摩地域の東京都保健所に新設された「市町村連携課」との連携を、平常時からはかることが必要です。

（これらの施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（4）、137 ページを参照して下さい。）

②健康危機発生時の体制づくり	【子ども家庭センター課母子保健係】 令和５年度から保健活動拠点設置訓練を医療救護所設置訓練と同日に実施しています。令和７年度の訓練では、保健活動拠点の設置に加え、保健活動の流れについて模擬訓練を行いました。その中で災害時の保健師活動に必要な物品を確認したり、実際の活動の流れを確認したりするなど、保健師間で情報共有につとめました。 また、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で実施した緊急医療救護所の設置訓練に保健師も参加したり、庁内で勉強会を開催することで災害時の保健師の活動を具体的にイメージできました。	感染症流行時には、住民に対しても正確な情報を伝えるとともに、適切な手洗い、消毒の仕方などの標準的予防策についても、実践的な学習の機会を提供する必要があります。 また、災害時の保健活動についても、子ども家庭センター課以外の部署に所属する保健師も含めて引き続き勉強会等で情報共有を進めるとともに、より実践的な準備をする必要があります。

（この施策は引き続き第5次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章　施策の展開、基本目標4、基本施策（4）、137 ページを参照して下さい。）

基本目標４の評価指標

基本施策	評価指標	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度目標値
(1)母子保健の充実	健康診査受診率					
	・3～4か月児健康診査	100.7%	95.9%	98.5%	98.5%	98.0%
	・1歳6か月児健康診査	100.0%	94.1%	100.6%	97.0%	92.0%
	・3歳児健康診査	96.9%	101.6%	95.6%	100.5%	99.0%
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値 【第5次長期総合計画数値評価指標】	93.5%	94.0%	92.3%	94.5%	93.7%
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」					
	・0歳児の登録率	85.5%	74.8%	82.5%	67.7%	97.0%
	妊婦の喫煙率	6.7%	4.3%	3.9%	4.7%	0%
(2)健康増進の充実	日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間;要介護2以上:95%信頼区間) 【第5次長期総合計画数値評価指標】	男: 77.8～80.7年 女: 82.7～85.0年	男: 77.3～80.4年 女: 83.6～85.2年	男: 77.0～80.2年 女: 83.0～85.0年	男: 77.7～81.3年 女: 84.6～87.9年	東京都数値以上 東京都数値以上
	がん検診受診率					
	・胃がん検診	10.1%	10.9%	10.0%	9.8%	
	・肺がん検診	10.5%	10.6%	10.0%	11.3%	
	・大腸がん検診	29.8%	29.4%	27.4%	30.2%	50%以上
	・子宮頸がん検診	12.3%	12.9%	12.8%	12.9%	
	・乳がん検診 【第5次長期総合計画数値評価指標】	13.0%	14.5%	14.7%	14.3%	
	特定健康診査受診率	48.5%	47.6%	47.5%	46.1%	60.0%
	特定保健指導実施率	15.9%	15.6%	17.4%	19.0%	60.0%
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率					
	・慢性腎臓病予防講座	講座未実施	講座未実施	講座未実施	講座未実施	15.0%
	・糖尿病予防講座	3.0%	0.0%	2.6%	8.0%	15.0%
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・18歳以上で日頃から継続している者 【第5次長期総合計画数値評価指標】	調査未実施	調査未実施	調査未実施	25.4%	22.4%
	適性体重(18.5≦BMI＜25.0)の者の割合					
	・特定健康診査受診者	66.0%	66.3%	65.7%	64.1%	増加
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の認知割合					
	・20～64歳	調査未実施	調査未実施	調査未実施	32.3%	50.0%
	成人歯科検診受診率	4.8%	6.1%	4.8%	3.8%	8.0%
(3)医療体制の基盤づくり	子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合	84.2%	82.4%	82.6%	86.3%	77.1%
(4)健康危機管理対策の推進	予防接種率					
	・麻しん・風しん1期	100.6%	85.6%	99.2%	92.8%	95.0%
	・麻しん・風しん2期	88.4%	90.6%	88.0%	92.4%	95.0%

※参考：平成30年の東京都平均自立期間（要介護2以上）男：79.8～79.9年、女：84.1～84.3年

第４章　計画の基本的な考え方

第４章 計画の基本的な考え方

１　課題の抽出

現行の各福祉計画の基本目標及び重点施策

【障害福祉計画・障害児福祉計画の基本目標】
〇ふれあい、ささえあいの地域づくり
〇障がい者福祉を進めるための体制づくり
〇障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり
〇いきいきと暮らすための健康づくり

【子ども計画の基本目標】
〇子ども・若者のための地域づくり
〇子育て世帯のための環境づくり
〇支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり

【高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画の重点施策】
〇介護予防・生活支援の推進
〇社会参加と生きがいづくりの推進
〇在宅医療・介護連携の推進
〇認知症にやさしい地域づくりの推進
〇介護サービスの基盤整備・介護人材の確保

分科会での意見

【地域保健福祉計画専門分科会】
〇地域福祉の担い手が不足している
〇若年層や学校を巻き込む仕組みが弱い。世代間交流推進に、町内会・自治会を連携機関として追加すべき
〇実施機関や協力先の役割・調整方法が不明確
〇地域での困りごとなど、どこに相談していいかわからないことがある
〇ICT・デジタル活用を進め、支援体制を強化すべき
〇孤立死、空き家、生活困窮への対応の具体化と相談窓口の充実
〇全体的に、町の取組について周知が行き届いていないのではないか

【健康づくり推進専門分科会】
〇小・中学校から喫煙・飲酒・薬物のリスクや健康に関する教育が必要
〇齲歯（むしば）が歯だけの問題ではなく、その他の体に及ぼす影響を理解してもらうことが必要
〇かかりつけ歯科医の定着を目指すことが重要
〇重層的相談体制の整備と（住民への）見える化された状態の実現を期待
〇がん検診の受診率が課題
〇各相談事業や特定保健指導の実施方法などに工夫が必要
〇健康増進に係る活動等を行っている団体への支援の充実が必要

アンケート調査結果より

【地域保健福祉計画調査】

○住民が特に重要だと考えるのは「災害の時に安心なまち」であり、これに「子どもがいきいき育つ」や「高齢者、障がいのある人が暮らしやすい」が続きます。こうしたニーズを踏まえたまちづくりが求められます。
○近所付き合いは「必要に応じて」が多数を占め、30～59 歳の層や単身世帯では「ほとんどしない」が高くなっています。住民相互のつながりへの意識を高め、無理のない範囲で日常的に助け合える「ゆるやかなつながり」づくりが重要です。
○福祉サービスや成年後見制度について「知らない」と答えた人が多く、特に若い世代で顕著です。情報入手方法として「広報紙」と「インターネットのホームページ」が主流ですが、若年層では SNS の利用も増えています。多様な情報提供手段を整備し、必要な情報が適切に届くための取り組みが必要です。
○住民の７割以上が「地域医療（かかりつけ医、病院等）提供体制」を重視し、高齢者や障がい者への支援では、移動手段の確保や買い物、就労支援、在宅サービスのニーズが高くなっています。一人ひとりが安心して生活できるよう、医療・福祉サービスの連携が求められます。
○孤立死を防ぐためには「声かけ、見守り」が最も有効だと考えられています。しかし、困ったときに手助けを「お願いしたい」人がいる一方で、「受けたくない」人も一定数存在します。自助・互助・共助・公助の視点を高め、公的な支援だけでなく、住民が主体的に参加できる、支え合いの仕組みづくりが求められます。
○住民の約８割が定期健診を受けていますが、「忙しい」などを理由に受けない人もいます。運動習慣や食生活については、年代によって意識や行動に差があり、特に若い世代では野菜や果物の摂取量が少ない傾向にあります。健康寿命を延ばすため、主体的に健康維持に取り組めるよう、具体的な情報提供と行動を促す仕組みが必要です。
○地域問題への住民間の協力は「必要だと思う」人が半数以上ですが、「わからない」人も多く、ボランティア活動の活動意向は、いずれの地区においても『活動したいと思わない』が『活動したい』を上回っています。多様な人たちが地域活動に参加できる場や機会を増やしていくことが求められます。

【地域共生社会とは】

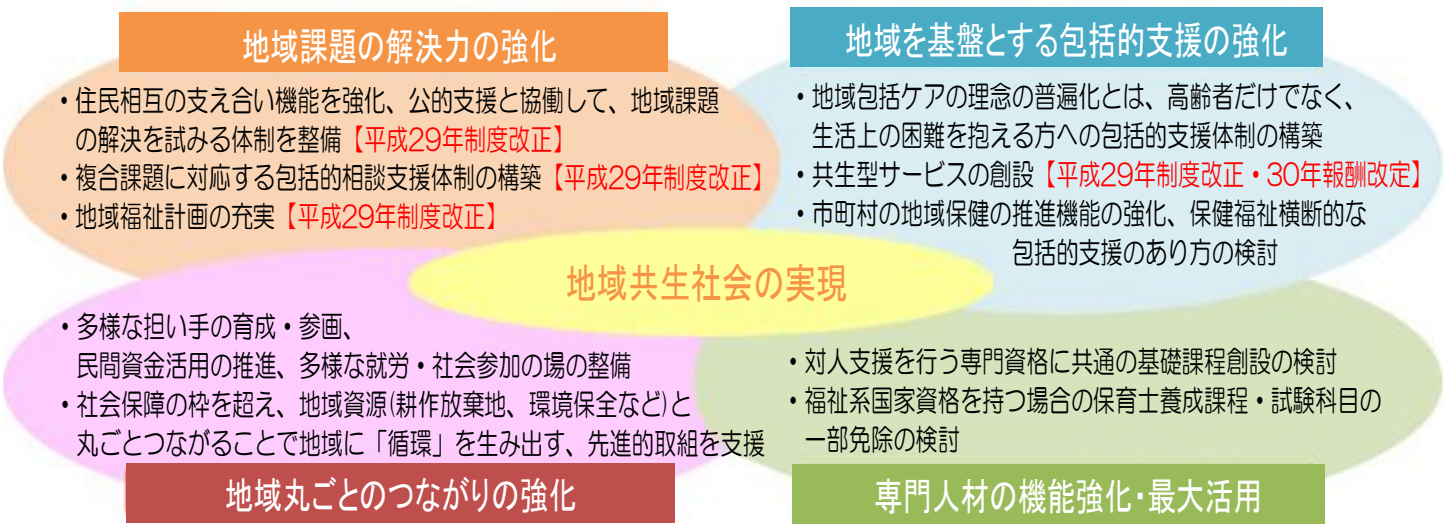

今後の課題

① つながり、ささえあう地域づくり

住民の多くは、普段からの「ゆるやかなつながり」や、災害時の助け合いを重要だと考えています。しかし、近所付き合いが少ないと感じている世代や世帯が増えており、「知り合う機会がない」「忙しい」などの理由から、地域でのつながりが希薄になっています。

誰もが孤立することなく、日常生活や災害時でも安心して過ごせるよう、地域住民が無理なく、気軽に参加できる交流の場や仕組みづくりが必要です。

② 地域福祉をすすめるための体制づくり

地域における福祉の課題を解決するためには、住民、民間事業者、関係団体、行政が一体となって連携する体制が不可欠です。しかし、住民が福祉サービスや専門的な相談先について知らないことが多く、特に若い世代でその傾向が顕著です。また、福祉ボランティア活動への参加経験者は少なく、活動意欲も低いことが課題です。

住民一人ひとりのニーズを捉え、適切な情報を提供し、地域活動を支える人材を確保していくことが求められます。

③ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住民は「災害に強いまち」を最も重要だと考えており、安心して暮らすためには、高齢者や障がい者の移動手段や買い物、就労の確保といった、生活環境の整備が求められています。しかし、道路や建物の段差など、日常的な移動の物理的な障壁も残っています。また、住民の間では、孤立死を防ぐための「見守り」や「声かけ」の重要性は認識されているものの、自分が手助けするイメージが持てない人もいます。

誰もが安心して外出できる環境と、困った時に助け合える体制を整えることが必要です。

④ いきいきと暮らすための健康づくり

生涯にわたり、地域で心豊かにいきいきと暮らしていくためには、不健康な期間（平均寿命と健康寿命の差）を短縮し、健康寿命の延伸を図る必要があります。そのためには、乳幼児期からの定期的な健康診査の受診や予防接種、保健指導や健康教育を通じた、健やかな発育・発達を促すための生活習慣の定着や改善など、ライフステージに応じた健康づくりの取組が求められます。

また、地域における医療提供と在宅医療の需要がこれまで以上に求められるなか、地区医師会等や民間事業者の協力を得て、必要なときに医療を受けやすい、地域医療提供体制を継続させることが必要です。

住民の健康に重大な影響を及ぼす可能性がある新興・再興感染症等については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時からの備えと保健所を始めとした関係機関との緊密な連携体制を構築し、まん延防止につとめる必要があります。

２　計画の基本理念

社会福祉法など福祉関連法の改正や新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化など、地域保健福祉を取り巻く環境は変化し続けています。

そのような中で、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをすすめていくことがもとめられています。

令和３年３月に策定した瑞穂町第４次地域保健福祉計画（以下「前計画」という。）では、人と人とのつながりを重視し、自ら進んでささえあえる、すべての人がつながる地域福祉社会をめざし、各取り組みを推進してきました。

本計画では、前計画の基本理念を継承し、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち　みずほ」を基本理念とします。

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち　みずほ
～ すべての人がつながる福祉社会をめざして ～

３　計画の基本目標

基本理念をもとにめざすべきまちの実現に向けて、次の４つの基本目標を掲げ、施策、事業をすすめていきます。

１　つながり、ささえあう地域づくり

地域福祉の推進には、普段からの隣近所のつながりや地域の人同士の協力・連携が重要かつ基礎となります。また、地域における生活課題を「我が事」としてとらえ、お互いにつながって、ささえあう意識を育むことが重要です。

そのため、様々な人が交流できる機会・場所の提供や社会参加の促進等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかるとともに地域生活課題の把握・解決に向けた支援に取り組みます。

２　地域福祉をすすめるための体制づくり

多くの住民が住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、社会福祉協議会をはじめ地域福祉団体や地域貢献を掲げる企業などの多様な団体と行政が連携することが必要です。また、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と確保・支援も重要な課題となっています。

地域福祉を推進する、人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、住民の抱える課題を解決していくための包括的な支援体制づくりにつとめます。

３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

判断能力が低下した認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方が、住み慣れた地域で自分の意思に沿った生活が送れるよう成年後見制度の利用促進に取り組むことで権利擁護の推進をはかります。

近年、多発する自然災害は、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした災害を受け、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が孤立したり、支援の輪から取り残されることなく、安心とつながりを保ち続けられる体制づくりにも取り組みます。

犯罪や非行をした人たちが地域社会の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取り組みをすすめていきます。

子どもや若者、子育て世帯に対する地域課題の解決に向けた取り組みや地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みもすすめていきます。

４　いきいきと暮らすための健康づくり

国において、令和５年５月に健康日本２１（第三次）が策定され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項が示されました。

健康日本２１（第三次）の基本的事項を踏まえ、地域で心豊かにいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸を総合的な目標として位置づけます。目標達成のために、乳幼児期からの定期的な健康診査の受診や予防接種、保健指導や健康教育を通じた、健やかな発育・発達を促すための生活習慣の定着や改善など、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

また、地区医師会等や民間事業者の協力を得て、必要なときに医療を受けやすい、地域医療提供体制を継続できるよう取り組みます。

住民の健康に重大な影響を及ぼす可能性がある新興・再興感染症等については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時からの備えと保健所を始めとした関係機関との緊密な連携をはかるとともに、大規模災害発生時の感染症対策に取り組みます。

４　第５次計画での重点的な取組

アンケート調査や統計データ、国の動向を含む瑞穂町を取り巻く状況をふまえ、次の事項について重点的に取り組みます。

１　包括的な支援体制の整備

住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、生きる上での困難・生きづらさ、貧困、要援護、虐待などの地域における複合化・複雑化した課題の解決や深刻化を防ぐ必要があります。地域共生社会の実現に向け、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の課題を解決するための包括的な支援体制を整備していきます。

２　多世代交流・地域福祉活動の推進

地域の子どもたちから高齢者までの多世代がかかわり合う場の提供、活動への支援を行います。地域福祉に関する活動に参加する人や団体の育成・支援を行い、ゆるやかにつながる地域づくりをすすめていきます。

３　権利擁護の推進

認知症や障がいにより、意思判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、「権利擁護センターみずほ」を中心に、成年後見制度の利用促進をはかります。

また、今後権利擁護センターみずほを町の中核機関として位置付けるための取組をすすめます。

４　母と子の健康づくりの推進

妊娠、出産は、短期間の中で大きな心身の変化とライフスタイルの大きな変化が要求される時期であり、乳幼児だけでなく、妊産婦の健康を支援します。また、乳幼児の健やかな成長を支援するため、妊産婦や子どもを対象とした健康教育、乳幼児健診や訪問、相談の事業を通じて、健やかな子どもの成長を支えるとともに、健康上の問題を早期に発見し、療育につなげます

重点的な取組	達成目標
１　包括的な支援体制の整備	既存の相談支援等の取組をいかしつつ、誰ひとりとり残さない包括的な支援体制を整備します。
２　多世代交流・地域福祉活動の推進	多世代交流・地域福祉活動を行う人や団体へ支援を行い、参加人数・団体数を増やします。
３　権利擁護の推進	「権利擁護センターみずほ」の広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の強化をすすめます。また、担い手の育成・活動の促進として、市民後見人の養成に取り組みます。
４　母と子の健康づくりの推進	各種健診の受診、予防接種、健康教育の受講等、「子育て世代包括支援センター（通称：ゆりかごステーション）」を中心に妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援することで、乳幼児を育てる保護者がこの地域でこれからも子育てをしていきたいと思う人の割合を高めます。

５　第５次地域保健福祉計画施策の体系

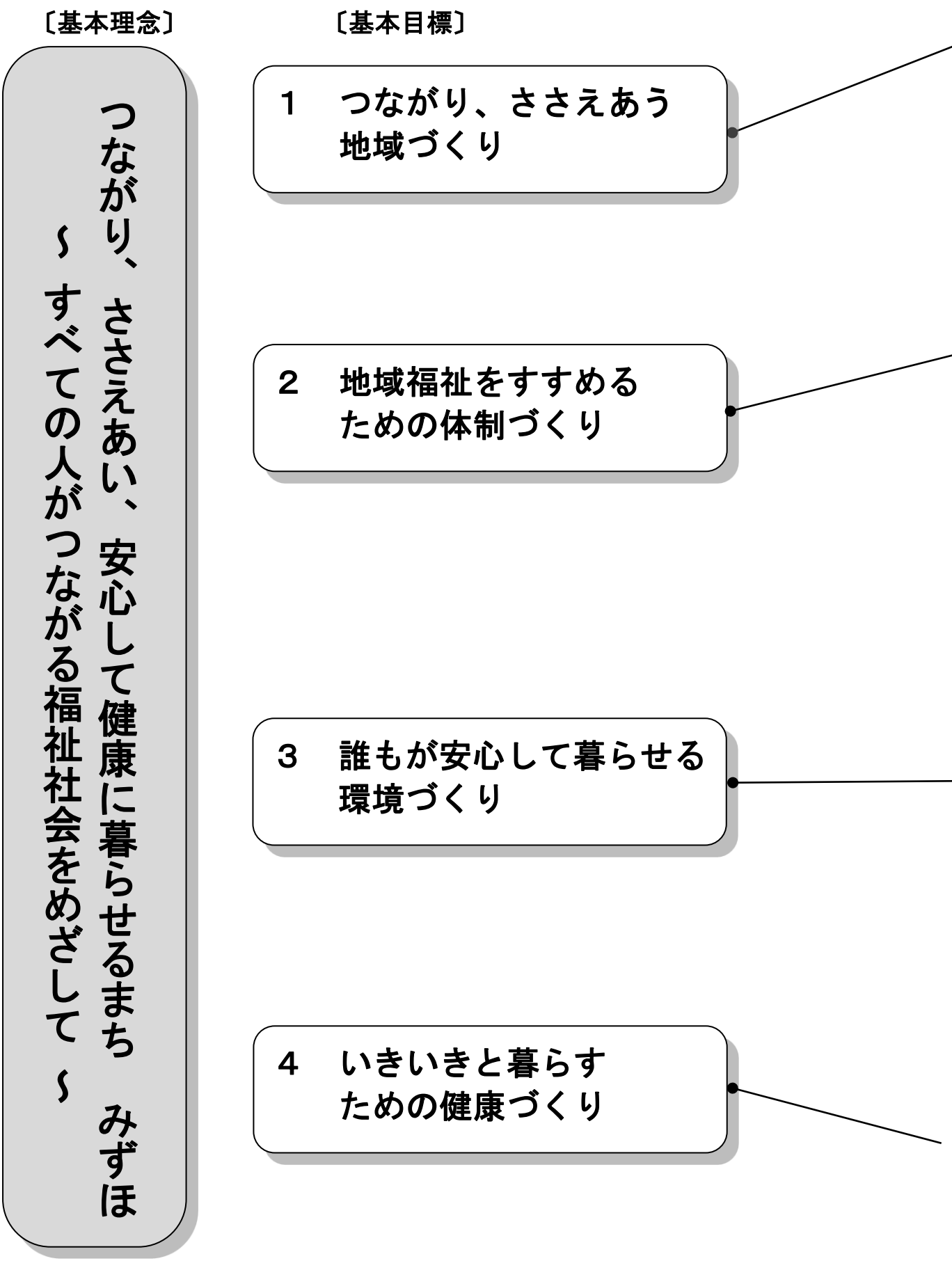

〔基本施策〕	〔取組〕
（1）地域での交流活動の推進	①地域の子育てグループの支援 ②地域における交流の場づくりの推進 ③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進
（2）地域情報の発信	①福祉情報の提供・広報活動の充実 ②地域資源情報の収集
（3）利用しやすい施設の環境づくり	①公共施設の利用促進 ②交流の場づくり
（4）世代間交流の活性化	①地域交流、多世代交流の推進 ②地域で子どもを育てる環境づくりの推進 ③子育てひろばの拡充
（5）高齢者や障がい者の社会参加促進	①シルバー人材センターへの支援 ②老人クラブへの支援 ③敬老会の開催 ④多世代交流センターMIZCULの運営 ⑤敬老金の贈呈 ⑥障がい者の社会参加の促進支援 ⑦社会参加のための支援サービスの充実 ⑧当事者活動の支援
（6）介護保険制度の適正な運営	①介護保険制度の適正な運営 ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ③在宅医療・介護連携の推進 ④高齢者支援センター(地域包括支援センター)の運営 ⑤生活支援体制整備事業の推進
（1）地域福祉の担い手の養成	①地域福祉の担い手の養成 ②地域福祉の担い手の活動支援
（2）地域における福祉教育・学習の推進	①地域福祉の理解促進 ②地域に開かれた福祉教育の実践
（3）ボランティア・NPO の活動の推進	①啓発活動の充実 ②相談体制や情報提供の充実 ③ボランティア・NPO 活動への支援 ④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供
（4）相談体制の整備	①相談体制の充実 ②関係機関との連携強化・包括的な支援体制の検討 ③自立に向けた援助 ④生活安定に向けた支援
（5）福祉サービスの質の向上	①福祉関係職員の資質向上 ②関係団体等への働きかけ ③苦情対応等に基づくサービスの質の向上 ④第三者によるサービス評価の支援
（1）権利擁護の推進 （瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画）	①権利の擁護 ②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援 ③成年後見制度の周知 ④成年後見制度の担い手の育成
（2）ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインについての啓発 ②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応 ③公共施設の整備およびソフト面における取組の推進
（3）防災・防犯体制の充実 （瑞穂町再犯防止推進計画）	①災害時要配慮者の安全確保体制の整備 ②災害時要配慮者への対応 ③災害ボランティアの育成と連携体制 ④地域防犯活動の推進 ⑤相談体制の充実 ⑥関係機関との連携強化 ⑦自立・生活安定に向けた支援 ⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援 ⑨広報・啓発活動の推進
（4）すべての子育て家庭への支援	①子ども家庭支援センター機能の充実 ②子育て相談の充実 ③子育て支援情報の提供 ④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実 ⑤地域子育て支援事業の充実
（5）支援が必要な子どもと家庭への支援	①要保護児童対策地域協議会の充実 ②児童虐待の未然防止 ③民生委員・児童委員等の活動支援 ④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援 ⑤相談体制の充実 ⑥発達障害等支援の充実 ⑦子どもの貧困対策の推進
（6）障がい者の就労支援	①瑞穂町障害者就労支援センターの充実 ②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実 ③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実
（7）地域包括ケアシステムの推進	①地域包括ケアシステムの構築推進 ②認知症施策の推進 ③人材の確保及び資質の向上 ④ささえあう地域づくり
（1）母子保健の充実	①母子保健事業の推進 ②疾病予防・健康増進事業の推進 ③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進 ④食育の推進
（2）健康増進の充実	①健康増進事業の推進 ②望ましい生活習慣の確立 ③食生活の維持・改善 ④身体活動・運動の実践 ⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害 ⑥休養・心の健康づくり ⑦歯・口腔の健康づくり
（3）医療体制の確保	①救急医療体制の確保 ②地域医療体制の確保 ③関係機関との連携
（4）健康危機管理対策の推進	①感染症予防事業の推進 ②健康危機発生時の体制づくり

第５章　施策の展開

第５章　施策の展開

１　基本目標１　つながり、ささえあう地域づくり

基本施策（１）地域での交流活動の推進

誰もが、暮らしやすい地域を築いていくことをめざし、地域における交流やつながりを深め、交流できる環境づくりをすすめます。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①地域の子育てグループの支援	子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動を支援します。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係** 子育て応援課 **児童館係**	子育てグループ
②地域における交流の場づくりの推進	地域における交流やつながりを深め、高齢者等の孤立防止や所在不明児童等の防止のために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進します。また、地域福祉コーディネーターや関係機関、団体等と連携・協働しながら、地域の様々な課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援します。	福祉課 **福祉推進係** 協働推進課 **地域協働係**	**社会福祉協議会** 町内会・自治会 ボランティア団体 サロン団体
③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	それぞれの小地域区分の実情をふまえながら地域福祉活動の推進等を行っていきます。また地域つながり推進連絡会等の場を活用して、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。	福祉課 **福祉推進係** 協働推進課 **地域協働係**	**社会福祉協議会** 町内会・自治会 ボランティア団体 サロン団体

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（２）地域情報の発信

必要なときに、しっかり届く戦略的な情報発信を推進します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①福祉情報の提供・広報活動の充実	必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめます。更に広報みずほ等の従来の周知方法に加え、ＩＣＴツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について研究します。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会**
②地域資源情報の収集	地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、地域つながり推進連絡会や地域ケア会議等を通じて地域情報の収集と発掘、及び積極的な活用を推進します。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会**

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（３）利用しやすい施設の環境づくり

誰もが本当に利用しやすい施設、きめ細かな配慮が行き届いた施設をめざします。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①公共施設の利用促進	地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。	福祉課 **福祉推進係** 協働推進課 **地域施設係**	**社会福祉協議会**
②交流の場づくり	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。 あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。	福祉課 **福祉推進係** 子育て応援課 **児童館係**	**社会福祉協議会**

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（４）世代間交流の活性化

希薄化した世代間の交流を活性化させ、住民同士のつながりを強化します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①地域交流、多世代交流の推進	様々な世代が交流することにより、お互いさまえあい・助け合いができるよう、住民同士がつながる仕組みづくりをすすめます。このような仕組みを推進するために、ボランティア団体等との協働をすすめ、地域福祉コーディネーター等の活動を推進します。また、寄り合いハウスいこいや多世代交流センターＭＩＺＣＵＬ（令和７年度開設）を拠点とした多世代交流の推進を継続します。	福祉課 **福祉推進係** 子育て応援課 **保育・幼稚園係** 高齢者福祉課 **高齢者支援係／地域包括ケア推進係** 協働推進課 **地域協働係**	**社会福祉協議会** ボランティア団体 町内会・自治会
②地域で子どもを育てる環境づくりの推進	地域では、地区青少年協議会、子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりにつとめます。	子育て応援課 **児童館係** 社会教育課 **社会教育係**	地区青少年協議会 子育てグループ
③子育てひろばの拡充	子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館事業及び移動児童館事業の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園等の園庭開放により、地域の未就園児と入園児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。 また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開につとめます。	子育て応援課 **保育・幼稚園係／児童館係** 子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係**	保育園等

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（５）高齢者や障がい者の社会参加促進

高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる地域社会の実現をめざします。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①シルバー人材センターへの支援	高齢者の就労支援により、就業を通じた社会参加や生きがいづくりを推進するとともに、介護予防の効果を高めます。 その役割の一翼を担うセンターの会員募集の取組をはじめとする運営を引き続き支援します。	高齢者福祉課 **高齢者支援係**	シルバー人材センター
②老人クラブへの支援	いつまでも自分らしく地域で暮らすため、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取組、自らその担い手となる老人クラブの活動への変革を支援します。また、高齢者がいきいきと活動できるよう、クラブの立ち上げの相談をはじめ、財政面を含めて、引き続き、支援にもつとめます。	高齢者福祉課 **高齢者支援係**	**社会福祉協議会** 寿クラブ連合会 老人クラブ
③敬老会の開催	長年、社会と地域づくりに貢献してきた高齢者への敬老と長寿を祝う意義と対象世代の意向を考慮した開催形態、時期を検討します。	高齢者福祉課 **高齢者支援係**	
④多世代交流センターMIZCULの運営	「地域を耕す、みんなの居場所」をコンセプトとして、高齢者福祉センター機能、多世代交流機能、学童保育クラブ機能を併設する特徴をいかし、地域交流や世代間交流をはかっていきます。指定管理者による施設運営体制を確立させ、民間の柔軟な発想を活用した様々なイベントを通じて、さらなる多世代交流をはかります。	高齢者福祉課 **高齢者支援係**	指定管理者 ボランティア団体 自主グループ
⑤敬老金の贈呈	住民登録のある 88 歳及び 100 歳以上の高齢者を対象に、引き続き敬老金を適正に贈呈します。	高齢者福祉課 **高齢者支援係**	
⑥障がい者の社会参加の促進支援	障がい者の社会参加を促進するため、障害福祉サービスによる日中活動の場の提供や地域生活支援事業の充実をはかります。町内で不足する障害福祉サービスニーズに応じた民間施設等の誘致につとめます。	福祉課 **障がい者支援係**	**社会福祉協議会** 基幹相談支援センター 障害福祉サービス事業者
⑦社会参加のための支援サービスの充実	地域生活支援事業により、相談支援、移動支援及び手話通訳等のコミュニケーション支援、また、支援者等の育成等、障がい者が一般住民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。	福祉課 **障がい者支援係**	**社会福祉協議会** 基幹相談支援センター 相談支援事業所
⑧当事者活動の支援	障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。	福祉課 **障がい者支援係**	**社会福祉協議会** 基幹相談支援センター ボランティア団体

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（６）介護保険制度の適正な運営

限られた財源の中で適切にサービスを提供し、介護保険サービスの質を向上させるとともに、介護給付の適正化をはかります。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①介護保険制度の適正な運営	介護保険制度の持続可能で安定的な運営をはかるため、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、ケアプラン点検の実施など介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に資する適正なケアマネジメントの推進とともに、必要なサービスを安定して提供できるよう、住民ニーズに即したサービス提供体制の整備・人材確保や介護サービス事業者の適正な運営に向けた指導・監督につとめるとともに、事業所の ICT 化の取組を促進します。	高齢者福祉課 **介護支援係**	介護サービス事業者 指定市町村事務受託法人 高齢者支援センター
②介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、今後見込まれる介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、多様なサービスの育成・整備をはかります。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	介護サービス事業者 高齢者支援センター 社会福祉協議会
③在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して、切れ目のない包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制づくりをすすめます。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	医療機関 介護サービス事業者 高齢者支援センター
④高齢者支援センター（地域包括支援センター）の運営	２か所の高齢者支援センターを統括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して高齢者支援センターの専門性の向上と機能強化をはかります。また、高齢者の身近な相談窓口としての機能をいかして見守り相談窓口を設置し、相談体制の環境整備をはかります。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 介護サービス事業者 民生・児童委員
⑤生活支援体制整備事業の推進	高齢化の進行、家族形態の多様化に伴い、地域での多様な生活支援が求められています。地域の住民同士や様々な関係機関などと連携・情報共有を進めて、生活支援コーディネーターの活動を推進するとともに、地域ケア会議や協議体の場を活用し、住民が互いに支え合う地域づくりをさらにすすめます。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	社会福祉協議会

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

２　基本目標２　地域福祉をすすめるための体制づくり

基本施策（１）地域福祉の担い手の養成

地域福祉の新たな担い手を確保するために、様々な関係づくりや支援を行います。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①地域福祉の担い手の養成	介護予防・日常生活支援総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、介護予防リーダーの育成、活用をはかります。また、町独自のヘルパーを養成し、地域福祉の担い手として地域で活躍する人材を増やしていきます。このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーター等の活動を推進します。	福祉課 **福祉推進係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 自主グループ サロン団体 介護サービス事業者
②地域福祉の担い手の活動支援	地域福祉の担い手が、地域活動の中心的な役割を担う存在として活躍するための支援を行います。 生活支援コーディネーターが地域の自主グループやサロン活動等に足を運びながらネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を継続的に行います。また高齢者自身もサービスの担い手として、役割を持ちながら活動する場の創設や活動への支援を行います。 地域福祉を包括的に推進していくため、地域福祉コーディネーター等と連携しながら、地域福祉の担い手の発掘を行います。	福祉課 **福祉推進係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係** 教育指導課 **指導係**	**社会福祉協議会** 町立小学校 自主グループ サロン団体

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（２）地域における福祉教育・学習の推進

より多くの住民が地域福祉活動に携わり、地域福祉についての関心・理解が深められるように福祉教育・学習を推進します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①地域福祉の理解促進	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進します。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** 町立小中学校 ボランティア団体
②地域に開かれた福祉教育の実践	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての住民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** 町立小中学校 ボランティア団体

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（３）ボランティア・ＮＰＯの活動の推進

ボランティアやNPO活動の自主的、自発的活動を総合的に推進、支援します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①啓発活動の充実	ボランティアやＮＰＯ活動への支援を行いつつ、情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやＮＰＯ活動の推進をはかります。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** ボランティア団体 NPO
②相談体制や情報提供の充実	ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・支援、地域のボランティア情報の発信などの役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** ボランティア団体 NPO
③ボランティア・NPO 活動への支援	地域福祉を担う住民活動のひとつであるＮＰＯやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりにいかすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** ボランティア団体 NPO
④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	定年退職された方やシニア世代の方が培ってきた知識や経験などを生かして、地域のなかで役割を担い、活動ができるよう、社会参加や生きがいづくりを推進します。また、様々な団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。生活支援コーディネーター等が中心となり、高齢者のニーズに応じた地域活動への参加を支援するとともに、活動の創設等に関する相談支援を行います。	福祉課 **福祉推進係** 高齢者福祉課 **高齢者支援係／地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** **シルバー人材センター** ボランティア団体 NPO

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（４）相談体制の充実

福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できるように相談体制を充実し、利用しやすい福祉サービスをめざします。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①相談体制の充実	関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度やひきこもり支援などの制度についても周知をすすめ、支援につながるようつとめます。	福祉課 **福祉推進係** 健康課 **成人保健係**	**社会福祉協議会** 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター 立川児童相談所 西多摩保健所 民生・児童委員
②関係機関との連携強化・包括的な支援体制の検討	国では包括的な支援体制の一つとして重層的支援体制整備事業を掲げていますが、同時に当事業の検証や見直しを進めています。それらの状況を見ながら、庁内関係部局、各相談支援機関との連携をはかり、既存の相談支援等の取り組みを活用した、包括的な支援体制の検討を進めます。	福祉課 **福祉推進係**	社会福祉協議会 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター 立川児童相談所 西多摩保健所
③自立に向けた援助	関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。 また、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター 立川児童相談所 ハローワーク 民生・児童委員
④生活安定に向けた支援	各種貸付制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターの周知をはかるとともに、生活に不安を抱えている人が自立し、安心できる生活を送ることができるよう、支援します。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会** 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター
⑤民生委員・児童委員の活動支援	地域住民にとって身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動環境の整備や負担の軽減、担い手の確保などの支援を行います。	福祉課 **福祉推進係**	社会福祉協議会 西多摩福祉事務所

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（５）福祉サービスの質の向上

従来の指示的・指導的・管理的なサービスから脱却し、利用者への十分な情報提供とその意向を尊重した、質の高いサービス提供をめざします。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①福祉関係職員の資質向上	福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。	福祉課 **福祉推進係** 子育て応援課 **子育て支援係** 子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係** 高齢者福祉課 **高齢者支援係** 健康課 **健康係**	
②関係団体等への働きかけ	民間事業者、ＮＰＯ、関係団体に対し、研修会など人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。	福祉課 **福祉推進係** 社会教育課 **社会教育係**	民間事業者 NPO
③苦情対応等に基づくサービスの質の向上	相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、苦情内容を検証し、更なるサービスの質の向上に向け指導、助言をします。 また、権利擁護センターは成年後見制度利用促進の一環としての相談機能や他事業者のサービスに対する苦情相談窓口でもあるため、専門機関と連携する体制を構築します。	福祉課 **福祉推進係／** **障がい者支援係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係** **／介護支援係**	**社会福祉協議会** 権利擁護センターみずほ 障害福祉サービス事業者 介護サービス事業者
④第三者によるサービス評価の支援	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知をはかります。 東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援します。	福祉課 **福祉推進係／** **障がい者支援係** 子育て応援課 **保育・幼稚園係** 高齢者福祉課 **介護支援係**	障害福祉サービス事業者 保育サービス事業者 介護サービス事業者

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

３　基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本施策（１）権利擁護の推進（瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画）

認知症や障がいにより日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じることの無いように、地域における権利擁護を推進します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①権利の擁護	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、権利擁護センター等消費者保護に関係する機関との連携を強化することにより、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。 また、養護者及び介護等従事者による虐待の通報に迅速に対応し、高齢者や障がい者の権利擁護につとめます。	福祉課 **福祉推進係／障がい者支援係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係／介護支援係**	**社会福祉協議会** 権利擁護センターみずほ 高齢者支援センター東京都福祉保健財団
②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援	「権利擁護センターみずほ」を中心に関係部署の相談体制の充実につとめるとともに関係部署、関係機関が連携し相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行います。 また制度利用者に関わる地域連携ネットワークの構築をすすめます。 制度利用の促進のため、低所得者層に対する支援の調査研究をすすめます。	福祉課 **福祉推進係／障がい者支援係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 権利擁護センターみずほ 高齢者支援センター
③成年後見制度の周知	「権利擁護センターみずほ」を中心に広報機能の整備について推進します。広く住民に知ってもらうためセンター及び関係機関と協力し、広報、ホームページ等でも継続して周知をはかります。また、住民等を対象とした講座を開催し、成年後見制度の周知につとめます。	福祉課 **福祉推進係／障がい者支援係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 権利擁護センターみずほ
④成年後見制度の担い手の育成	成年後見制度のニーズの増加が見込まれる中で、地域に根差し、地元で活動できる市民後見人や長期間にわたり支援を継続することのできる法人後見が期待されています。成年後見制度の担い手の育成などについて調査研究をすすめます。	福祉課 **福祉推進係**	社会福祉協議会 権利擁護センターみずほ

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

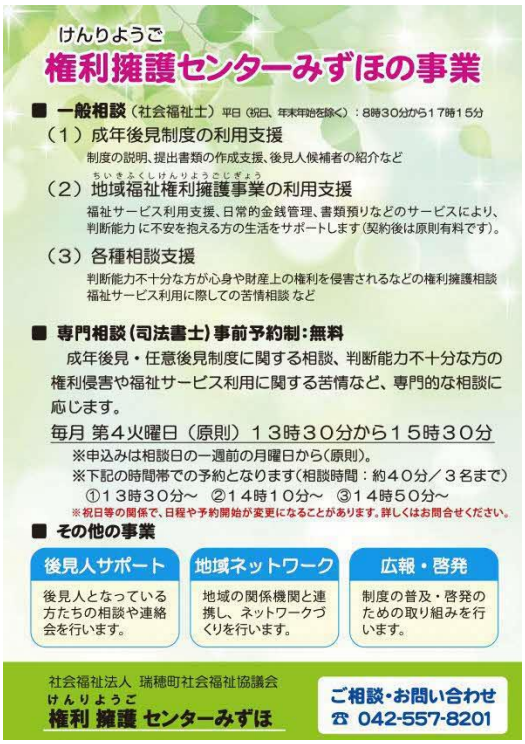

成年後見制度とは

【成年後見制度】

後見制度	任意後見	法定後見
こんな方には	将来、認知症などになったときに、財産の管理等が心配な方	知的障がい・精神障がい・認知症などによって、様々な手続きや契約などをひとりで決めることが難しい方
後見人の役割	財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおける	成年後見人等が本人に代わって、契約や手続きをしてくれる

【成年後見制度の種類】

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
判断能力のあるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の同意・取消や代理（日常生活に関する行為は除く）
自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任（本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）		

基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進

年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つ様々な違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①ユニバーサルデザインについての啓発	「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。	福祉課 **福祉推進係** 都市計画課 **計画・住宅係**	
②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応	事業者や設計者が、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づいた施設整備の設計、届出等を適切に行うよう協議をすすめます。	福祉課 **福祉推進係** 都市計画課 **計画・住宅係**	
③公共施設の整備及びソフト面における取組の推進	既存の公共施設のユニバーサルデザイン化について、計画的に改善・整備をはかるよう情報提供を行うとともに、「心のバリアフリー」、「情報バリアフリー」などのソフト面における取組も推進します。	福祉課 **福祉推進係**	

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

基本施策（３）防災・防犯体制の充実（瑞穂町再犯防止推進計画　取組⑤から⑨まで）

防災・防犯体制を充実・強化し、災害に強く、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちをめざします。また、取組⑤から⑨までを再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づく「瑞穂町再犯防止推進計画」として位置付け、犯罪や非行をした人の抱える課題に対応することで、その再犯を防止し、地域社会で孤立させない支援等を行います。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①災害時要配慮者の安全確保体制の整備	災害時において、要配慮者が正しく情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。 被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各機関との連携並びに事業者及び住民の役割を明確にし、住民、行政及び事業者が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化を図ります。また、日頃からコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自衛消防組織を組織し、地域及び行政との連携体制の推進をはかります。 さらに、訓練等を通じて、災害時における高齢者等の受入れに関する協定の実効性を高めます。	福祉課 **障がい者支援係** 高齢者福祉課 **高齢者支援係／介護支援係** 安全・安心課 **安全係**	自主防災組織 消防 警察 民生・児童委員 社会福祉協議会 協定事業者等 障害福祉サービス事業者 介護サービス事業者
②災害時要配慮者への対応	要配慮者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要配慮者マップの整備を行います。	福祉課 **障がい者支援係** 高齢者福祉課 **高齢者支援係**	自主防災組織 消防 警察 民生・児童委員 社会福祉協議会
③災害ボランティアの育成と連携体制	柔軟性やきめ細かさといった特性をもつボランティアやＮＰＯなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。 社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。	福祉課 **福祉推進係**	**社会福祉協議会**
④地域防犯活動の推進	警察・防犯協会、地域住民等と連携しながら、防犯対策を推進します。防犯パトロール事業、防犯カメラの活用、防犯対策事業等により、今後も安全・安心なまちを目指し、防犯に関する取組を推進していきます。	協働推進課 **地域協働係** 安全・安心課 **交通防犯担当** 建設課 **公園係**	町内会・自治会 警察 防犯協会 防犯ボランティア

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
⑤相談体制の充実	国や東京都等の関係機関、保護司会と連携して罪を犯した人の立ち直りを支えるため、窓口職員の資質向上につとめます。また町内会・自治会からの相談を受けるなど、地域住民等が相談しやすい環境の構築につとめます。	福祉課 **福祉推進係** 協働推進課 **地域協働係**	保護司 更生保護女性会 東京保護観察所
⑥関係機関との連携強化	社会復帰を目指す人の様々なニーズに対応できるよう、日頃から庁内関係課、関係機関等で必要な情報を共有し、支援体制の強化をはかります。 保護観察対象者との面接場所として公共施設の会議室等を確保するなどの支援を行います。	福祉課 **福祉推進係**	保護司 更生保護女性会 東京保護観察所
⑦自立・生活安定に向けた支援	社会復帰をめざしている人で、高齢者や障がいがある等で適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉支援へ結び付けられるよう国や東京都の制度に関する情報提供をすすめ、利用の促進をはかります。また就労や住居等の生活に不安を抱えている人が、安心できる生活を送ることができるよう、関係機関と連携をはかりながら支援していきます。	福祉課 **福祉推進係**	保護司 更生保護女性会 東京保護観察所 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター ハローワーク 社会福祉協議会
⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援	児童・生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また、東京都と連携して、学習支援事業ならびに居場所づくりに取り組みます。	福祉課 **福祉推進係** 安全・安心課 **交通防犯担当** 教育指導課 **指導係**	保護司 更生保護女性会 東京保護観察所 町立小中学校
⑨広報・啓発活動の推進	保護司会や更生保護女性会等と協力し、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。また、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。	福祉課 **福祉推進係**	保護司 更生保護女性会 東京保護観察所

基本施策（４）すべての子育て家庭への支援

すべての子育て家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受けながら、地域で助け合い、充実した生活を送れるように、環境整備をはかります。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①子ども家庭支援センター機能の充実	子ども計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係**	
②子育て相談の充実	子ども家庭センター（子ども家庭支援係（子ども家庭支援センターひばり内）・母子保健係（保健センター内））や保育園、認定こども園等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係** **／母子保健係** 子育て応援課 **保育・幼稚園係** 教育指導課 **指導係**	保育園等
③子育て支援情報の提供	広報みずほ、ホームページ、子育てアプリ、チラシ等、子育て家庭がアクセスしやすい多様な媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実をはかります。	福祉課 **福祉推進係** 子育て応援課 **子育て支援係** 子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係** **／母子保健係**	
④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実	あらゆる施策を駆使し、待機児童０の継続をめざします。乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）を実施し、未就園児に対する保育サービスを拡充します。	子育て応援課 **保育・幼稚園係**	保育園等
⑤地域子育て支援事業の充実	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の充実をはかります。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係** **／母子保健係** 子育て応援課 **保育・幼稚園係**	保育園等

基本施策（５）支援が必要な子どもと家庭への支援

ひとり親家庭やがいのある子どもや保護者への支援等、町内に住んでいる子どもの誰もが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、様々な支援を行います。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかる要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係**	立川児童相談所 西多摩福祉事務所 西多摩保健所 町立小中学校 保育園・幼稚園 医療機関 民生・児童委員 人権擁護委員 警察 社会福祉協議会
②児童虐待の未然防止	子ども家庭センター（子ども家庭支援係（子ども家庭支援センターひばり内）・母子保健係（保健センター内））等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかります。また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。	子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係／母子保健係**	立川児童相談所 西多摩福祉事務所 西多摩保健所 町立小中学校 保育園・幼稚園 医療機関 民生・児童委員 人権擁護委員 警察 社会福祉協議会
③日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援	子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施につとめます。 就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、ひとり親家庭関連手当の給付や福祉資金貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。	子育て応援課 **子育て支援係** 子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係**	社会福祉協議会 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター
④相談体制の充実	障がい児や発達障がい児、不登校児童生徒等の相談体制の充実をはかり、障がいのある子ども等の親の精神的負担の軽減や、相談者のニーズに応じたサービス等の提供につとめます。また、これに伴い基幹相談支援センター及び関連機関との連携を強化します。	福祉課 **障がい者支援係** 教育指導課 **指導係**	社会福祉協議会 基幹相談支援センター 西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
⑤発達障害等支援の充実	自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うために、基幹相談支援センター及び関係機関と連携し体制強化をはかります。また、同じ考え方や悩みを持つ親同士のつながりをサポートし、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っていきます。	福祉課 **障がい者支援係** 教育指導課 **指導係**	社会福祉協議会 基幹相談支援センター 町立小中学校
⑥子どもの貧困対策の推進	福祉や教育施策の取組過程から得る子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。	福祉課 **福祉推進係** 子育て応援課 **子育て支援係** 子ども家庭センター課 **子ども家庭支援係**	西多摩福祉事務所 西多摩くらしの相談センター 立川児童相談所 民生・児童委員 社会福祉協議会

基本施策（６）障がい者の就労支援

障害や病気をもっていても働くことができるように就労を支援します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①瑞穂町障害者就労支援センターの充実	障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。	福祉課 **障がい者支援係**	障害福祉サービス事業者
②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実	利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労継続支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。	福祉課 **障がい者支援係**	障害福祉サービス事業者
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実	利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、様々な方法で就労支援につながる取組を行います。	福祉課 **障がい者支援係**	障害福祉サービス事業者

基本施策（７）地域包括ケアシステムの推進

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを整備し、ささえあいの仕組みづくりを推進します。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関※ 主な連携・協働機関等
①地域包括ケアシステムの構築推進	団塊の世代が 75 歳以上になる令和７年（2025 年）が過ぎ、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 年（2040 年）に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加します。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、また年齢や属性を越えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制を推進し、進捗を管理します。	福祉課 **福祉推進係** 高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 高齢者支援センター 介護サービス事業者 医療機関 ボランティア団体
②認知症施策の推進	認知症のある方とその家族が、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるように、地域でささえあう地域づくりを推進します。そのため認知症の早期発見・早期対応を促進することや住民に対する認知症についての理解を深める施策等を推進していきます。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	社会福祉協議会 高齢者支援センター ボランティア団体 介護サービス事業者 医療機関
③人材の確保及び資質の向上	高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、ＮＰＯや地域、ボランティア等様々な場面で支援する側として活動することができるよう支援し、環境の構築をめざします。 また、様々な研修、セミナー等を高齢者が受講しやすい体制整備をすすめます。 介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職をはじめ、介護サービス提供に必要な人材の確保に取り組みます。また、東京都や関係機関と連携し、介護支援専門員、介護従事者等のスキルアップのための研修参加などを支援します。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係／介護支援係**	**社会福祉協議会** 高齢者支援センター NPO ボランティア団体 介護サービス事業者
④ささえあう地域づくり	地域の担い手として多様な世代が主体的に参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるような体制の整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあうことが可能となるよう人材確保や環境づくりをめざします。	高齢者福祉課 **地域包括ケア推進係**	**社会福祉協議会** 高齢者支援センター ボランティア団体

※実施機関は太字で表記しています。進捗状況について、毎年地域福祉審議会へ報告します。

４　基本目標４　いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策（１）母子保健の充実

妊娠前から妊娠中及び出産前後に向けての支援を切れ目なく行います。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①母子保健事業の推進	国が定める「成育医療等基本方針」及び「瑞穂町子ども計画」と整合性をとりながら母子保健事業の推進と健診受診率の維持に努めます。	子ども家庭センター課 **母子保健係**	医師会 歯科医師会 医療機関（産科・小児科等）
②疾病予防・健康増進事業の推進	疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進をはかります。関係機関や家庭と連携し、幼少期から望ましい生活習慣の定着をはかります。	子ども家庭センター課 **母子保健係**	医師会 歯科医師会 医療機関（産科・小児科等）
③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進	妊娠・出産・育児期において多職種が連携した母子保健対策を推進するとともに、各事業間や関連部署・関係機関との連携を強化します。	子ども家庭センター課 **母子保健係**	医師会 歯科医師会 医療機関（産科・小児科等） 保育園・幼稚園 西多摩福祉事務所 子育て支援団体
④食育の推進	子どもが、生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な身体と豊かな心を育むために、関係部署・関係機関を始め家庭や地域等と連携をはかり、食育を推進します。	子ども家庭センター課 **母子保健係**	保育園・幼稚園 町立小中学校 子育て支援団体

基本施策（２）健康増進の充実

各種健康相談や健康診査、がん検診の実施体制を充実し、疾病の予防ができるよう健康教育や健康相談などの充実をはかります。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①健康増進事業の推進	「瑞穂町第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら事業を推進します。 がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、その精度管理の向上をはかります。	健康課 **成人保健係**	医療機関
②望ましい生活習慣の確立	定例の健康相談等の専門職による相談・指導体制や機会のさらなる充実により、健康づくりや生活習慣改善をはかります。 健康診査等の受診率向上のための勧奨や、受診の結果を生活習慣病予防に生かすための取組を継続します。 広報みずほやホームページ等による健康づくりに関する効果的な普及・啓発を行うとともに、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動をすすめます。ライフステージに応じて関連部署と連携し、健康教育等を通じた望ましい生活習慣の確立をはかります。	健康課 **成人保健係**	医療機関 健康づくり推進委員
③食生活の維持・改善	健康的な食生活に関する知識や、年齢や生活状況に応じた適切な食生活について、ホームページ等を活用して普及・啓発していきます。 管理栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育を通して、望ましい食生活の実践について、啓発・支援します。	健康課 **成人保健係**	
④身体活動・運動の実践	住民を対象とした研修会等の実施、健康づくり活動の住民参加によって、日常的な身体活動・運動の意義や必要性について、普及・啓発をはかります。 適切な身体活動・運動の実践につながる手段（みずほ健康ポイントあるってこ）や機会の提供により、身体活動量を増やしやすい環境の整備をはかります。	健康課 **成人保健係**	健康づくり推進委員

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害	喫煙や受動喫煙による健康への影響について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策の啓発・周知につとめるとともに、学校教育を通じ、健康への影響に関する理解をはかります。 保健指導や学校教育を通じて、飲酒が及ぼす健康への影響や、個人の特性に応じた飲酒に関する正しい知識について、普及・啓発につとめます。 関係機関等と連携して、生徒や保護者等に対し、薬物や危険性の理解をはかります。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取り組みます。	健康課 **健康係** **/成人保健係**	町立小中学校 東京都薬物乱用防止推進福生・羽村・瑞穂地区協議会
⑥休養・心の健康づくり	いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画に掲げる各施策を推進します。 心の健康に影響する睡眠や休養の、正しい知識の普及につとめるとともに、ストレスへの対処方法、こころの不調に早めに気づく方法等の重要性、また、身近な相談窓口や専門機関について、普及・啓発につとめます。 また、SOS の出し方に関する教育を推進します。	健康課 **健康係** **／成人保健係**	町立小中学校
⑦歯・口腔の健康づくり	成人歯科検診をきっかけとした歯周疾患の予防を目的に、２０～40歳の若い世代も対象に、意識啓発を行います。また、地域医療機関と連携し、かかりつけ歯科医の普及促進につとめます。また、歯と口腔の健康が、全身の健康と密接に関わっていることの普及につとめます。 乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高いため、歯科保健事業の効果的な実施方法を調査・研究するとともに、指導内容の充実をはかり、予防・治療の両面からの意識啓発を行います。	健康課 **健康係** 子ども家庭センター課 **母子保健係**	歯科医師会

基本施策（３）医療体制の確保

すべての住民が安心して医療を受けられる医療体制の確保につとめます。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①救急医療体制の確保	小児医療を担う医師を含めた人材確保のため、国・東京都へ要望するとともに、近隣市や民間事業者と協力し、医療体制の確保につとめます。また、休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保につとめながら、小児救急医療体制を継続していきます。	健康課 **健康係**	医師会 歯科医師会 薬剤師会 近隣市 民間事業者 公立福生病院
②地域医療体制の確保	高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療需要の質・量の変化、また、西多摩地域における医療資源と地域医療構想の議論を踏まえ、町内医療機関と公立福生病院、周辺市との連携の強化、また、民間事業者の協力を得て、訪問診療、在宅医療や遠隔診療を含め、地域医療体制の確保につとめます。 また、地域医療機関と連携し、かかりつけ医の普及促進につとめます。	健康課 **健康係**	医師会 歯科医師会 薬剤師会 近隣市 民間事業者 公立福生病院
③関係機関との連携	地区医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。	健康課 **健康係**	医師会 歯科医師会 薬剤師会

基本施策（４）健康危機管理対策の推進

生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態の発生時に、関係機関との連携のもとに対処できる体制をめざします。

取組	今後5年間の方向性	担当部署	実施機関 主な連携・協働機関等
①感染症予防事業の推進	住民一人ひとりの日常からの感染症予防策の啓発を継続し、新たな感染症発生時には東京都と連携した対策をすすめます。 国が接種を推奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に必要と考えられるものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。	子ども家庭センター課 **母子保健係** 健康課 **健康係**	医師会
②健康危機発生時の体制づくり	住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え、感染症の予防・まん延防止、医療提供体制の整備等の対策を推進します。東京都、保健所等との連携により、健康危機発生時には迅速に対処できる体制づくりを推進します。	健康課 **健康係** 子ども家庭センター課 **母子保健係**	西多摩保健所

生活習慣の改善に向けたライフステージ別の取組

〇:住民のできること　☆:町が取組むこと

取組の分野	幼年期(妊婦、０～６歳)	少年期(７～19 歳)
望ましい生活習慣の確立	〇親子で規則正しい生活を心がける 〇自分の健康に関心を持つ（妊婦） 〇健診を受ける(妊婦健診・産婦健診・乳幼児健診等) ☆育児相談 ☆両親学級(マタニティクラス) ☆妊産婦・乳幼児訪問	〇親子で規則正しい生活を心がける 〇自分の健康に関心を持つ 〇健診を受ける(学校、職場等) ☆関連部署と連携した健康教育
食生活の維持・改善	〇規則正しい食生活のため、１日３食必ず摂る 〇よく噛んで食べる 〇家族で楽しく食事をする 〇栄養相談や健診等を利用し、正しい食習慣について学び、実践する ☆乳幼児向け講習会 ☆両親学級(マタニティクラス) ☆栄養相談	〇規則正しい食生活のため、１日３食必ず摂る 〇栄養バランスを考える ☆栄養相談 ☆食育の推進
身体活動・運動の実践	〇自然とふれあい、外で元気に遊ぶ 〇親子でふれあう機会を作る ☆乳幼児向け講習会	〇運動する習慣を身につける 〇地域や学校の活動に積極的に参加する
喫煙・飲酒・薬物と健康被害	〇タバコの誤飲事故を防ぐ 〇受動喫煙を防ぐ 〇妊娠中は禁煙・禁酒をする ☆両親学級(マタニティクラス) ☆妊婦面接時助言・指導 ☆乳幼児健診時助言・指導	〇危険ドラッグの害を知り、絶対に吸わない、勧められても断る勇気を持つ 〇学校での薬物乱用防止教室に参加する ☆喫煙・飲酒・薬物に関する教育
休養・心の健康づくり	〇保護者の健康を心がける 〇地域で子育てを支える 〇妊娠、出産、子育てのストレスを解消する手段を確保する ☆妊婦面接　☆妊産婦・乳幼児訪問 ☆育児パッケージの配布 ☆産後ケア事業等	〇家族での団らんを大切にし、会話する機会を増やす 〇悩みを相談できる人を持つ 〇地域の大人が声をかける ☆各相談事業 ☆相談窓口等の情報提供 ☆自殺防止の教育の推進
歯・口腔の健康づくり	〇歯科健診や相談事業を活用し、う蝕予防のための生活習慣を身につける 〇かかりつけ歯科医で検診を受ける ☆幼児歯科健診　☆歯科相談 ☆妊婦歯科健診 ☆乳幼児向け講習会	〇かかりつけ歯科医で検診を受ける ☆学校歯科検診 ☆かかりつけ歯科医の普及

青壮年期(20～39 歳)	中高年期(40～64 歳)	高齢期(65 歳以上)
○健康管理ができるよう、健康に関する知識を高める ○健診を受ける(職場、若年の健康診査等) ☆健診結果説明事業 ☆健康相談 ☆関連部署と連携した健康教育	○健康状態を認識し、生活習慣病を予防する ○かかりつけ医を持つ ○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆健康相談 ☆関連部署と連携した健康教育	○健康状態を認識し、介護予防につとめる ○かかりつけ医を持つ ○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆健康相談 ☆関連部署と連携した健康教育
○食事と栄養について知識を得て、バランスのよい食事をする ○暴飲暴食を避ける ○適正体重を維持する ○食塩や脂肪の摂取量を減らし、野菜や果物の摂取量を増やす ☆骨年齢チェック事業 ☆栄養相談	○適正体重を知り、健康管理をする ○栄養バランスのよい食事をする ○生活習慣病予防教室等に参加する ☆骨年齢チェック事業 ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆栄養相談	○栄養バランスのよい食事を仲間と共に摂る ○低栄養状態にならないよう、偏食せず、適切な食生活に取り組む ○健康栄養相談を利用する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆栄養相談
○ウオーキング等、軽めの運動を継続的に行う ○スポーツ施設を利用し、運動をする ☆健康ポイント事業	○健康づくり事業に参加する ○ウオーキングマップ等を活用し、運動をする習慣を身につける ○ジョギングやウオーキング等の運動を通じ、生活習慣病の予防につとめる ☆骨年齢チェック事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆健康ポイント事業	○仕事を継続したり、身近な運動を取り入れ、転倒や骨折を予防する ○気の合う仲間を作り、体を動かす習慣を作る ○ウオーキングやストレッチ等、無理せず体を動かす習慣をつけ、介護予防につとめる ☆生活習慣病予防事業 ☆健康ポイント事業
○薬物には手を出さない ○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む ○飲酒の健康影響を知り、節度ある適正な飲酒を実践する ☆保健指導等 ☆正しい知識の普及・啓発	○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む ○飲酒の健康影響を知り、節度ある適正な飲酒を実践する ○肺がん検診を受ける ☆保健指導等 ☆正しい知識の普及・啓発	○喫煙本数を減らす ○飲酒の健康影響を知り、節度ある適正な飲酒を実践する ○肺がん検診を受ける ☆保健指導等 ☆正しい知識の普及・啓発
○心の健康について正しい知識を持つ ○各種の相談機関を利用する ○ストレス対処法を身につける ☆各相談事業 ☆相談窓口等の情報提供	○上手なストレス対処法を身につける ○悩みがあればすぐに各種の相談機関を利用する ☆各相談事業 ☆相談窓口等の情報提供	○閉じこもりを予防するため、地域行事に積極的に参加する ○生きがいを持つ ☆各相談事業 ☆相談窓口等の情報提供
○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診 ☆かかりつけ歯科医の普及	○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診 ☆かかりつけ歯科医の普及	○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診 ☆かかりつけ歯科医の普及

基本目標４の評価指標

基本施策	評価指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和 12 年度）
（1）母子保健の充実	健康診査受診率 ・３～４か月児健康診査 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査	98.5% 97.0% 100.5%	98.0% 97.0% 99.0% いずれの健康診査においても未把握者の全数把握
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値 【第５次長期総合計画数値評価指標】	94.5%	95.6%
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」 ・０歳児の登録率	67.7%	75.0%
	妊婦の喫煙率	4.7%	0%
（2）健康増進の充実	日常生活動作が自立している期間の平均 （平均自立期間；要介護２以上：95%信頼区間） 【第５次長期総合計画数値評価指標】	男：77.7～81.3年 女：84.6～87.9年 （令和６年）※1	東京都数値以上
	がん検診受診率 ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 【第５次長期総合計画数値評価指標】	9.8% 11.3% 30.2% 12.9% 14.3%	全がん種 60%以上
	特定健康診査受診率	46.1%	60.0%
	特定保健指導実施率	19.0%	60.0%
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率 ・生活習慣病予防講演会（慢性腎臓病、糖尿病、脂質異常症） ・糖尿病予防講座	11.5% 8.0%	15.0% 15.0%
	「30分、週に２回以上の運動をしている者」の割合 ・18歳以上で、1年以上継続している者 【第５次長期総合計画数値評価指標】	25.4%	27.1%
	適性体重(18.5≦BMI<25.0)の者の割合 ・特定健康診査受診者	64.1%	増加
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の 認知割合 ・20～64歳	32.3%	50.0%
	日常生活における１日当たりの平均歩数 （18～64歳）	7,141歩 (対象者1,019人※2)	8,000歩/日
	日常生活における１日当たりの平均歩数 （65歳以上）	5,808歩 （対象者485人※2）	6,000歩/日
	睡眠で休養がとれている者の割合	72.0%	増加
	成人歯科検診受診率	3.8%	8.0%
	（成人）かかりつけ医、歯科医を持つ割合	医師 79.4.%※3 歯科医師 71.4%※3	増加
（3）医療体制の基盤づくり	子どものかかりつけ医を持つ３歳児の親の割合 【第５次長期総合計画数値評価指標】	86.3%	91.9%
	（成人）かかりつけ医、歯科医を持つ割合	医師 79.4.%※3 歯科医師 71.4%※3	増加
（4）健康危機管理対策の推進	予防接種率 ・麻しん・風しん１期 ・麻しん・風しん２期	92.8% 92.4%	95.0% 95.0%

※1　参考：令和 6 年の東京都平均自立期間（要介護 2 以上）男 81.3～81.5 年、女 87.3～87.5 年

※2　みずほ健康ポイント　あるってこ登録者数（令和 6 年度末時点）

※3　現状値は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（令和 5 年 3 月）」を引用している。 ただし、当調査の対象者は 65 歳以上となっているため、令和 11 年度実施予定の地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査において、18 歳以上を対象に調査を実施する。

第６章　計画の推進

第６章 計画の推進

１　計画推進の仕組み

地域保健福祉計画の基本理念の実現に向け、住民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町(行政)が連携して協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。

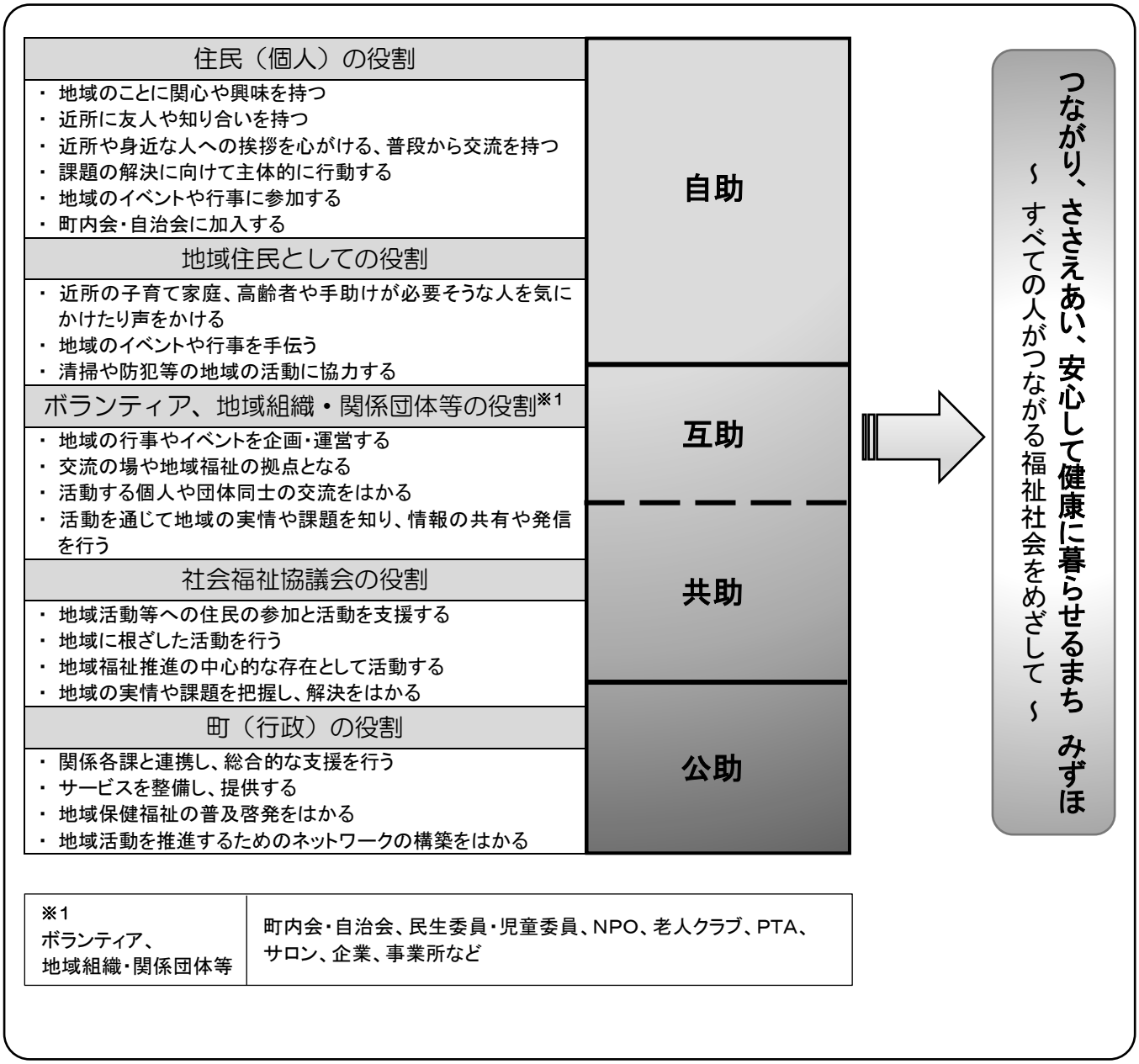

２　進捗状況の管理及び公表

計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行います。進捗状況については、毎年度公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取等を行い、施策への反映をはかります。

また、PDCA サイクルの考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組をすすめます。

【PDCA サイクルによる評価・検証】

PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

３　第５次地域保健福祉計画における評価指標

計画の進捗状況を検証し、本計画以降の計画へつなぐため、基本目標１～３においては、令和 11 年度に実施を予定している住民アンケートの調査結果を指標として設定します。

こうしたアンケート結果や実績値、さらには意見聴取などを踏まえ、施策の実施・評価・改善を行い、柔軟な取組をすすめるとともに、第６期以降の計画へと生かしていきます。

基本目標１　つながり、ささえあう地域づくり

（関連する取組は 117～120 ページに掲載しています。）

問　あなたは、地域の人が困っているとき、どこに相談すればよいか知っていますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「知っている」と答えた人の割合	34.8%	↗

問　あなたは主に瑞穂町内において、福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがありますか。※第５次長期総合計画後期基本計画　施策数値指標に設定

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「現在活動している」と答えた人の割合	4.0%	5.0%

問　あなたは次にあげる町内の団体や福祉施設を知っていますか。

アンケート項目	「知っている」と答えた人の割合	
	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
瑞穂町シルバー人材センター	80.5%	↗
高齢者支援センター（地域包括支援センター）	46.7%	↗
あすなろ児童館	53.7%	↗
民生委員･児童委員	65.0%	↗

基本目標２　地域福祉をすすめるための体制づくり

（関連する取組は 121～124 ページに掲載しています。）

問　あなたの家と近所とのつきあいはどの程度ですか。

※第５次長期総合計画後期基本計画　施策数値指標に設定

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「ほとんどしていない」と答えた人の割合	22.1%	15.1%

問　あなたがお住まいの地域には、困ったときに助け合い、ささえあうつながりがあると思いますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「あると思う」、「どちらかといえばあると思う」と答えた人の割合	51.5%	↗

問　あなたは次にあげる町内の団体や福祉施設を知っていますか。

アンケート項目	「知っている」と答えた人の割合	
	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
瑞穂町社会福祉協議会	55.7%	↗
ボランティアセンターみずほ	24.3%	↗
民生委員・児童委員	65.0%	↗

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

（関連する取組は 125～133 ページに掲載しています。）

問　瑞穂町は安心して、暮らしやすい町だと思いますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「そう思う」、「まあそう思う」と答えた人の割合	58.1%	↗

問　成年後見制度を知っていますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「知っている・利用したことがある」、「ある程度内容を知っている」と答えた人の割合	35.0%	↗

問　あなたは認知症についてどの程度知っていますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
「よく知っている」、「ある程度知っている」と答えた人の割合	72.5%	↗

問　あなたは、次の言葉や内容をご存じでしたか。

アンケート項目	「言葉も内容も知っていた」と答えた人の割合	
	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
ヤングケアラー	55.3%	↗
ひきこもり	86.3%	↗
再犯防止推進法	18.7%	↗
8050問題	30.2%	↗
瑞穂町地域保健福祉計画	5.6%	↗

問　あなたは次にあげる町内の団体や福祉施設を知っていますか。

アンケート項目	「知っている」と答えた人の割合	
	令和6年度アンケート結果	令和11年度目標
保健センター	74.4%	↗
心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」	40.2%	↗
精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」	28.2%	↗
子ども家庭支援センター「ひばり」	24.1%	↗
子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」	18.3%	↗
権利擁護センターみずほ	4.4%	↗

資料編

資料編

１　瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成１７年３月７日
条例第３号

（設置）

第１条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

（１） 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
（２） 保健及び福祉の基本計画に関すること。
（３） 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
（４） その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

（組織）

第３条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員２５人以内をもって組織する。

（１） 学識経験者２人以内
（２） 保健福祉関係施設の代表者３人以内
（３） 保健福祉関係団体の代表者５人以内
（４） 公共的団体の代表者５人以内
（５） 関係行政機関の職員３人以内
（６） 公募委員３人以内
（７） 町職員４人以内

２ 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

（任期）

第４条 委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３ 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第５条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２ 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

２ 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（関係者の出席）

第７条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門分科会）

第８条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

（庶務）

第９条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

（平成２０条例１・平成２３条例４・一部改正）

（委任）

第１０条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成１７年６月２３日規則第３３号で、平成１７年６月２４日から施行）

附　則（平成２０年３月１４日条例第１号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月１４日条例第４号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

２　瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成１７年６月２３日
規則第３４号

（趣旨）

第１条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例（平成１７年条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会の所掌事項）

第２条 条例第８条で定める専門分科会（以下「分科会」という。）は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

２ 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

（分科会の委員）

第３条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

２ 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

３ 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

４ 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（分科会の会議）

第４条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

２ 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

３ 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

４ 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（関係者の出席）

第５条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附　則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。

3　瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

（敬称略）

選出区分等	氏　　名	役職名等
学識経験者	村井　祐一	田園調布学園大学　副学長
保健福祉関係施設	田中　育夫	（福）平成会　不老の郷　施設長
	塚原　郁美	瑞穂町公私立保育園園長会　会長 石畑保育園　園長
	杉浦　章一	（福）コロロ学舎 瑞学園　園長
保健福祉関係団体	髙水　松夫	瑞穂町医師会　会長
	原　　隆寿　○	西多摩地区保護司会瑞穂分区
	海老原　茂子	瑞穂町身体障害者共生会　会長
	五十嵐　崇	瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみセンター長
	飯田　祐子	子育てに関する団体
公共的団体	石川　　任　◎	瑞穂町民生委員・児童委員協議会　会長
	小野　芳久	瑞穂町寿クラブ連合会　会長
	粕谷　雅人	瑞穂町社会福祉協議会　事務局次長
	小川　明正	瑞穂町健康づくり推進委員会　委員長
	日野　元信	瑞穂町教育相談室　室長
関係行政機関	川口　　修	西多摩保健所　市町村連携課長
	辰田　雄一	立川児童相談所　所長
	森泉　旬子	西多摩福祉事務所　所長
公募委員	石藏　陽子	一般住民
	石井　トモ子	一般住民
	川鍋　悦子	一般住民

町　　職　　員	町田　陽生	企画部長
	宮坂　勝利	協働推進部長
	福島　由子	福祉部長
	目黒　克己	教育部長
事　　務　　局	青木　広幸	福祉部福祉課長
	上出　貴之	福祉部福祉課福祉推進係長

◎:会長　〇副会長

４　瑞穂町地域保健福祉計画専門分科会委員名簿

（地域保健福祉計画専門分科会）

（敬称略）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
石川　　任　◎	瑞穂町民生委員・児童委員協議会　会長	審議会委員
川鍋　悦子　〇	公募委員	審議会委員
村井　祐一	田園調布学園大学　副学長	審議会委員
川口　　修	東京都西多摩保健所　市町村連携課長	審議会委員
辰田　雄一	東京都立川児童相談所　所長	審議会委員
森泉　旬子	東京都西多摩福祉事務所　所長	審議会委員
町田　陽生	瑞穂町企画部長	審議会委員
島﨑　亜紀子	瑞穂町社会福祉協議会　地域ささえあい推進係長	分科会委員
加村　嘉章	協働推進部 協働推進課 地域協働係長	分科会委員
荻野　寿郎	都市整備部 建設課 維持管理係長	分科会委員
中野　雄司	教育部 社会教育課 社会教育係長	分科会委員
青木　広幸	福祉部福祉課長	事務局
上出　貴之	福祉部福祉課福祉推進係長	事務局

任期：令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

◎:分科会長　〇副分科会長

（健康づくり推進専門分科会）

（敬称略）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
髙水　松夫	瑞穂町医師会　会長	審議会委員
飯田　祐子　〇	子育てに関する団体	審議会委員
小川　明正　◎	瑞穂町健康づくり推進委員会　委員長	審議会委員
福島　由子	瑞穂町福祉部長	審議会委員
柳澤　智仁	東京都西多摩保健所　歯科保健担当課長	分科会委員
森本　優子	医療法人社団久遠会みずほ病院　理学療法士	分科会委員
渡部　ともみ	管理栄養士	分科会委員
山郷　淑子	公立福生病院　看護師	分科会委員
山内　一寿	福祉部健康課長	事務局
鈴木　隆太	福祉部健康課健康係長	事務局
竹山　真依	福祉部健康課健康係主事	事務局
榎本　康弘	福祉部健康課成人保健係長	事務局
島﨑　友介	福祉部子ども家庭センター課長	事務局
片野　宏	福祉部子ども家庭センター課母子保健係長	事務局

◎:分科会長　〇副分科会長

5　計画の策定経過

（瑞穂町地域保健福祉審議会）

回数	年月日	検討議題
第１回	令和７年５月30日	・瑞穂町地域保健福祉審議会諮問事項について ・第５次地域保健福祉計画の専門分科会について
第２回	令和７年７月22日	・第４次地域保健福祉計画の進捗状況について ・各専門分科会について
第３回	令和７年11月7日	・第５次地域保健福祉計画（案）について
第４回	令和８年２月１３日	・第５次地域保健福祉計画について

（地域保健福祉計画専門分科会）

回数	年月日	検討議題
第１回	令和７年７月１日	・第４次地域保健福祉計画について ・地域保健福祉計画の進捗状況について ・第５次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書について ・第５次地域保健福祉計画について
第２回	令和７年９月30日	・第４次地域保健福祉計画の取組み状況の総括について ・第５次地域保健福祉計画の基本理念、基本目標等について
第３回	令和７年10月22日	・第５次地域保健福祉計画（素案）について
第４回	令和８年１月２７日	・第５次地域保健福祉計画（最終案）について

（健康づくり推進専門分科会）

回数	年月日	検討議題
第１回	令和７年７月20日	・第４次地域保健福祉計画について ・地域保健福祉計画の進捗状況について ・第５次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第５次地域保健福祉計画について
第２回	令和７年10月２日	・第５次地域保健福祉計画（素案）について
第３回	令和７年１０月１７日（書面開催）	・第５次地域保健福祉計画（案）について
第４回	令和８年１月２８日	・第５次地域保健福祉計画（最終案）について

6　地域福祉活動のための小地域区分（圏域）

小地域の位置

瑞穂町第５次地域保健福祉計画
令和８年度～令和１２年度

令和８年３月
発行／瑞穂町
編集／瑞穂町　福祉部　福祉課

〒１９０-１２９２
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎　２３３５番地
ＴＥＬ：０４２-５５７-０５０１（代表）